# 委託研究開発における知的財産マネジメントに 関する運用ガイドラインの調査

報告書

2023年3月



# 目 次

Ι	調査実施概要	1
	1. 調査の背景・目的	1
	2. 調査手法	2
	(1)公開文献調査	2
	(2)ヒアリング調査	2
	(3)調査委員会による検討	2
П	公開文献調査	5
	1. 調査対象文献	5
	2. 調査結果	7
Ш	ヒアリング調査5	9
	<b>1. 調査対象</b> 5	9
	<b>2. ヒアリン</b> グ事項 5	9
	<b>3. ヒアリング調査の結果</b> 5	9
	(1)全体 5	9
	( <b>2</b> ) 各条項 6	0
IV	調査委員会による検討9	2
	(1)全体9	2
	(2)各条項9	2
٧	知財及びデータ合意書の作成例及び解説の改善検討9	6
	1. 知財及びデータ合意書の作成について 9	6
	2. 知財及びデータ合意書の作成例の考え方9	7
	3. 知財及びデータ合意書の作成例及び解説9	8
	4. 国外企業等が参加する場合の作成例13	3

#### I 調査実施概要

#### 1. 調査の背景・目的

経済産業省は、国の委託研究開発プロジェクトの担当者が知的財産マネジメントを実施するに当たり考慮すべきと考えられる事項を運用ガイドラインとして取りまとめた「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(以下「知財ガイドライン」という。)を公表している。知財ガイドラインでは、委託者は、プロジェクト参加者に、知的財産の取扱いについての合意書等(以下「知財合意書」という。)を作成させることとしており、知財合意書の作成例及び知財合意書の作成例に関する解説を示しているが、知財合意書の作成例の実質的な内容は、国と委託者との契約に関連する箇所を除くと2015年の作成時から変わっていない。

また、知財ガイドラインの別添である「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」((以下「データガイドライン」という。)では、委託者がプロジェクト参加者に作成させる研究開発データの取扱いに関する合意書(以下「データ合意書」という。)の作成例及び解説を示しているが、こちらも2017年の作成時から変わっていない。

近年、国の委託研究開発プロジェクトにおいては、研究開発型スタートアップ等向けの予 算である日本版 SBIR (Small Business Innovation Research) 制度の指定補助金等を拡充 して実施することで、スタートアップ等の参画枠を確保することとされるなど、スタートア ップがオープンイノベーションの重要なプレイヤーとなっている。イノベーション・エコシ ステムの中核となるべき大学は、世界レベルの研究成果の創出、社会変革を先導する大学発 スタートアップの創出といった役割をより一層果たしていくことが必要とされている。ま た、野心的な目標を定めた長期(例えば 10 年)の国の委託研究開発プロジェクトも増えて おり、プロジェクト中に、開発している技術が協調領域から競争領域に移行する可能性や、 知財戦略検討の基となる事業計画を修正する可能性が増加している。その他に、AI/IoT や マテリアルズ・インフォマティクスのように特許権だけでなく研究開発データやオープン・ ソース・ソフトウェアの利活用等を絡めた知財戦略が重要になる新技術の台頭などもある。 このような昨今の変化から、国の委託研究開発プロジェクトにおける知的財産及び研究開発 データの取扱いは、プロジェクトの目的・技術分野や参加機関等により、ますます多様化し ている。本調査では、多様な委託研究開発プロジェクトに応じて最適な知財マネジメントを 実施するための知的財産及び研究開発データの取扱いに関する契約条件等を調査し、経済産 業省の予算により実施する委託研究開発プロジェクトに適用する知財及びデータ合意書の作 成例とその解説の改善を検討した。

#### 2. 調査手法

本調査は以下の手法で実施した。

# (1)公開文献調査

書籍、調査研究報告書及びインターネット情報等を利用して、本調査に関連する以下の国内外の13文献を対象として調査した。

# ○調査対象文献

- ① JST 共同知財協定(未来社会創造事業)
- ② 特許庁モデル契約書 共同研究開発契約書 (大学・事業会社)
- ③ 特許庁モデル契約書 コンソーシアム契約書 (大学・事業会社)
- (4) ARPA-E (INTELLECTUAL PROPERTY & DATA MANAGEMENT PLAN TEMPLATE)
- (5) Horizon (Model Grant Agreement)
- ⑥ AMED 共同研究契約ひな形 (案)
- ⑦ 東京大学 共同研究契約書条文解説
- (8) WIPO (Patent License)
- (9) WIPO (R&D Cooperation Agreement)
- ① WIPO (R&D Cooperation Master Agreement)
- ① 特許庁 モデル契約書 ライセンス契約書 (大学・大学発ベンチャー)
- ② 経済産業省 AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版
- ③ 農研機構 ムーンショット型農林水産研究開発事業「知財合意書」(案)(作成例)

#### (2)ヒアリング調査

技術研究組合(CIP)<sup>1</sup>、事業会社<sup>2</sup>、スタートアップ、不実施機関等 15 者に対して、公開文献調査等を踏まえて調査委員会において検討した知財及びデータ合意書の作成例の改善の内容を提示してヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査は新型コロナウイルス感染症の防止対策として、全て Web 会議形式にて実施した。

#### (3)調査委員会による検討

本調査では、委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドラインの調

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Collaborative Innovation Partnership:複数の企業、大学、独法等が協同して試験研究を行うことにより、単独では解決出来ない課題を克服し、技術の実用化を図るために、主務大臣の認可により設立される法人

<sup>2</sup> 事業会社とは事業経営を行う会社のうちスタートアップを除く会社

査委員会を設置して、本調査に関して専門的な知見を有する者6名を委員として、委員会を 3回開催した。

#### 第1回調査委員会

日時:2022年11月15日(火)10:00~12:00 場所:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 2406 中会議室

#### 議事

- ・ 本調査の背景と目的の説明
- · 公開情報調査結果の報告
- ・ 知財及びデータ合意書の作成例及び解説の改善検討
- ・ ヒアリング調査におけるヒアリング事項の提示・検討

#### 第2回調査委員会

日時:2023年2月2日(木)15:00~17:00

場所:Teams

#### 議事

- ・ ヒアリング調査の中間報告
- ・ 知財及びデータ合意書の作成例及び解説の改善検討

#### 第3回調査委員会

日時:2023年3月9日(木)14:00~16:00

場所:AP東京八重洲 Xルーム

#### 議事

- ・ ヒアリング調査の結果報告
- ・ 知財及びデータ合意書の作成例及び解説の改善検討

# 委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドラインの調査委員会 出席者リスト

(敬称略、委員長を除き委員は50音順)

委員長

鮫島 正洋 弁護士法人内田・鮫島法律事務所 代表パートナー

委 員

北岡 康夫 大阪大学 共創機構 機構長補佐・教授

鮫島 昌弘 ANRI 株式会社 ジェネラル・パートナー

服部 健 技術研究組合次世代 3D 積層造形技術総合開発機構 主任研究員

辺見 昌弘 東レ株式会社 理事 知的財産部門長

吉本 敦 株式会社日立製作所 グローバル知的財産統括本部

知財イノベーション本部 R&D知財部 部長

オブザーバー

奥田 英一郎 大阪大学 共創機構 イノベーション戦略部門 知的財産室長

• 特任教授

内閣府 知的財産戦略推進事務局

特許庁 総務部企画調査課

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 社会実装本部社会実装戦略部

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 技術戦略研究センター

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 実用化推進・知的財産支援課

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 総務部知的財産推進課

経済産業省

福本 拓也 産業技術環境局 総務課 課長

前田 幸永 産業技術環境局 総務課 成果普及·連携推進室長

嵯峨根 多美 産業技術環境局 総務課 課長補佐

事務局

長尾 尚訓 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 主任研究員

萩原 達雄 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 主任研究員

平川 彰吾 三菱UFIリサーチ&コンサルティング(株) 副主任研究員

林 マリア 三菱UFIリサーチ&コンサルティング(株) 研究員

# Ⅱ 公開文献調査

## 1. 調査対象文献

詳細な公開文献調査の対象とした以下の①~⑬の文献について、調査を実施した。

#### ① JST 共同知財協定 (未来社会創造事業) 3

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)未来社会創造事業の「知的財産マネジメント基本方針」にて定められた参画機関間の共同知財協定と当該協定で定める事項。

#### ② 特許庁 モデル契約書 共同研究開発契約書 (大学・事業会社) 4

発電施設の開発事業者X社(甲)とマテリアルズ・インフォマティクスクスを注力分野と するY大学(乙)が、最適な材料の組成を目指して共同開発するケースのモデル契約書。

#### ③ 特許庁 モデル契約書 コンソーシアム契約書 (大学・事業会社) 5

新型太陽電池の事業化を進める企業(X社)と Y 大学が共同研究開発した新型太陽光電池 用材料の普及を図るため、関連する事業者をメンバーとするコンソーシアムを組成し、共同 研究開発及びその成果物の普及・活用を行うケースのモデル契約書。

# 4 ARPA-E (INTELLECTUAL PROPERTY & DATA MANAGEMENT PLAN TEMPLATE) 6

米国エネルギー高等研究計画局のプロジェクトで複数のメンバーが共同研究開発する際に 作成する知財及びデータマネジメントのテンプレート。

ARPA-E は、米国議会による承認(2007年)を得て米国エネルギー省(DOE)内に設立された。 エネルギー分野において民間企業が投資するには時期尚早な高い可能性とインパクトのある ファンディングを行っている。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> https://www.jst.go.jp/contract/download/2021/2021mirais305manua.pdf

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/uni-com-kyoudou\_chikujouari.pdf

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/uni-com-consortium chikujouari.pdf

<sup>6</sup> https://arpa-e.energy.gov/sites/default/files/ARPA-

E\_224\_Intellectual\_Property\_Management\_and\_Data\_Plan\_Template.docx https://arpa-e.energy.gov/technologies/project-guidance/pre-award-guidance/required-forms-and-template

# (5) Horizon (Model Grant Agreement) 7

Horizon の助成対象となったプロジェクトにおいて、コンソーシアム(企業等)とファンディング機関(EU, Euratom 等)の間で締結するモデル契約書。

Horizon Europe とは、研究・イノベーションのための EU の資金助成プログラムで、2021 年から 2027 年までの予算は 955 億ユーロ。Horizon Europe では、オープンアクセスと研究データの FAIR (Findable;検索可能, Accessible: アクセス可能, Interoperable: 相互運用可能, Reusable: 再利用可能) を原則としている<sup>8</sup>。

#### ⑥ AMED 共同研究契約ひな形(案)<sup>9</sup>

国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)が委託して実施する研究開発課題において、 大学と参画企業の間で締結する契約書ひな形。

#### ⑦ 東京大学 共同研究契約書条文解説10

東京大学の共同研究に対する基本姿勢の明確かつ正確な理解推進を目的とした共同研究契約書の条文解説

#### (8) WIPO (Patent License) 11

世界知的所有権機関 (WIPO) が提示している、研究機関と事業者等に特許をライセンスする際に締結する IPAG (Intellectual Property Agreement Guide)のモデル契約書。

#### (9) WIPO (R&D Cooperation Agreement) 12

研究機関と事業者等が共同研究開発を実施するにあたり締結する IPAG のモデル契約書。

# (10) WIPO (R&D Cooperation Master Agreement) 13

研究機関と事業者等が継続的に共同研究開発を実施するにあたり締結する IPAG のモデル 基本契約書。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> https://ec.europa.eu/info/funding-tenders/opportunities/docs/2021-2027/common/guidance/aga\_en.pdf

<sup>8</sup> https://op.europa.eu/en/web/eu-law-and-publications/publication-detail/-/publication/9570017e-cd82-11eb-ac72-01aa75ed71a1

<sup>9</sup> https://www.amed.go.jp/content/000003784.pdf

<sup>10</sup> https://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/activity/research/explanation.html

<sup>11</sup> https://www.wipo.int/amc/en/center/specific-sectors/rd/ipag/

<sup>12</sup> https://www.wipo.int/amc/en/center/specific-sectors/rd/ipag/

<sup>13</sup> https://www.wipo.int/amc/en/center/specific-sectors/rd/ipag/

# ⑪ 特許庁 モデル契約書 ライセンス契約書 (大学・大学発ベンチャー) 14

スタートアップが、大学が保有する特許権に係る発明の実施許諾(ライセンス)を受ける ためのモデル契約書。

# ① 経済産業省 AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版<sup>15</sup>

AI編 第7.6 開発段階のソフトウェア開発契約書 (モデル契約書)

学習済みモデルのみの生成を行うケースを想定した準委任型のソフトウェア開発契約のモデル契約書。

#### ③ 農研機構 ムーンショット型農林水産研究開発事業「知財合意書」(案)(作成例) 16

「ムーンショット型農林水産研究開発事業」の実施及びその成果の活用のために必要なコンソーシアム内での知的財産の取扱いについて定めた合意書作成例。

#### 2. 調査結果

II.1. 調査対象文献について、知財及びデータ合意書の作成例及び解説を検討する上で参考となると考えられる事項を、令和5年3月時点の経済産業省の知財合意書の作成例及びデータ合意書の作成例と比較して規定毎に整理した。

以下の整理において示している文献 No. は、II. 1. 調査対象文献の番号と対応させている。

 $<sup>^{14}\</sup> https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/univen-kyoudou_chikujouari.pdf$ 

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001-1.pdf

<sup>16</sup> https://www.naro.go.jp/brain/moon\_shot/07\_chizai-hina\_R5.docx

#### ①定義

#### (経済産業省における知財合意書の作成例)

- 第2条 本合意書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。
  - 一 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

#### イー発明

- 口 考案
- ハ 意匠の創作
- ニ 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第2条第 2項に規定する回路配置の創作
- ホ 種苗法第2条第2項に規定する品種の育成
- へ 著作物の創作
- ト 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの(以下「ノウハウ」という。)の案出
- 二 「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。
- 三 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
- イ 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠 登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育 成者権、種苗法(平成10年法律第83号)第3条に規定する品種登録を受ける地位 及び外国における上記各権利及び地位に相当する権利及び地位(以下「産業財産権」 と総称する。)
  - 口 著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む)及び外国における上記権利に相当する権利(以下「著作権」と総称する。)
  - ハ ノウハウを使用する権利
- 四 知的財産権の「実施」とは、特許法(昭和34年法律第121号)第2条第3項に定める行為、実用新案法(昭和34年法律第123号)第2条第3項に定める行為、意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。
- 五 「プロジェクト参加者」とは、研究開発の直接の受託者のほか、当該受託者からの研究開発の一部の再委託先及び共同研究先をいい、具体的には、本プロジェクトを実施する別紙1に記載された者をいう。
- 六 「プロジェクトリーダー」とは、本プロジェクトにおける知的財産の取扱いを含む本 プロジェクト全体を統括する責任者をいう。
- 七 「研究開発従事者」とは、本プロジェクトにおいて実施する研究開発に従事する者を

いう。

- 八 「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録(電子的方式、磁 気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で あって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。
- 九 「委託者指定データ」とは国が管理するべき研究開発データであり、国に提供される 研究開発データとして指定された研究開発データをいう。
- 十「自主管理データ」とは、委託者指定データ以外の研究開発データであって、プロジェクト参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。
- 十一 「非管理データ」とは、委託者指定データ又は自主管理データ以外の特に管理を要しない研究開発データをいう。

公開文献では、経済産業省における知財合意書の作成例(には明記されていない定義として、バックグラウンド、フォアグラウンド等の定義がある。公開文献の当該情報は以下のとおり。

# 文献 No 2 ① バックグラウンド情報 本契約締結日に各当事者が所有しており、本契約締結後30日以内に、当該当事 者が他の当事者に対して書面で、その概要が特定された、本研究に関連して当該 当事者が必要とみなす知見、データおよびノウハウ等の技術情報を意味する。 ② 本単独発明 特許またはその他の知的財産権の取得が可能であるか否かを問わず、本研究の 実施の過程で各当事者が、相手方から提供された情報に依拠せずに独自に創作し た発明、発見、改良、考案その他の技術的成果を意味する(本プログラム発明を 除く。)。 ③ 本プログラム発明 特許またはその他の知的財産権の取得が可能であるか否かを問わず、本研究の実 施の過程で開発または取得した発明、発見、改良、考案その他の技術的成果であ って、最適な組成の発見を可能とするプログラムに関する発明を意味する。 ④ 本発明 特許またはその他の知的財産権の取得が可能であるか否かを問わず、本研究の

い。)を意味する。

実施の過程で開発または取得した発明、発見、改良、考案その他の技術的成果で あって、本単独発明および本プログラム発明以外のもの(本件技術による解析の 結果発見された材料および素材の組成に関する発明を含むが、これらに限らな 3 第2条 本契約において使用される用語の定義は次のとおりとする。

#### ① バックグラウンド情報

本契約締結日に各当事者が所有しており、本契約締結後30日以内に、当該当事者が他の当事者に対して書面で、その概要が特定された、本研究に関連して当該当事者が必要とみなす知見、データおよびノウハウ等の技術情報を意味する。

#### ② 本単独発明

特許またはその他の知的財産権の取得が可能であるか否かを問わず、本研究の 実施の過程で各当事者が、他の当事者から提供された情報に依拠せずに独自に創 作した発明、発見、改良、考案その他の技術的成果を意味する。

#### ③ 本発明

特許またはその他の知的財産権の取得が可能であるか否かを問わず、本研究の 実施の過程で開発または取得した発明、発見、改良、考案その他の技術的成果を 意味する(本単独発明を除く。)。

3. "Background Technical Data" means information, in hard copy or in electronic form, including, without limitation, documents, drawings, models, designs, data memoranda, tapes, records, and databases developed before or independent of performance under the Award that is necessary for the performance of Award Work.

#### 4 【参考:簡易和訳】

3. 「バックグラウンド技術データ」とは、Award Work に必要な、Award の下で以前に開発された、またはパフォーマンスとは無関係に開発された文書、図面、モデル、デザイン、データ覚書、テープ、記録、およびデータベースを含むがこれらに限定されない、ハードコピーまたは電子形式の情報を意味する。

#### 5 Agreement on background

The beneficiaries must identify in a written agreement the background as needed for implementing the action or for exploiting its results. Where the call conditions restrict control due to strategic interests reasons, background that is subject to control or other restrictions by a country (or entity from a country) which is not one of the eligible countries or target countries set out in the call conditions and that impact the exploitation of the results (i.e. would make the exploitation of the results subject to control or restrictions) must not be used and must be explicitly excluded from it in the agreement on background —unless otherwise agreed with the granting authority.

#### 5 【参考:簡易和訳】

バックグラウンドに関する合意

受益者は、活動の実施またはその結果の活用に必要なバックグラウンドを、書面による合意で特定しなければならない。募集要項が戦略的利益のために管理を制限している場合、募集要項に記載された適格国または対象国以外の国(またはその国の団体)による管理またはその他の制限を受け、成果の利用に影響を与える(すなわち成果の利用が管理または制限の対象となる)バックグラウンドは使用してはならず、バックグランドに関する合意書で明示的に除外しなければなりません-グラント機関と別途合意しない限り)

9 1.5. Foreground Technology or Foreground:

Foreground Technology or Foreground shall refer to any and all Results generated in the framework of the Project and the project objectives defined for the Project.

#### 9 【参考:簡易和訳】

1.5 開発成果またはフォアグラウンド技術

開発成果またはフォアグラウンド技術とは、プロジェクトの中で生成されたすべての成果、およびそれぞれのプロジェクトにおいて定義されたプロジェクト目標を指すものとする。

9 1.1. Pre-Existing Intellectual Property or Background:

Pre-Existing Intellectual Property shall include any and all intellectual property rights as well as know-how and business and trade secrets of one Party, irrespective of whether such rights are eligible for IP right protection, which came into existence prior to the Effective Date or which were acquired or generated outside the scope of the Project and independently of the use of the Information and which this Party may lawfully dispose of and use.

#### 9 【参考:簡易和訳】

1.1 既存の知的財産またはバックグラウンド技術

既存の知的財産には、そのような権利が発効前に存在した知的財産権保護の資格があるかどうかに関係なく、すべての知的財産権、ならびに一方の参加者のノウハウ、ビジネスおよび企業秘密が含まれるものとする。プロジェクトの範囲外で、情報の使用とは無関係に取得または生成され、この参加者が合法的に処分および使用できる。

- 9 7.3. Background
  - 7.3.1. Ownership in Background and duty to inform

Each Party shall retain ownership of its Background. Prior to the launch of the Project and during the Project, the Parties, to the extent possible prior to the use of Background, shall mutually inform one another in

	writing, to the best of their knowledge, on the existence of required
	Background. After the Effective Date, it shall only be possible for a
	Party to withdraw or add Background with the consent of the other Parties.
9	【参考:簡易和訳】
	7.3. バックグラウンド技術
	7.3.1.バックグラウンド技術の所有権と通知義務
	各参加者は、そのバックグラウンド技術の所有権を保持するものとする。プロジ
	ェクトの開始前およびプロジェクト期間中、参加者は、可能な範囲で、バックグ
	ラウンド技術の使用前に、必要なバックグラウンド技術の存在について、知る限
	り、書面で相互に通知するものとする。発効日以降、一方の参加者は、他方の参
	加者の同意がある場合にのみ、バックグラウンド技術を撤回または追加すること
	ができるものとする。
10	1.1. Background Technology or Background or Pre-Existing Intellectual
	Property:
	Background Technology or Background or Pre-Existing Intellectual Property
	shall refer to Results which were acquired or generated by one Party prior
	to the Effective Date or which – with reference to the relevant Project
	- were acquired or generated prior to the start of a Project or outside
	the scope of a Project.
10	【参考:簡易和訳】
	1.1 バックグラウンド技術または既存の知的財産
	バックグラウンド技術またはバックグラウンドまたは既存の知的財産とは、発効
	日前に一方の参加者によって取得または生成された成果、または関連するプロジ
	ェクトを参照して、プロジェクトの開始前またはプロジェクトの外で取得または
	生成された成果を指す。
10	1.5. Foreground Technology or Foreground:
	Foreground Technology or Foreground shall refer to any and all Results
	generated in the framework of a Project and the project objectives defined
	for the respective Project.
10	【参考:簡易和訳】
	1.5 開発成果またはフォアグラウンド技術
	開発成果またはフォアグラウンド技術とは、プロジェクトの中で生成されたすべ
	ての成果、およびそれぞれのプロジェクトにおいて定義されたプロジェクト目標
	を指す。
10	1.1. Pre-Existing Intellectual Property or Background:
	Pre-Existing Intellectual Property shall include any and all intellectual

property rights as well as know-how and business and trade secrets of one Party, irrespective of whether such rights are eligible for IP registration, which came into existence prior to the Effective Date or which - with reference to the relevant Project - were acquired or generated prior to the start of a Project or outside the scope of a Project and independently of the use of the Information and which this Party may lawfully dispose of and use. 【参考:簡易和訳】 10 1.1 既存の知的財産またはバックグラウンド技術 既存の知的財産は、発効日より前に存在した知的財産権登録の有無に関わらず、 一方の参加者のすべての知的財産権、ノウハウ、ビジネスおよび企業秘密が含ま れるものとする。このプロジェクトの範囲外で、情報の使用とは無関係に取得ま たは生成されたものであり、この参加者が合法的に処分および使用できるもの。 10 1.2. Results or Foreground: Results or Foreground shall refer to all data and information derived from the Information and/or resulting from the implementation of a Project and all reports which relate thereto. 1.2 成果またはフォアグラウンド技術 10 成果またはフォアグラウンド技術とは、情報から派生した、かつ/または、プロ ジェクトの実施から生じたすべてのデータおよび情報、それに関連するすべての レポートを指すものとする。

(注)和訳は、三菱UF I リサーチ&コンサルティング(株)による。

#### ②知的財産権(フォアグラウンド IP)の帰属

(経済産業省における知財合意書の作成例)

- 第9条 本プロジェクトの実施により得られた知的財産権(以下「フォアグラウンドIP」という。)は、発明者等が属するプロジェクト参加者の職務発明規程等に基づき当該参加者に承継させるものとする。
- 2 発明者等の所属するプロジェクト参加者が二以上に亘る場合にあっては、各プロジェクト参加者の持分は、当該プロジェクト参加者間で協議して決定するものとする。

公開文献では、共有持ち分の割合は寄与度に応じて決定するもの、成果の所有権について 詳細な規定を定めているものがある。公開文献の当該情報は以下のとおり。

文献	
No	
2	第8条 本単独発明にかかる知的財産権は、その発明等をなした当事者に帰属す
	るものとする。甲は乙に対し、甲の単独発明の実施をすることを、また、乙は
	甲に対し、乙の単独発明を実施することを、それぞれの知的財産権の権利存続
	期間満了までの間、許諾する。実施許諾の具体的な条件は、別途協議の上定め
	るものとする。
	2 本発明にかかる知的財産権は、甲乙の共有とする。共有持分の割合は、本発明
	の創出にあたっての寄与度に応じて決定するものとする。ただし、甲は、乙に
	対し、甲乙別途協議の上定める金額を支払うことにより、乙の共有持分の全部
	を買い取ることができるものとする。
	3 本プログラム発明にかかる知的財産権は、乙に帰属するものとし、乙は、本プ
	ログラム発明にかかる知的財産権の権利存続期間満了までの間、甲に対し、本
	プログラム発明を無償で実施すること許諾する。
	4 甲が単独または乙と共同して本発明にかかる知的財産権を取得するべく、出願
	等(知的財産権の取得、維持および保全をいう。)を行うときは、当該出願等
	の費用は甲が負担するものとする。
3	第17条 本研究の過程で生じた発明等にかかる知的財産権は、その発明等が単
	独の当事者によってなされた場合(本単独発明)には当該当事者に単独で帰属
	するものとし、複数の当事者によってなされた場合(本発明)には、その寄与分
	に応じて共有とする。
5	16.2 Ownership of results
	The granting authority does not obtain ownership of the results produced
	under the action.
	'Results' means any tangible or intangible effect of the action, such
	as data, know-how or information, whatever its form or nature, whether or
	not it can be protected, as well as any rights attached to it, including
	intellectual property rights.
	Ownership of results
	Results belong to the beneficiary that generated/produced them.  Best practice: To avoid or resolve ownership disputes, beneficiaries
	should keep documents such as laboratory notebooks to show how and when
	they produced the results.
	Specific cases (ownership of results):
	Automatic joint ownership - If beneficiaries have jointly generated
	nationality Joint Ownership in beneficialities have Jointly generated

results and it is not possible to establish their respective contribution or to separate them for protection, the beneficiaries automatically become joint owners.

In this case, the beneficiaries concerned must conclude a joint ownership agreement (in writing).

This agreement should cover in particular:

- (a) how the ownership is divided (e.g. equally or not).
- (b) if/how the joint results will be protected, including issues related to the cost of protection
- (e.g. patent filing and examination fee, renewal fees, prior state-of-the-art searches,

infringement actions, etc), or to the sharing of revenues or profits.

- (c) how the joint results will be exploited and disseminated.
- (d) how disputes will be settled (e.g. via a mediator, applicable law, etc).

Best practice: Beneficiaries should include at least general principles on joint ownership already in the consortium agreement to make it easier to negotiate a full joint ownership agreement later on.

Unless otherwise provided in the consortium agreement or the joint ownership agreement, the joint owners automatically have the right to grant non-exclusive licences to third parties against fair and reasonable compensation (without prior authorisation from the other joint owners).

The joint owner that intends to grant the licence must give the other joint owners at least 45 days advance notice

(together with sufficient information, to check if the proposed compensation is fair and reasonable).

Such licences may not include sub-licensing.

The joint owners may agree in writing not to continue with joint ownership and apply another regime.

Example: The joint owners may transfer ownership to a single owner and agree on more favourable access rights (or on any other fair counterpart).

In such case, the rules regarding transfer of ownership apply.

The joint owners may agree to apply another regime even before the results are generated, e.g. in the consortium agreement, if they consider it appropriate.

Joint ownership by agreement - Outside the cases described above, the

beneficiaries may also become joint owners if they specifically agree on it.

Example: A beneficiary may decide that a part of its results will be owned jointly with its parent company or another third party. Also in this case, the rules regarding transfer or ownership apply.

#### 5 【参考:簡易和訳】

#### 16.2 成果の所有権

付与機関は、活動で創出された成果の所有権を取得しない。

「成果」とは、データ、ノウハウ、または情報など、その形式や性質を問わず、保護され得るか否かにかかわらず、知的財産権を含め、それに付随する権利など、有形または無形の、活動による成果を意味する。

#### 成果の所有権

結果は、それを生成/生産した受益者に帰属する。

ベストプラクティス:成果の所有権に関する紛争を回避または解決するために、 受益者は、いつ、どのようにして成果を生み出したかを示す実験ノートなどの文 書を保管する必要がある。

#### 具体的なケース (成果の所有権)

自動的な共同所有権 - 受益者が共同で作成した結果、それぞれの貢献を立証することや保護のために分離することが 不可能な場合、受益者は自動的に共同所有者となる。

この場合、関係する受益者は共同所有契約を締結しなければならない(書面にて)。この契約は、特に以下の内容を含む必要がある。

- (a) 所有権の分割方法(例:均等か否か)。
- (b) 共同研究成果を保護するかどうか/どのように保護するか(保護費用に関する問題(例:特許出願·審査料、更新料、先行技術調査、侵害訴訟など)を含む)。
- (c) 共同研究成果をどのように利用し、普及させるか。
- (d) どのように紛争を解決するか(例:調停者、適用法などを介して)。

#### ベストプラクティス

受益者は、少なくとも共同所有に関する一般原則をコンソーシアム契約書にすでに盛り込み、後の完全な共同所有契約の交 渉を容易にする必要がある。

コンソーシアム契約または共同所有契約に別段の定めがない限り、共同所有者は、 (他の共同所有者からの事前の承認なしに)公正かつ合理的な対価に基づき第三 者に非排他的ライセンスを付与する権利を自動的に有するものとする。ライセン スを付与しようとする共同所有者は、他の共同所有者に少なくとも 45 日前に通知 しなければならない。

(提案された補償が公正かつ合理的であるかどうかを確認するための十分な情報 とともに)、他の共同所有者に通知しなければならない。

そのようなライセンスにはサブライセンスを含めることはできない。

共同所有者は、共同所有を継続せず、別の制度を適用することに書面で合意する ことができる。

例:共同所有者は所有権を一人の所有者に移譲し、より有利な利用権(または他の公正な対応策)に合意することができる。この場合、所有権の移転に関する規則が適用される。

共同所有者は、結果が出る前であっても、例えばコンソーシアム契約において、 適切と考える場合には、別の制度を適用することに合意することができる。

合意による共同所有 - 上記の場合以外でも、受益者が特に合意した場合には共同 所有者となることができる。

例:受益者は、その成果の一部を親会社または他の第三者と共同所有することを 決定することができる。この場合にも、譲渡や所有権に関する規則が適用される。

(注)和訳は、三菱UF J リサーチ&コンサルティング(株)による。

#### ③共有するフォアグランド I Pの取扱い

(経済産業省における知財合意書の作成例)

第10条 プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドIPについて、自由かつ無償にて実施できるものとする。

公開文献では、不実施機関と共有する場合の補償の取扱いを定めている規定がある。公開 文献の当該情報は以下のとおり。

文献	
No	
1	(6) 共有するフォアグラウンド I Pの実施
	参画機関は、他の参画機関と共有するフォアグラウンド I Pについて、原則とし
	て自由かつ無償にて実施できるものとする。
	但し、自ら実施できない大学等が共有する場合において、大学等に実施機能がな
	いことを根拠とした補償の取扱いは、以下のとおりとする。
	・大学等が他の共有権者の意思にかかわらず第三者に自由に実施許諾できる場
	合、又は、他の共有権者がフォアグラウンドIPに要する経費を全額負担する場
	合には、大学等は補償を求めない。

・上記と異なる他の取扱とすることにつき参画機関間で合意し、運営統括がそれ を承認した場合には、当該他の取扱とすることを妨げない。

#### 2 第8条

5 乙は、本発明\*にかかる知的財産権の権利存続期間満了までの間、本発明を自ら実施せず、また、甲以外の第三者に対し、本発明の実施許諾を行わないものとする。ただし、甲が正当な理由なく●年間本発明を実施しなかった場合にはこの限りではない。

#### \*本発明

特許またはその他の知的財産権の取得が可能であるか否かを問わず、本研究の実施の過程で開発または取得した発明、発見、改良、 考案その他の技術的成果であって、本単独発明および本プログラム発明以外のもの(本件技術による解析の結果発見された材料お よび素材の組成に関する発明を含むが、これらに限らない。)を意味する。

3 第19条 本発明\*、本単独発明またはバックグラウンド情報が新型太陽電池の普及のために必要なものであることについて協議会の全委員の過半数の同意が得られた場合、当該発明に関する知的財産権を保有する当事者は、Xに対し、再実施許諾権付き(ただし再実施許諾先は当事者に限るものとする。)の実施許諾権を設定するものとする。同許諾条件は協議会の全委員の過半数の同意に基づき決定するものとする。

#### \*③本発明

特許またはその他の知的財産権の取得が可能であるか否かを問わず、本研究の実施の過程で開発または取得した発明、発見、改良、考案その他の技術的成果を意味する(本単独発明を除く。)。

## 7 (第三者に対する実施の許諾) 第21条

甲は、乙又は乙の指定する者が本件知的財産権\*に関する独占実施に係る契約を締結した場合にもかかわらず、当該本件知的財産権を出願等した日の翌日から起算して表記契約項目表 14. に掲げる期間(以下「実施目標期間」という。)以降において正当な理由なく実施しないときは、乙又は乙の指定する者の意見を聴取の上、乙又は乙の指定する者との間で締結している本件知的財産権に関する独占実施に係る契約を解除し、乙又は乙の指定する者以外の第三者に対し当該本件知的財産権の実施を許諾することができるものとする。ただし、当該独占実施に係る契約の締結に当たり、甲乙協議の上、表記契約項目表 14. の実施目標期間と異なる期間を定めることができるものとする。

\*本件知的財産権

甲知的財産権及び共有知的財産権

Results are owned by the beneficiaries that generate them.

However, two or more beneficiaries own results jointly if:

- they have jointly generated them and
- it is not possible to:
- establish the respective contribution of each beneficiary, or
- separate them for the purpose of applying for, obtaining or maintaining their protection.

The joint owners must agree - in writing - on the allocation and terms of exercise of their joint ownership ('joint ownership agreement'), to ensure compliance with their obligations under this Agreement.

Unless otherwise agreed in the joint ownership agreement or consortium agreement, each joint owner may grant non-exclusive licences to third parties to exploit the jointly-owned results (without any right to sublicense), if the other joint owners are given:

- at least 45 days advance notice and
- fair and reasonable compensation.

The joint owners may agree - in writing - to apply another regime than joint ownership.

If third parties (including employees and other personnel) may claim rights to the results, the beneficiary concerned must ensure that those rights can be exercised in a manner compatible with its obligations under the Agreement.

The beneficiaries must indicate the owner(s) of the results (results ownership list) in the final periodic report.

#### 5 【参考:簡易和訳】

成果は、それを生み出した受益者 (コンソーシアムの参加者) が所有する。 ただし、次の場合、2 人以上の受益者が成果を共同で所有する。

- 彼らは共同でそれらを作り出した
- 次のことはできない。
- 各受益者のそれぞれの貢献を設定すること
- -受益者保護の申請、取得または維持するために、それらを分離すること。

共同所有者は、本契約に基づく義務の遵守を保証するために、共同所有権の割当 と行使条件について書面で同意する必要がある(「共同所有契約」)。

共有契約または共同企業体契約で別段の合意がある場合を除き、各共有者は、他の共同所有者に次の条件が与えられている場合は、共同所有された成果を利用するための通常実施権を第三者に許諾することができる(サブライセンスする権利

はない)。

- 少なくとも 45 日前に通知し、公正かつ合理的な補償を行うこと。

共有者は、書面により、共有権以外の別の制度を適用することに同意することができる。

第三者(従業員やその他の人員を含む)が成果に対する権利を主張することができる場合、関係する受益者は、本契約に基づく義務に適合する方法で、当該権利が行使されることを保証する必要がある。

受益者は、最終的な定期報告書に成果の所有者(成果の所有者リスト)を示さなければならない。

7.1. Obligation of the Parties to ensure that they are adequately authorised to dispose of Background and Foreground\* developed by their employees and subcontractors

The Parties undertake to make any and all arrangements necessary for ensuring that they are authorised to dispose of all intellectual property rights, know-how, technical improvements and business and trade secrets in a manner that allows them to fulfil their contractual obligations without restrictions.

\*Foreground Technology or Foreground shall refer to any and all Results generated in the framework of the Project and the project objectives defined for the Project

#### 9 【参考:簡易和訳】

7.1. 参加者の従業員および下請業者によって開発されたバックグラウンド技術およびフォアグラウンド技術を処分する適切な権限があることを保証する両参加者の義務

参加者は、制限なく契約上の義務を履行できる方法で、すべての知的財産権、ノウハウ、技術的改良、およびビジネスおよび企業秘密を処分する権限を確実に与えるために必要なすべての取り決めを行うことを請け負う。

(注)和訳は、三菱UF J リサーチ&コンサルティング(株)による。

#### ④知的財産権の実施許諾

(経済産業省における知財合意書の作成例)

第10条 プロジェクト参加者は、自己が保有する知的財産権(フォアグラウンドIP以外の知的財産権を含む。以下本条において同じ。)について、本プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決め

がある場合はこの限りでない。

2 プロジェクト参加者(以下本項において「参加者A」という。)が、自己が保有するフォアグラウンドIPを実施して本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者(以下本項において「参加者B」という。)が保有する知的財産権について実施許諾を求めた場合、参加者Bは、当該事業化をするために必要な範囲で、原則として、参加者Aに実施許諾を行うものとする。

ただし、参加者Bが保有する知的財産権を参加者Aに実施許諾することにより、参加者Bの既存又は将来の事業に影響を及ぼすこと(参加者Bの競争優位が損なわれることを含む。)が予想される場合には、参加者Bは、合理的な理由ありとして、実施許諾を拒否することができるものとする。

実施の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

- 3 前2項の規定は、プロジェクト参加者が、保有するノウハウを他のプロジェクト参加 者に対して開示することを義務づけるものではない。
- 4 プロジェクト参加者が、保有するフォアグラウンド I Pについて、他のプロジェクト 参加者に実施許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に実施許諾する場合と同等又 はそれよりも有利な条件で行うものとする。

公開文献では、実施許諾を求められた場合、実施許諾の条件等について協議に応じることを定めているもの、データ、ノウハウ、情報を含むバックグラウンド技術を相互に与えることとするもの、知的財産権に係る優先交渉期間、優先交渉権を設定するもの、第三者への実施許諾、関連会社へのサブライセンス、研究・教育目的での利用、バックグラウンド技術の指定等について定めているものがある。公開文献の当該情報は以下のとおり。

文献	
No	
1	①本課題実施期間中の研究開発活動に対する権利行使に関する制限
	参画機関は、自己が保有するフォアグラウンドIP及びバックグラウンドIPに
	ついて、本課題実施期間中における他の参画機関による本課題内での研究開発活
	動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、本課題の円滑な遂行に協
	力するものとする

#### 1 ②本研究成果の事業目的のための実施許諾

参画機関は、自己が保有するフォアグラウンドIPについて他の参画機関から実施許諾を求められた場合には、実施許諾の条件等について協議に応じるものとする。

参画機関は、自己が保有するフォアグラウンドIPについて、他の参画機関に実施許諾する場合、参画機関以外の者に実施許諾する場合と同等又はそれよりも実施許諾を受ける者にとって有利な条件で行うものとする。

参画機関は、自己が保有するバックグラウンドIPであって本事業における研究成果の実施に関係するものについて他の参画機関から実施許諾を求められた場合には、実施許諾の条件等について協議に応じるものとする。

実施許諾に関し、当事者間の協議が難航し、本研究成果の事業化に支障を及ぼす おそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、合理的な解決に努めるも のとする

1 知財運営委員会における調整が難航したとき、又は、本課題の実施期間終了後であって知財運営委員会が存続していないとき、JST は、実施許諾に関する調整を行うことができる。

複数の競合関係にある者の参画が想定される場合、研究開発代表者は、それら競合関係者が相互に事業目的の自由度を確保できるよう、以下に例示する取り決めを導入することができる。

#### 1 【取り決めの例示】

〈ア〉フォアグラウンドIPの無償実施対象機関

研究開発代表者は、本課題の実施期間終了までに、全てのフォアグラウンドIP それぞれにつき、無償実施対象機関を指定し、「フォアグラウンドIP無償実施対 象機関表」を作成するものとする。

各フォアグラウンドIPの無償実施対象機関は、当該フォアグラウンドIPの出願日より前から本課題に参画している機関であって、かつ、本課題への貢献が大きい機関であることを必須要件とする。「フォアグラウンドIP無償実施対象機関表」は非公表とし、終了実施報告書と共にJSTに提出するものとする。

〈イ〉無償実施対象機関への実施許諾

無償実施対象機関が、当該機関が無償の指定を受けているフォアグラウンドIP の実施許諾を希望するとき、フォアグラウンドIP保有者は、無償で実施許諾するものとする。

無償実施許諾の範囲及び期限等については、フォアグラウンドIP保有者及び実施許諾の希望者の当事者間で協議するものとする。

但し、上記フォアグラウンドIP保有者が自ら実施できない大学等である場合は、 合理的な範囲で実施料等の対価を求めることができるものとする。 〈ウ〉無償実施対象機関以外の参画機関への実施許諾

無償実施対象機関以外の参画機関がフォアグラウンドIPの実施許諾を希望するとき、実施許諾の条件等について当事者間で協議するものとする。

#### 3 第8条

2 本発明にかかる知的財産権は、甲乙の共有とする。共有持分の割合は、本発明の創出にあたっての寄与度に応じて決定するものとする。ただし、甲は、乙に対し、甲乙別途協議の上定める金額を支払うことにより、乙の共有持分の全部を買い取ることができるものとする。

. . .

- 5 乙は、本発明にかかる知的財産権の権利存続期間満了までの間、本発明を自ら 実施せず、また、甲以外の第三者に対し、本発明の実施許諾を行わないものとす る。ただし、甲が正当な理由なく●年間本発明を実施しなかった場合にはこの限 りではない。
- 6 甲は、乙の事前の承諾を得ることなく、第三者へ本発明の実施許諾を行うことができるものとする。この場合、甲は、乙に対し、当該第三者への許諾により得られたライセンス料の●%(以下「乙ライセンス報酬」という。)を支払うものとする。ただし、本条 2 項ただし書に基づき、甲が乙の共有持分を買い取った場合には、同支払義務は発生しないものとする

. . .

- 9 甲は、乙を含む学術または研究機関による、研究・開発・教育のいずれかの目的による本発明の実施について、本発明にかかる知的財産権を行使しないものとする。
- 10 甲および乙は、本研究の遂行の過程で発明等を取得した場合は、速やかに相手方にその旨を通知しなければならない。相手方に通知した発明が本単独発明または本プログラム発明に該当すると考える当事者は、相手方に対して、その旨を理由とともに通知するものとする。

. . .

3 第7条 X および Y は、本コンソーシアム外の第三者に対して、本件特許発明の 実施を許諾しないものとする。

第19条 本発明、本単独発明またはバックグラウンド情報が新型太陽電池の普及のために必要なものであることについて協議会の全委員の過半数の同意が 得られた場合、当該発明に関する知的財産権を保有する当事者は、X に対し、 再実施許諾権付き (ただし再実施許諾先は当事者に限るものとする。) の実施許 諾権を設定するものとする。同許諾条件は協議会の全委員の過半数の同意に基 づき決定するものとする。

Participants who retain title to a Subject Invention may grant exclusive and non-exclusive licenses for Intellectual Property developed under the Award. Such licenses are subject to certain Government Intellectual Property rights and requirements, such as a Government license, march—in rights and U.S. competitiveness.

An Owner should consider, in any license it may grant, reserving the option to permit private or public educational institutions to use the Project Intellectual Property on a royalty-free basis for research and education, but not for commercial purposes, subject to confidentiality requirements.

#### 4 【参考:簡易和訳】

発明の権原を有する参加者は、表彰に基づき開発された知的財産について独占的かつ通常実施権を許諾することができる。当該ライセンスは、政府のライセンス、行進権、米国の競争力など、特定の政府知的財産の権利および要求事項の対象となる。

所有者は、許諾するいかなるライセンスにおいても、民間又は公立の教育機関が研究及び教育のためにロイヤルティ無償で本プロジェクトの知的財産を使用することを認める選択権を留保することを考慮すべきであるが、商業上の目的のためのものではない。ただし、秘密保持の必要がある。

5 16.1 Background and access rights to background

The beneficiaries must give each other and the other participants access to the background identified as needed for implementing the action, subject to any specific rules in Annex 5.

'Background' means any data, know-how or information - whatever its form or nature (tangible or intangible), including any rights such as intellectual property rights - that is:

- (a) held by the beneficiaries before they acceded to the Agreement and
- (b) needed to implement the action or exploit the results.

If background is subject to rights of a third party, the beneficiary concerned must ensure that it is able to comply with its obligations under the Agreement.

#### 5 【参考:簡易和訳】

16.1 バックグラウンド技術とバックグラウンド技術へのアクセス権 受益者は、附属書 5 の特定の規則に従って、アクションを実施するために必要で あると特定されたバックグラウンド技術への実施について、相互に、また、他の 参加者に対して与えなければならない。

「バックグラウンド技術」とは、知的財産権などの権利を含む、その形式または 性質(有形または無形)に関係なく、データ、ノウハウ、または情報を意味する。

- (a) 受益者が本契約に同意する前に保有していたもの、および
- (b) アクションを実施するか、成果を利用するために必要とされるもの。

バックグラウンド技術が第三者の権利の対象となる場合、関係する受益者は、契約に基づく義務を遵守できることを確認する必要がある。

#### 5 Granting licences

The beneficiaries may grant licences to their results (or otherwise give the right to exploit them), including on an exclusive basis, provided this does not affect compliance with their obligations. Exclusive licences for results may be granted only if all the other beneficiaries concerned have waived their access rights.

#### 5 【参考:簡易和訳】

ライセンスの付与

受益者は、排他的な根拠を含め、その成果にライセンスを付与することができる (または他の方法でそれを利用する権利を付与する)。ただし、これが受益者の義 務の遵守に影響を及ぼさないことを条件とする。

成果のための独占的ライセンスは、関係する他のすべての受益者がそのアクセス 権を放棄した場合にのみ付与することができる。

#### 5 Access rights to results and background

Exercise of access rights - Waiving of access rights - No sub-licensing Requests to exercise access rights and the waiver of access rights must be in writing.

Unless agreed otherwise in writing with the beneficiary granting access, access rights do not include the right to sub-license.

If a beneficiary is no longer involved in the action, this does not affect its obligations to grant access.

If a beneficiary defaults on its obligations, the beneficiaries may agree that that beneficiary no longer has access rights

Access rights for implementing the action

The beneficiaries must grant each other access —on a royalty—free basis — to background needed to implement their own tasks under the action, unless the beneficiary that holds the background has —before acceding to the Agreement —: 1.0 informed the other beneficiaries that access to its background is subject to restrictions, or

2.0 agreed with the other beneficiaries that access would not be ona royalty-free basis.

The beneficiaries must grant each other access —on a royalty—free basis — to results needed for implementing their own tasks

#### 5 【参考:簡易和訳】

成果とバックグラウンド技術へのアクセス権

アクセス権の行使-アクセス権の放棄-サブライセンスの禁止

アクセス権の行使請求およびアクセス権の放棄は、書面で行わなければならない。 アクセス権は、アクセス権を付与する受益者と書面で別段の合意がない限り、サブライセンス権を含まない。受益者が訴訟に関与しなくなった場合でも、アクセスを認める義務には影響しない。受益者が債務不履行に陥った場合には、受益者は、当該受益者がアクセス権を有しないことに同意することができる。

#### アクションを実行するためのアクセス権

受益者は、以下の場合を除き、当該アクションのもとで自らの職務を実行するために必要なバックグラウンド技術について、原則無償で相互にアクセス権を付与しなければならない。

- 1.0:本契約に加入する前に、そのバックグラウンド技術を有する受益者が、他の 受益者に、そのバックグラウンド技術へのアクセスは制限の対象であることを通 知した場合、または、
- 2.0:他の受益者との間で、アクセス権は原則無償ではないことに同意した場合 受益者は、自らの任務を遂行するために必要な成果を、無償で、相互にアクセス できるようにしなければならない。

#### 6 第7条(知的財産権に係る優先交渉期間)

- 1 甲又は乙が実用化しようとする甲知的財産権又は共有知的財産権について、甲及び乙は、優先交渉期間(当該知的財産権の出願の日から、当該知的財産権の実施に係る甲との交渉を乙が独占的に行うことができるまでの期間をいう。以下本条から第 10 条までにおいて同じ。)を、甲及び乙の協議により、当該知的財産権ごとに速やかに定める。ただし、乙があらかじめ優先交渉期間を定めることを希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。
- 2 前項の優先交渉期間を定めるに当たり、優先交渉期間における諸条件の詳細 (甲知的財産権にあっては、甲知的財産権の権利化及び維持保全に関する手続きを含む。)を、甲及び乙の協議により、別に定めるものとする。
- 3. 優先交渉期間中の甲知的財産権の権利化及び維持保全に関する費用は乙の負担とする。
- 4. 優先交渉期間終了日までに、甲は、甲知的財産権及び共有知的財産権を第三者に対し実施許諾又は譲渡してはならない。
- 5 本共同研究の終了日から起算して5年を経過した日以後においては、第1項の 優先交渉期間は定めない。

#### 7 第17条 (優先交渉権)

前条にかかわらず、乙が、本件知的財産権に係る実施又は実施許諾の形態を検討するために、当該本件知的財産権に関する技術面や事業面等からの検証・評価に時間を要する場合、当該本件知的財産権の実施及び実施許諾に関する条件交渉を甲と独占的に行うことができる期間(以下「優先交渉期間」といい、当該優先交渉期間中に乙が獲得する権利を以下「優先交渉権」という。)を、甲と協議の上、設けることができるものとする。

- 2 優先交渉期間中に発生する本件知的財産権に係る出願及び権利保全等に要す る費用(以下「出願等費用」という。)の一切は、乙が負担するものとする。
- 3 優先交渉期間は出願日から 18 ヶ月を上限として設けることができるものとし、共同出 願契約又は優先交渉期間設定契約において定めるものとする。なお、発明等の内容等を踏まえ、甲乙協議の上、優先交渉期間をあらかじめ延ばすことができるものとする。
- 4 優先交渉期間中に、乙が優先交渉期間の延長を希望する場合、甲に延長の申し出を行い、甲の同意を得た上で、書面にて優先交渉期間を延長するものとする。 5 乙は、優先交渉期間終了 3 ヶ月前までに、第 1 項に定める検証・評価の結果を甲に通知するものとし、甲及び乙は、第 18 条から第 23 条までの規定に従い、優先交渉期間終了後の本件知的財産権の実施及び実施許諾に係る条件を決定するものとする。乙が優先交 渉期間中に優先交渉権の放棄を希望する場合も同様とする。

- 6 前項により決定した条件に基づき、甲及び乙は、優先交渉期間終了後の取扱いを定めた甲知的財産権に関する実施契約(以下「独占的通常実施権許諾契約、非独占的通常実施権許諾契約又は専用実施権設定契約」をいう。)、又は共有知的財産権に関する共有知的財産権取扱契約を、優先交渉期間内に締結するものとする。
- 7 優先交渉期間中に、乙が本件知的財産権を活用し収入を得ようとする場合、その取扱いにつき、あらかじめ甲乙協議し決定するものとする。

#### 9 7.3.2. Access to Background

7.3.2.1. Access to Background for the implementation of the Project The owner of Background which is necessary for the project-related work of a Party shall grant to said Party a free, non-transferable and non-exclusive Access Right that is limited to the duration and purposes of its project-related work, unless this were to infringe the rights of Third Parties. Necessary Access Rights shall be Access Rights without the granting of which the requesting Party would either not be able to perform its tasks in the Project or exploit the Foreground it has developed at all or would only be able to do so subject to considerable delay or at unreasonable extra cost. It shall be incumbent upon the requesting Party to justify such necessity.

Annex ./3. 1. specifies which Background shall be explicitly excluded from the Project.

#### 9 【参考:簡易和訳】

7.3.2. バックグラウンド技術へのアクセス

7.3.2.1.プロジェクトの実施のためのバックグラウンド技術へのアクセス参加者のプロジェクト関連作業に必要なバックグラウンド技術の所有者は、当該参加者に無料、譲渡不可、非独占的なアクセス権(※第三者の権利を侵害しない限り、プロジェクト関連の作業の期間と目的に限定される)を許可するものとする。必要なアクセス権とは、許可がなければ、要求する側の参加者がプロジェクトでそのタスクを実行できないか、開発したフォアグラウンド技術をまったく利用できないか、相当の遅延もしくは不当な追加費用を条件としてしか利用できない場合である。要求している参加者がそのような必要性を正当化することは義務である。

附属書/3.1:プロジェクトから明示的に除外するバックグラウンド技術を指定する。

7.3.2.2. Access to Background for use or exploitation outside the Project To the extent that a Party requires another Party's Background for the purpose of making economic use of or exploiting its own Foreground arising from the Project outside the Project, the other Party shall grant the relevant Party Access Rights thereto, subject to fair conditions that conform to market practice, within the framework of a licensing agreement to be concluded separately.

Necessary Access Rights to Background can be applied for in writing with the relevant Party up until \_\_\_\_\_(e.g. 1 (one) year) after the end of the Project.

#### 9 【参考:簡易和訳】

7.3.2.2.プロジェクト外で使用または利用するためのバックグラウンド技術への アクセス

プロジェクトから生じるフォアグラウンド技術を、プロジェクト外で経済的に利用または開発する目的で、他の参加者のバックグラウンド技術を必要とする場合、 当該参加者は、個別に締結されるライセンス契約の枠組みの中で、市場慣行に準拠した以下に示す公正な条件のもと、関連する参加者にアクセス権を付与するものとする。

バックグラウンド技術への必要なアクセス権は、プロジェクトの終了後\_\_\_\_ (例:1年)まで、関連する参加者に書面で申請することができる。

#### 9 7.4. Foreground

7.4.1. Ownership in Foreground and duty to inform

Each Party shall be the owner of the Foreground it develops.

The Parties shall mutually inform one another without delay of any and all Foreground generated as well as on the content of any related invention disclosures made by their employees.

If none of the Parties waives its share or the share is not transferred to another Party, Joint IP Rights shall be jointly registered as IP Rights, explicitly stating the co-ownership shares, which are determined by the respective inventor's shares. Prior to registering IP Rights, the co-owners shall lay down their related rights and obligations in a written agreement. Each co-owner shall be individually entitled to make unrestricted use of the Joint IP Right and to grant non-exclusive rights of use to Third Parties. The other co-owners shall be notified thereof and shall be supplied with copies of the relevant licensing agreements. In the event that rights of use are granted to Third Parties or in the

event of commercial use by a co-owner itself, the other co-owners shall be entitled to appropriate remuneration (division of the net license income or payments in application of "license analogy" based on the proportions of the Project shares (option 1: based on the Parties' inventor's shares; option 2: based on the Parties' contributions to the Project, in which case public grants [public funding, cash and in-kind contributions] shall be attributed to the Research Institute.

Jointly developed know-how or business and trade secrets and other intellectual property rights that are not registrable may be used and exploited by all co-owners subject to the contractual confidentiality obligations and analogous application of the above principles.

#### 9 【参考:簡易和訳】

7.4. フォアグラウンド技術

7.4.1.フォアグラウンド技術における所有権および通知義務

各参加者は、自身が開発するフォアグラウンド技術の所有者とする。

参加者は、作成されたすべてのフォアグラウンド技術ならびにその従業員によってなされた関連発明の開示内容について、遅滞なく相互に通知するものとする。いずれの参加者もその株式を放棄しない場合、またはその株式が別の参加者に譲渡されない場合、共同知的財産権は、それぞれの発明者の株式によって決定される共有株式を明示的に記載した知的財産権として共同で登録されるものとする。知的財産権を登録する前に、共有者は、合意書面に、関連する権利及び義務を定める。

各共有者は、共同知的財産権を無制限に使用し、第三者に非独占的使用権を付与 する権利を個別に有するものとする。

他の共有者は、その旨を通知され、関連するライセンス契約書の写しを提供されるものとする。

使用権が第三者に付与された場合、または、共同所有者自身による商業的使用の場合、他の共有者は、適切な報酬(正味ライセンス収入または「ライセンス類似性」の適用による支払いの分割)を受ける権利を有するものとする(オプション1:両参加者の権利に基づく、オプション2:参加者のプロジェクトへの拠出に基づく。この場合、公的助成金[公的資金、現金および現物拠出金]は、研究機関に帰属するものとする)。

共同開発されたノウハウまたはビジネスおよび企業秘密および登録不能なその他の知的財産権は、契約上の秘密保持義務および上記の原則の類似の適用を条件として、すべての共有者によって使用され、利用される可能性がある。

#### 9 7.2. Access Rights to Background and Foreground

Any Access Rights granted shall not include the right to grant Sublicenses [other than to Affiliated Companies. To the extent that Sublicenses are granted to Affiliated Companies, such fact shall be notified in writing to the Party that granted the Access Right on which the Sublicense is based, naming the corresponding Affiliated Company].

Each Party shall notify the other Parties, to the best of its knowledge and as soon as possible, of any restrictions in the granting of necessary Access Rights to Background or Foreground (including, but not limited to, rights of Third Parties).

#### 9 【参考:簡易和訳】

7.2. バックグラウンド技術とフォアグラウンド技術のアクセス権 付与されるアクセス権には、[関連会社以外にサブライセンスを付与する権利は含まれない。サブライセンスが関連会社に付与される場合、その事実は、サブライセンスのベースとなるアクセス権を付与した参加者に、対応する関連会社を指定して書面で通知されるものとする]。

各参加者は、バックグラウンド技術またはフォアグラウンド技術に対する必要なアクセス権(第三者の権利を含むが、これらに限定されない)の許諾における制限について、知る限り速やかに、他の参加者に通知するものとする。

#### 9 7.3.2. Access to Background

7.3.2.1. Access to Background for the implementation of the Project
The owner of Background which is necessary for the project-related work
of a Party shall grant to said Party a free, non-transferable and nonexclusive Access Right that is limited to the duration and purposes of
its project-related work, unless this were to infringe the rights of Third
Parties. Necessary Access Rights shall be Access Rights without the
granting of which the requesting Party would either not be able to perform
its tasks in the Project or exploit the Foreground it has developed at
all or would only be able to do so subject to considerable delay or at
unreasonable extra cost. It shall be incumbent upon the requesting Party
to justify such necessity.

The Annex ./3.1. specifies which Background shall be explicitly excluded from the Project.

[The Annex ./3.1. specifies which Background shall be explicitly included in this Project.]

#### 9 【参考:簡易和訳】

7.3.2. バックグラウンド技術へのアクセス

7.3.2.1.プロジェクトの実施のためのバックグラウンド技術へのアクセス参加者のプロジェクト関連作業に必要なバックグラウンド技術の所有者は、当該参加者に無料、譲渡不可、非独占的なアクセス権(※第三者の権利を侵害しない限り、プロジェクト関連の作業の期間と目的に限定される)を許可するものとする。必要なアクセス権とは、許可がなければ、要求する側の参加者がプロジェクトでそのタスクを実行できないか、開発したフォアグラウンド技術をまったく利用できないか、相当の遅延もしくは不当な追加費用を条件としてしか利用できない場合である。要求している参加者がそのような必要性を正当化することは義務である。

附属書/3.1:プロジェクトから明示的に除外するバックグラウンド技術を指定する。

(附属書/3.1:どのバックグラウンド技術がこのプロジェクトに含まれるか明確に指定する。)

9 7.2. Access rights to Background and Foreground

Any Access Rights granted shall not include the right to grant Sublicenses [other than to Affiliated Companies, as far as necessary for implementing the Project or exploiting the Foreground. To the extent that Sublicenses are granted to Affiliated Companies, such fact shall be notified in writing to the Party that granted the Access Right on which the Sublicense is based, naming the corresponding Affiliated Company].

Each Party shall notify the other Parties, as soon as possible, of any restrictions in the granting of necessary Access Rights to Background or Foreground (including, but not limited to, rights of Third Parties).

#### 9 7.3. Background

7.3.1. Ownership in Background and duty to inform

Each Party shall retain ownership of its Background. Prior to the launch of the Project and during the Project, the Parties, to the extent possible prior to the use of Background, shall mutually inform one another in writing, to the best of their knowledge, on the existence of required Background. After the Effective Date, it shall only be possible for a Party to withdraw Background for good cause.

Each Party shall remain entitled at any time to waive IP Rights in Background or to transfer such rights to Third Parties provided it also transfers its obligation to grant Access Rights.

#### 9 【参考:簡易和訳】

7.2. バックグラウンド技術とフォアグラウンド技術のアクセス権 付与されるアクセス権には、[プロジェクトの実施またはフォアグラウンドの活用

に必要な範囲、および、関連会社を除き含まれない。サブライセンスが関連会社 に付与される場合、その事実は、サブライセンスのベースとなるアクセス権を付 与した参加者に書面で通知、対応する関連会社を指定して書面で通知されるもの とする]。

各参加者は、バックグラウンド技術またはフォアグラウンド技術に対する必要なアクセス権(第三者の権利を含むが、これらに限定されない)の許諾における制限について、知る限り速やかに、他の参加者に通知するものとする。

#### 9 【参考:簡易和訳】

7.3. バックグラウンド技術

7.3.1.バックグラウンド技術での所有権と通知義務

各参加者は、そのバックグラウンド技術の所有権を保持するものとする。プロジェクトの開始前およびプロジェクト期間中、参加者は、可能な範囲で、バックグラウンド技術の使用前に、必要なバックグラウンド技術の存在について、知る限り、書面で相互に通知するものとする。発効日以降、参加者は正当な理由がある場合にのみ、バックグラウンド技術を取り下げることができるものとする。

各参加者は、アクセス権を付与する義務も譲渡することを条件として、バックグラウンド技術における知的財産権をいつでも放棄するか、またはそのような権利を第三者に譲渡する権利を保持するものとする。

7.3.2.2. Access to Background for use or exploitation outside the Project To the extent that a Party requires another Party's Background for the purpose of making economic use of or exploiting its own Foreground arising from the Project outside the Project, the other Party shall grant the relevant Party Access Rights thereto, subject to fair conditions that conform to market practice (with the bandwidth for conformity with market practice ranging from 3 to 10% of Turnover), within the framework of a licensing agreement to be concluded separately, provided it is authorised to do so.

Necessary Access Rights to Background can be applied for in writing with the relevant Party up until \_\_\_\_\_(e.g. 1 (one) year) after the end of the Project.

The Research Institute shall in any case be granted a right to use Foreground for academic research and teaching (non-commercial) as well as a free, non-exclusive right to use the Background of the Industrial Partner

if and to the extent that this is necessary for using Foreground. Alternative:

The Industrial Partner and its Affiliated Companies shall be granted a non-exclusive Access Right in the Research Institute's Background subject to fair conditions that conform to market practice, within the framework of a licensing agreement to be concluded separately, if and to the extent that this is necessary for the use of Foreground by the Industrial Partner and its Affiliated Companies.

# 9 【参考:簡易和訳】

7.3.2.2. <u>プロジェクト外で使用または利用するためのバックグラウンド技術への</u> アクセス

プロジェクトから生じるフォアグラウンド技術を、プロジェクト外で経済的に利用または開発する目的で、他の参加者のバックグラウンド技術を必要とする場合、当該参加者は、個別に締結されるライセンス契約の枠組みの中で、市場慣行に準拠した以下に示す公正な条件のもと、関連する参加者にアクセス権を付与するものとする。バックグラウンド技術への必要なアクセス権は、プロジェクトの終了後\_\_\_\_\_\_(例:1年)まで、関連する参加者に書面で申請することができる。研究機関は、すべてのケースにおいて、学術的研究や教育のためにフォアグラウンド技術を使用する権利を得られることとする(フォアグラウンド技術を使用する権利を得られることとする(フォアグラウンド技術を使用するための、無料、譲渡不可、非独占的なアクセス権)。

代替案:産業パートナーおよびその関連会社には、研究機関の非独占的な実施権が付与されるものとする。バックグラウンド技術は、産業パートナーおよびその関連会社によるフォアグラウンド技術の使用に必要な場合、別途締結されるライセンス契約の枠組みの中で、市場慣行に準拠した公正な条件に従うものとする。

#### 9 7.4. Foreground

7.4.1. Ownership in the Foreground and duty mto inform Each Party shall be the owner of the Foreground it develops.

The Parties shall mutually inform one another without delay of any and all Foreground generated as well as on the content of any related invention disclosures made by their employees. If none of the Parties waives its share or the share is not transferred to another Party, Joint IP Rights shall be jointly registered as IP Rights, explicitly stating the coownership shares, which are determined by the respective inventor's shares. Prior to registering IP Rights, the co-owners shall lay down their related rights and obligations in a written agreement. Each co-owner shall be individually entitled to make unrestricted use of the Joint IP Right and to grant non-exclusive rights of use to Third Parties. The other coowners shall be notified thereof and shall be supplied with copies of the relevant licensing agreements. In the event that rights of use are granted to Third Parties or in the event of commercial use by a co-owner itself, the other co-owners shall be entitled to appropriate remuneration (division of the net license income or payments in application of "license analogy" based on the proportions of the Project shares

(option 1: based on the Parties' inventor's shares; option 2: based on the Parties' contributions to the Project, in which case public grants [public funding, cash and in-kind contributions] shall be attributed to the Research Institute.

Jointly developed know-how or business and trade secrets and other intellectual property rights that are not registrable may be used and exploited by all co-owners subject to the contractual confidentiality obligations and analogous application of the above principles.

Industrial Partners shall have the right to exclusively use Results that are not registrable without any further special remuneration, while the Research Institute may use them for research and teaching purposes subject to compliance with the confidentiality obligations.

#### 9 【参考:簡易和訳】

- 7.4. フォアグラウンド技術
- 7.4.1.フォアグラウンド技術における所有権および通知義務

各参加者は、自身が開発するフォアグラウンド技術の所有者とする。

参加者は、作成されたすべてのフォアグラウンド技術ならびにその従業員によっ

てなされた関連発明の開示内容について、遅滞なく相互に通知するものとする。 いずれの参加者もその株式を放棄しない場合、またはその株式が別の参加者に譲 渡されない場合、共同知的財産権は、それぞれの発明者の株式によって決定され る共有株式を明示的に記載した知的財産権として共同で登録されるものとする。 知的財産権を登録する前に、共有者は、合意書面に、関連する権利及び義務を定 める。

各共有者は、共同知的財産権を無制限に使用し、第三者に非独占的使用権を付与 する権利を個別に有するものとする。

他の共有者は、その旨を通知され、関連するライセンス契約書の写しを提供されるものとする。

使用権が第三者に付与された場合、または、共同所有者自身による商業的使用の場合、他の共有者は、適切な報酬(正味ライセンス収入または「ライセンス類似性」の適用による支払いの分割)を受ける権利を有するものとする(オプション1:両参加者の権利に基づく、オプション2:参加者のプロジェクトへの拠出に基づく。この場合、公的助成金[公的資金、現金および現物拠出金]は、研究機関に帰属するものとする)。

共同開発されたノウハウまたはビジネスおよび企業秘密および登録不能なその他の知的財産権は、契約上の秘密保持義務および上記の原則の類似の適用を条件として、すべての共有者によって使用され、利用される可能性がある。

産業パートナーは、追加報酬なしでは登録できない成果について独占的に使用する権利を有するものとし、研究機関は機密保持義務を遵守することを条件として、研究および教育目的でそれらを使用することができる。

10 7.2. Access Rights to Background and Foreground

Any Access Rights granted shall not include the right to grant Sublicenses. Each Party shall notify the other Parties, to the best of its knowledge and as soon as possible, of any restrictions in the granting of necessary Access Rights to Background or Foreground (including, but not limited to, rights of Third Parties).

# 10 【参考:簡易和訳】

7.2. バックグラウンド技術とフォアグラウンド技術のアクセス権 付与されるアクセス権には、サブライセンスを付与する権利は含まれないものと する。

各参加者は、バックグラウンド技術またはフォアグラウンド技術に対する必要なアクセス権(第三者の権利を含むが、これらに限定されない)の許諾における制限について、知る限り速やかに、他の参加者に通知するものとする。

10 7.4.2. Access to Foreground

7.4.2.1. Access to Foreground for the implementation of the Project The owner of Foreground which is necessary for the project-related work of a Party shall grant to said Party a free, non-transferable and non-exclusive Access Right that is limited to the duration and purposes of its project-related work.

#### 10 【参考:簡易和訳】

7.4.2. フォアグラウンド技術へのアクセス

7.4.2.1. プロジェクトの実装のためのフォアグラウンド技術へのアクセス 参加者のプロジェクト関連の作業に必要なフォアグラウンド技術の所有者は、当 該参加者に無料、譲渡不可、非独占的はアクセス権(ただし、プロジェクト関連 の作業期間と目的に限定される)を許可するものとする。

7.4.2.2. Access to Foreground for use or exploitation outside the Project During and after the end of a Project, the Research Institute shall have a free, irrevocable, non-exclusive and non-transferable right to use the Foreground, and the Background required in order to use said Foreground, for scientific purposes in the areas of research and teaching.

For a period of 3 (three) months from receipt of the information on Foreground (e.g. project inventions and copyrights), the Industrial Partner/s shall have a cost-free option granted by the Research Institute, with respect to this Foreground and the existing exploitation rights thereto, to exclusively negotiate a transfer of the rights or the possibility of acquiring an Exclusive or Non-Exclusive License for an area of application that corresponds to the business purpose of the relevant Industrial Partner/s, in each case at conditions that conform to market practice with the minimum conditions laid down under Annex ./7.4.2.2.. The affected Partiesshall lay down the exact conditions and details in a separate written agreement.

#### 10 【参考:簡易和訳】

7.4.2.2.プロジェクト外で使用または利用するためのフォアグラウンド技術への アクセス

本プロジェクトの期間中および終了後、研究機関は、研究および教育分野における科学的目的のために、本フォアグラウンドおよび当該フォアグラウンドを使用するために必要なバックグラウンド技術を使用できる、無償、取消不能、非独占的かつ譲渡不能の権利を有するものとする。

フォアグラウンド技術に関する情報(例えば、プロジェクト発明および著作権)を

受領してから3ヶ月間、産業パートナーは、市場慣行に適合する条件の下で、当該産業パートナーの事業目的に対応する適用範囲についての権利の移転、または、独占的/非独占的ライセンスの取得の可能性を排他的に交渉するために、当該フォアグラウンド技術、および、それに対する既存の利用権に関して、研究機関により付与されたコスト無償の選択権を有するものとする。

影響を受ける参加者は、別途書面による合意書に正確な条件および詳細を定める ものとする。

#### 10 7.3. Background

7.3.1. Ownership in Background and duty to inform

Each Party shall retain ownership of its Background. Prior to the launch of a Project and during a Project, the Parties, to the extent possible prior to the use of Background, shall mutually inform one another in writing, to the best of their knowledge, on the existence of required Background. After the Effective Date, it shall only be possible for a Party to withdraw or add Background with the consent of the other Parties.

#### 10 【参考:簡易和訳】

7.3. バックグラウンド技術

7.3.1.バックグラウンド技術の所有権と通知義務

各参加者は、そのバックグラウンド技術の所有権を保持するものとする。プロジェクトの開始前およびプロジェクト期間中、参加者は、可能な範囲で、バックグラウンド技術の使用前に、必要なバックグラウンド技術の存在について、知る限り、書面で相互に通知するものとする。発効日以降、一方の参加者は、他方の参加者の同意がある場合にのみ、バックグラウンド技術を撤回または追加することができるものとする。

#### 10 7.3.2. Access to Background

7.3.2.1. Access to Background for the implementation of the Project The owner of Background which is necessary for the project-related work of a Party shall grant to said Party a free, non-transferable and non-exclusive Access Right that is limited to the duration and purposes of its project-related work, unless this were to infringe the rights of Third Parties. Necessary Access Rights shall be Access Rights without the granting of which the requesting Party would either not be able to perform its tasks in the given Project or exploit the Foreground it has developed at all or would only be able to do so subject to considerable delay or at unreasonable extra cost. It shall be incumbent upon the requesting Party to justify such necessity.

The respective annex specifies which Background shall be explicitly excluded from the relevant Project.

#### 10 【参考:簡易和訳】

7.3.2. バックグラウンド技術のアクセス

7.3.2.1.プロジェクトの実施のためのバックグラウンド技術へのアクセス参加者のプロジェクト関連作業に必要なバックグラウンド技術の所有者は、当該参加者に無料、譲渡不可、非独占的なアクセス権(※第三者の権利を侵害しない限り、プロジェクト関連の作業の期間と目的に限定される)を許可するものとする。必要なアクセス権とは、許可がなければ、要求する側の参加者がプロジェクトでそのタスクを実行できないか、開発したフォアグラウンド技術をまったく利用できないか、相当の遅延もしくは不当な追加費用を条件としてしか利用できない場合である。要求している参加者がそのような必要性を正当化することは義務である。

各附属書は、関連するプロジェクトから明示的に除外されるバックグラウンド技 術を指定する。

7.3.2.2. Access to Background for use or exploitation outside a Project To the extent that a Party requires another Party's Background for the purpose of making economic use of or exploiting its own Foreground arising from the Project outside the Project, the other Party shall grant the relevant Party Access Rights thereto, subject to fair conditions that conform to market practice, within the framework of a licensing agreement to be concluded separately.

Necessary Access Rights to Background can be applied for in writing with the relevant Party up until \_\_\_\_\_(e.g. 1 (one) year) after the end of a Project.

#### 10 【参考:簡易和訳】

7.3.2.2.プロジェクト外で使用または利用するためのバックグラウンド技術への アクセス

プロジェクトから生じるフォアグラウンド技術を、プロジェクト外で経済的に利用または開発する目的で、他の参加者のバックグラウンド技術を必要とする場合、当該参加者は、個別に締結されるライセンス契約の枠組みの中で、市場慣行に準拠した以下に示す公正な条件のもと、関連する参加者にアクセス権を付与するものとする。

バックグラウンド技術への必要なアクセス権は、プロジェクトの終了後\_\_\_\_ (例:1年)まで、関連する参加者に書面で申請することができる。

#### 10 7.4. Foreground

7.4.1. Ownership in Foreground and duty to inform

Each Party shall be the owner of the Foreground it develops.

The Parties shall mutually inform one another without delay of any and all Foreground generated as well as on the content of any related invention disclosures made by their employees. If none of the Parties waives its share or the share is not transferred to another Party, Joint IP Rights shall be jointly registered as IP Rights, explicitly stating the coownership shares, which are determined by the respective inventor's shares. Prior to registering IP Rights, the co-owners shall lay down their related rights and obligations in a written agreement. Each co-owner shall be individually entitled to make unrestricted use of the Joint IP Right and to grant non-exclusive rights of use to Third Parties. The other coowners shall be notified thereof and shall be supplied with copies of the relevant licensing agreements. In the event that rights of use are granted to Third Parties or in the event of commercial use by a co-owner itself, the other co-owners shall be entitled to appropriate remuneration (division of the net license income or payments in application of "license analogy" based on the proportions of the Project shares [option 1: based on the Parties' inventor's shares; option 2: based on the Parties' contributions to the Project, in which case public grants (public funding, cash and in-kind contributions] shall be attributed to the Research Institute).

Jointly developed know-how or business and trade secrets and other intellectual property rights that are not registrable may be used and exploited by all co-owners subject to the contractual confidentiality obligations and analogous application of the above principles.

#### 10 【参考:簡易和訳】

7.4. フォアグラウンド技術

7.4.1. フォアグラウンド技術における所有権および通知義務

各参加者は、自身が開発するフォアグラウンド技術の所有者とする。

参加者は、作成されたすべてのフォアグラウンド技術ならびにその従業員によってなされた関連発明の開示内容について、遅滞なく相互に通知するものとする。いずれの参加者もその株式を放棄しない場合、またはその株式が別の参加者に譲渡されない場合、共同知的財産権は、それぞれの発明者の株式によって決定される共有株式を明示的に記載した知的財産権として共同で登録されるものとする。

知的財産権を登録する前に、共有者は、合意書面に、関連する権利及び義務を定める。

各共有者は、共同知的財産権を無制限に使用し、第三者に非独占的使用権を付与する権利を個別に有するものとする。

他の共有者は、その旨を通知され、関連するライセンス契約書の写しを提供されるものとする。

使用権が第三者に付与された場合、または、共同所有者自身による商業的使用の場合、他の共有者は、適切な報酬(正味ライセンス収入または「ライセンス類似性」の適用による支払いの分割)を受ける権利を有するものとする(オプション1: 両参加者の権利に基づく、オプション2: 参加者のプロジェクトへの拠出に基づく。この場合、公的助成金[公的資金、現金および現物拠出金]は、研究機関に帰属するものとする)。

共同開発されたノウハウまたはビジネスおよび企業秘密および登録不能なその他の知的財産権は、契約上の秘密保持義務および上記の原則の類似の適用を条件として、すべての共有者によって使用され、利用される可能性がある。

10 7.2. Access Rights to Background and Foreground

Any Access Rights granted shall not include the right to grant Sublicenses [other than to Affiliated Companies. To the extent that Sublicenses are granted to Affiliated Companies, such fact shall be notified in writing to the Party that granted the Access Right on which the Sublicense is based, naming the corresponding Affiliated Company].

Each Party shall notify the other Parties, to the best of its knowledge and as soon as possible, of any restrictions in the granting of necessary Access Rights to Background or Foreground (including, but not limited to, rights of Third Parties).

#### 10 【参考:簡易和訳】

7.2. バックグラウンド技術とフォアグラウンド技術のアクセス権

付与されるアクセス権には、[関連会社以外にサブライセンスを付与する権利は含まれない。サブライセンスが関連会社に付与される場合、その事実は、サブライセンスのベースとなるアクセス権を付与した参加者に、対応する関連会社を指定して書面で通知されるものとする]。

各参加者は、バックグラウンド技術またはフォアグラウンド技術に対する必要なアクセス権(第三者の権利を含むが、これらに限定されない)の許諾における制限について、知る限り速やかに、他の参加者に通知するものとする。

#### 10 7.3.2. Access to Background

7.3.2.1. Access to Background for the implementation of the Project The owner of Background which is necessary for the project-related work of a Party shall grant to said Party a free, non-transferable and non-exclusive Access Right that is limited to the duration and purposes of its project-related work, unless this were to infringe the rights of Third Parties. Necessary Access Rights shall be Access Rights without the granting of which the requesting Party would either not be able to perform its tasks in the given Project or exploit the Foreground it has developed at all or would only be able to do so subject to considerable delay or at unreasonable extra cost. It shall be incumbent upon the requesting Party to justify such necessity.

The respective annex specifies which Background shall be explicitly excluded from the relevant Project.

[The respective annex specifies which Background shall be explicitly included in this Project.]

#### 10 【参考:簡易和訳】

7.3.2. バックグラウンド技術へのアクセス

7.3.2.1.プロジェクトの実施のためのバックグラウンド技術へのアクセス 参加者のプロジェクト関連作業に必要なバックグラウンド技術の所有者は、当該 参加者に無料、譲渡不可、非独占的なアクセス権(※第三者の権利を侵害しない 限り、プロジェクト関連の作業の期間と目的に限定される)を許可するものとす る。必要なアクセス権とは、許可がなければ、要求する側の参加者がプロジェク トでそのタスクを実行できないか、開発したフォアグラウンド技術をまったく利 用できないか、相当の遅延もしくは不当な追加費用を条件としてしか利用できな い場合である。要求している参加者がそのような必要性を正当化することは義務 である。

各附属書は、関連するプロジェクトから明示的に除外されるバックグラウンド技術を指定する。

[各附属書は、どのバックグラウンド技術がこのプロジェクトに含まれるか明確に 指定する。]

#### 10 7.4. Foreground

7.4.1. Ownership in Foreground and duty to inform

Each Party shall be the owner of the Foreground it develops.

The Parties shall mutually inform one another without delay of any and all Foreground generated as well as on the content of any related invention

disclosures made by their employees. [Moreover, the Parties shall mutually notify one another periodically, at least annually, of all registrations of IP rights related to Foreground made in Austria and in other countries for a period of up to 3 (three) years after the end of a Project.] If none of the Parties waives its share or the share is not transferred to another Party, Joint IP Rights shall be jointly registered as IP Rights, explicitly stating the co-ownership shares, which are determined by the respective inventor's shares. Prior to registering IP Rights, the co-owners shall lay down their related rights and obligations in a written agreement. Each co-owner shall be individually entitled to make unrestricted use of the Joint IP Right and to grant non-exclusive rights of use to Third Parties. The other co-owners shall be notified thereof and shall be supplied with copies of the relevant licensing agreements. In the event that rights of use are granted to Third Parties or in the event of commercial use by a co-owner itself, the other co-owners shall be entitled to appropriate remuneration (division of the net license income or payments in application of "license analogy" based on the proportions of the Project shares [option 1: based on the Parties' inventor's shares; option 2: based on the Parties' contributions to the Project, in which case public grants (public funding, cash and in-kind contributions] shall be attributed to the Research Institute).

Jointly developed know-how or business and trade secrets and other intellectual property rights that are not registrable may be used and exploited by all co-owners subject to the contractual confidentiality obligations and analogous application of the above principles.

#### 10 【参考:簡易和訳】

7.4 フォアグラウンド技術

7.4.1.フォアグラウンド技術における所有権および通知義務

各参加者は、自身が開発するフォアグラウンド技術の所有者とする。

参加者は、作成されたすべてのフォアグラウンド技術ならびにその従業員によってなされた関連発明の開示内容について、遅滞なく相互に通知するものとする。

(さらに、参加者は、プロジェクト終了後3年間まで、オーストリアおよびその他の国で行われたフォアグラウンド技術に関連するすべての知的財産権の登録について、少なくとも年1回、定期的に相互に通知するものとする。)

いずれの参加者もその株式を放棄しない場合、またはその株式が別の参加者に譲渡されない場合、共同知的財産権は、それぞれの発明者の株式によって決定され

る共有株式を明示的に記載した知的財産権として共同で登録されるものとする。 知的財産権を登録する前に、共有者は、合意書面に、関連する権利及び義務を定 める。

各共有者は、共同知的財産権を無制限に使用し、第三者に非独占的使用権を付与 する権利を個別に有するものとする。

他の共有者は、その旨を通知され、関連するライセンス契約書の写しを提供されるものとする。

使用権が第三者に付与された場合、または、共同所有者自身による商業的使用の場合、他の共有者は、適切な報酬(正味ライセンス収入または「ライセンス類似性」の適用による支払いの分割)を受ける権利を有するものとする(オプション1:両参加者の権利に基づく、オプション2:参加者のプロジェクトへの拠出に基づく。この場合、公的助成金[公的資金、現金および現物拠出金]は、研究機関に帰属するものとする)。

共同開発されたノウハウまたはビジネスおよび企業秘密および登録不能なその他の知的財産権は、契約上の秘密保持義務および上記の原則の類似の適用を条件として、すべての共有者によって使用され、利用される可能性がある。

10 7.2. Access Rights to Background and Foreground

Any Access Rights granted shall not include the right to grant Sublicenses [other than to Affiliated Companies, as far as necessary for implementing the Project or exploiting the Foreground. To the extent that Sublicenses are granted to Affiliated Companies, such fact shall be notified in writing to the Party that was granted the Access Right on which the Sublicense is based, naming the corresponding Affiliated Company].

Each Party shall notify the other Parties, as soon as possible, of any restrictions in the granting of necessary Access Rights to Background or Foreground (including, but not limited to, rights of Third Parties).

#### 10 【参考:簡易和訳】

7.2. バックグラウンド技術とフォアグラウンド技術のアクセス権 付与されるアクセス権には、「プロジェクトの実施またはフォアグラウンドの活用 に必要な範囲、および、関連会社を除き含まれない。サブライセンスが関連会社 に付与される場合、その事実は、サブライセンスのベースとなるアクセス権を付 与した参加者に書面で通知、対応する関連会社を指定して書面で通知されるもの とする」。

各参加者は、バックグラウンド技術またはフォアグラウンド技術に対する必要なアクセス権(第三者の権利を含むが、これらに限定されない)の許諾における制限について、知る限り速やかに、他の参加者に通知するものとする。

# 10 【参考:簡易和訳】

7.3. バックグラウンド技術

7.3.1.バックグラウンド技術の所有権と通知義務

各参加者は、そのバックグラウンド技術の所有権を保持するものとする。プロジェクトの開始前およびプロジェクト期間中、参加者は、可能な範囲で、バックグラウンド技術の使用前に、必要なバックグラウンド技術の存在について、知る限り、書面で相互に通知するものとする。発効日以降、一方の参加者は、他方の参加者の同意がある場合にのみ、バックグラウンド技術を撤回または追加することができるものとする。

各参加者は、アクセス権を付与する義務も譲渡することを条件として、バックグラウンド技術の知的財産権を放棄するか、または、そのような権利を第三者に譲渡する権利を保持するものとする。

#### 10 7.3.2. Access to Background

7.3.2.1. Access to Background for the implementation of the Project The owner of Background which is necessary for the project-related work of a Party shall grant to said Party a free, non-transferable and non-exclusive Access Right that is limited to the duration and purposes of its project-related work, unless this were to infringe the rights of Third Parties. Necessary Access Rights shall be Access Rights without the granting of which the requesting Party would either not be able to perform its tasks in the given Project or exploit the Foreground it has developed at all or would only be able to do so subject to considerable delay or at unreasonable extra cost. It shall be incumbent upon the requesting Party to justify such necessity.

The respective annex specifies which Background shall be explicitly excluded from the relevant Project.

# 10 【参考:簡易和訳】

7.3.2. バックグラウンド技術へのアクセス

7.3.2.1.プロジェクトの実施のためのバックグラウンド技術へのアクセス参加者のプロジェクト関連作業に必要なバックグラウンド技術の所有者は、当該参加者に無料、譲渡不可、非独占的なアクセス権(※第三者の権利を侵害しない限り、プロジェクト関連の作業の期間と目的に限定される)を許可するものとする。必要なアクセス権とは、許可がなければ、要求する側の参加者がプロジェクトでそのタスクを実行できないか、開発したフォアグラウンド技術をまったく利用できないか、相当の遅延もしくは不当な追加費用を条件としてしか利用できない場合である。要求している参加者がそのような必要性を正当化することは義務

である。

10

各附属書は、関連するプロジェクトから明示的に除外されるバックグラウンド技術を指定する。

7.3.2.2. Access to Background for use or exploitation outside a Project To the extent that a Party requires another Party's Background for the purpose of making economic use of or exploiting its own Foreground arising from the Project outside the Project, the other Party shall grant the relevant Party Access Rights thereto, subject to fair conditions that conform to market practice (with the bandwidth for conformity with market practice ranging from 3 to 10% of Turnover) within the framework of a licensing agreement to be concluded separately, provided it is authorised to do so.

#### Alternative:

The Industrial Partner and its Affiliated Companies shall be granted a free, non-exclusive Access Right in the Research Institute's Background subject to fair conditions that conform to market practice, within the framework of a licensing agreement to be concluded separately, if and to the extent that this is necessary for the use of Foreground by the Industrial Partner and its Affiliated Companies.

Necessary Access Rights to Background can be applied for in writing with the relevant Party up until \_\_\_\_\_(e.g. 1 (one) year) after the end of a Project.

The Research Institute shall in any case be granted a right to use Foreground for academic research and teaching (non-commercial) as well as a non-exclusive right to use the Background of the Industrial Partner if and to the extent that this is necessary for using Foreground.

# 10 【参考:簡易和訳】

7.3.2.2.プロジェクト外で使用または利用するためのバックグラウンド技術への アクセス

参加者が、プロジェクトから生じる自身のフォアグラウンド技術を、プロジェクト外で経済的に利用または開発する場合、別の参加者のバックグラウンド技術を必要とする限りにおいて、他の参加者は、関連する参加者に、別途締結されるライセンス契約の枠組みの中で市場慣行に準拠する公正な条件 (市場慣行に準拠するためのターンオーバーは、売上高の3~10%)に従うことを条件として、それに対するアクセス権を付与するものとする。

代替案:

産業パートナーおよびその関連会社は、フォアグラウンド技術の使用に必要である場合に限り、市場慣行に準拠した公正を条件のもと、別途締結されるライセンス契約の枠組みの中で、研究機関のバックグラウンド技術に関して、無料、非独占的なアクセス権を付与されるものとする。

バックグラウンド技術への必要なアクセス権は、プロジェクトの終了後\_\_\_\_\_ (例: 1 年)まで、関連参加者に書面で申請することができる。

研究機関は、フォアグラウンド技術を使うために必要な場合に限り、学術研究および教育(非営利)のためにフォアグラウンド技術を使用する権利、および産業パートナーのバックグラウンド技術を使用する非独占的権利を付与されるものとする。

#### 10 7.4. Foreground

7.4.1. Ownership in Foreground and duty to inform

Each Party shall be the owner of the Foreground it develops.

The Parties shall mutually inform one another without delay of any and all Foreground generated as well as on the content of any related invention disclosures made by their employees. If none of the Parties waives its share or the share is not transferred to another Party, Joint IP Rights shall be jointly registered as IP Rights, explicitly stating the coownership shares, which are determined by the respective inventor's shares. Prior to registering IP Rights, the co-owners shall lay down their related rights and obligations in a written agreement. Each co-owner shall be individually entitled to make unrestricted use of the Joint IP Right and to grant non-exclusive rights of use to Third Parties. The other coowners shall be notified thereof and shall be supplied with copies of the relevant licensing agreements. In the event that rights of use are granted to Third Parties or in the event of commercial use by a co-owner itself, the other co-owners shall be entitled to appropriate remuneration (division of the net license income or payments in application of "license analogy" based on the proportions of the Project shares

[option 1: based on the Parties' inventor's shares; option 2: based on the Parties' contributions to the Project, in which case public grants (public funding, cash and in-kind contributions] shall be attributed to the Research Institute).

Jointly developed know-how or business and trade secrets and other intellectual property rights that are not registrable may be used and exploited by all co-owners subject to the contractual confidentiality

obligations and analogous application of the above principles.

Industrial Partners shall have the right to exclusively use Results that are not registrable without any further special remuneration, while the Research Institute may use them for research and teaching purposes subject to compliance with the confidentiality obligations.

#### 10 【参考:簡易和訳】

7.4. フォアグラウンド技術

7.4.1. フォアグラウンド技術における所有権および通知義務

各参加者は、自身が開発するフォアグラウンド技術の所有者とする。

参加者は、作成されたすべてのフォアグラウンド技術ならびにその従業員によってなされた関連発明の開示内容について、遅滞なく相互に通知するものとする。いずれの参加者もその株式を放棄しない場合、またはその株式が別の参加者に譲渡されない場合、共同知的財産権は、それぞれの発明者の株式によって決定される共有株式を明示的に記載した知的財産権として共同で登録されるものとする。知的財産権を登録する前に、共有者は、合意書面に、関連する権利及び義務を定める。

各共有者は、共同知的財産権を無制限に使用し、第三者に非独占的使用権を付与 する権利を個別に有するものとする。

他の共有者は、その旨を通知され、関連するライセンス契約書の写しを提供されるものとする。

使用権が第三者に付与された場合、または、共同所有者自身による商業的使用の場合、他の共有者は、適切な報酬(正味ライセンス収入または「ライセンス類似性」の適用による支払いの分割)を受ける権利を有するものとする(オプション1: 両参加者の権利に基づく、オプション2: 参加者のプロジェクトへの拠出に基づく。この場合、公的助成金[公的資金、現金および現物拠出金]は、研究機関に帰属するものとする)。

共同開発されたノウハウまたはビジネスおよび企業秘密および登録不能なその他の知的財産権は、契約上の秘密保持義務および上記の原則の類似の適用を条件として、すべての共有者によって使用され、利用される可能性がある。

産業パートナーは、追加報酬なしでは登録できない成果について独占的に使用する権利を有するものとし、研究機関は機密保持義務を遵守することを条件として、研究および教育目的でそれらを使用することができる。

(注)和訳は、三菱UF [リサーチ&コンサルティング(株)による。

# ⑤フォアグラウンドIPの移転先への義務の承継

(経済産業省における知財合意書の作成例)

第12条 プロジェクト参加者は、フォアグラウンドIPの移転を行うときは、第7条から本条までの規定により課されている義務を負うよう当該知的財産権の移転先に約させなければならない。

Horizon Model Grant Agreement では、成果の所有権の移転先に対して、その後の移転についても義務づけることを明記している。公開文献の当該情報は以下のとおり。

文献	
No	
5	The beneficiaries may transfer ownership of their results, provided this
	does not affect compliance with their obligations under the Agreement.
	The beneficiaries must ensure that their obligations under the Agreement
	regarding their results are passed on to the new owner and that this new
	owner has the obligation to pass them on in any subsequent transfer.
	Moreover, they must inform the other beneficiaries with access rights of
	the transfer at least 45 days in advance (or less if agreed in writing),
	unless agreed otherwise in writing for specifically identified third
	parties including affiliated entities or unless impossible under the
	applicable law. This notification must include sufficient information on
	the new owner to enable the beneficiaries concerned to assess the effects
	on their access rights. The beneficiaries may object within 30 days of
	receiving notification (or less if agreed in writing), if they can show
	that the transfer would adversely affect their access rights. In this
	case, the transfer may not take place until agreement has been reached
	between the beneficiaries concerned.
5	【参考:簡易和訳】
	受益者は、本契約に基づく義務の遵守に影響を及ぼさない限り、その成果の所有
	権を移転することができる。
	受益者は、その成果に関する本契約に基づく義務が新所有者に引き継がれること、
	およびこの新所有者がその後の移転においてそれらを引き継ぐ義務を負うことを
	確保しなければならない。
	さらに、アクセス権を有する他の受益者に対しては、関連団体を含む特に特定さ
	れた第三者について書面で別段の合意がない限り、又は適用法令上不可能な場合
	を除き、譲渡の少なくとも 45 日前までに (書面で合意があればそれ以前に) 通知

しなければならない。この通知には、関係する受益者が自らのアクセス権に及ぼす影響を評価できるよう新しい所有者に関する十分な情報を含めなければならない。受益者は、譲渡が自らのアクセス権に悪影響を及ぼすことを示すことができる場合、通知を受け取ってから30日以内(文書で合意した場合はそれより短い期間)に異議を申し立てることができる。この場合、関係する受益者間で合意に達するまで譲渡を行うことはできない。

(注)和訳は、三菱UF J リサーチ&コンサルティング(株)による。

# ⑥脱退した参加者の取扱い

(経済産業省における知財合意書の作成例)

第17条 プロジェクト参加者は、本プロジェクトから脱退した場合においても、本合意 書により自己に課された義務を負うものとする。

JST の共同知財協定では、参画機関から脱退した場合は、期間中に発生した権利を継承しないこととしている。公開文献の当該情報は以下のとおり。

文献	
No	
1	(9) 本課題の実施体制の変更への対応
	本課題の参画機関から脱退した場合においては、当該脱退した機関は、共同知財協
	定により自己に課された義務を引き続き負うものとし、同協定により本課題の参画
	期間中に発生した権利は承継しないものとする。

# 7協議

(経済産業省における知財合意書の作成例)

第18条 本合意書の解釈及びその他の事項につき疑義が生じたとき並びに本合意書にない事項について定める必要が生じたときは、知財運営委員会において審議し、決定するものとする。

ARPA-E INTELLECTUAL PROPERTY & DATA MANAGEMENT PLAN TEMPLATE では、知的財産の取扱い等についての紛争解決について参加者の各代表者に付託することとしている。公開文献の当該情報は以下のとおり。

文献	
No	
4	1. Any dispute between Participants relating to the management of Project
	Intellectual Property, as provided for in this Plan, or to the
	interpretation of this Plan, shall be referred to the Participants'
	respective officers, as designated below. Through the designated
	officers, Participants' agree to first attempt informal resolution of
	disputes, within a reasonable period of time and in a fair and equitable
	manner, taking into consideration the objectives of the Award and any
	laws, statutes, rules, regulations or guidelines to which the involved
	Participants are subject.
4	【参考:簡易和訳】
	1. 本制度に定めるプロジェクト知的財産の管理または本制度の解釈に関する参加
	者間の紛争は、以下に定めるとおり、参加者の各代表者に付託されるものとする。
	参加者は、指定された職員を通じて、表彰の目的および関係する参加者が従うべ
	き法律、法令、規則または指針を考慮しつつ、合理的な期間内に、公正かつ公平
	な方法で、紛争の非公式な解決を最初に試みることに同意する。

(注)和訳は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

# ⑧本プロジェクトの成果の第三者への開示の事前承認

(経済産業省における知財合意書及の作成例)

第5条 プロジェクト参加者は、知財運営委員会の承認を得ることなく、本プロジェクトの実施により得られた成果をプロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。

AMED 共同研究契約ひな形(案)では、相手方への通知、承諾を条件として研究成果を公表できることとしている。公開文献の当該情報は以下のとおり。

文献	
No	
6	第19条 (研究成果の公表)
	1 甲又は乙は、本研究成果の学会、論文、講演会、メディア等への公表を行う場
	合には、相手方に対して、その内容、時期、方法等につき、当該公表に係る申
	請又は投稿日(申請又は 投稿を伴わない場合にあっては、公表日)の60日
	前までに通知するとともに、書面による承諾を得なければならない。
	2 前項の規定に基づき、本研究成果の公表に係る承諾を得た場合、公表を行おう

とする研究成果に係る第 11 条第 3 項及び第 18 条第 1 項の規定は解除されたものとみなす。

# ⑨経済産業省における知財合意書及びデータ合意書の作成例には無い規定

経済産業省における知財合意書及びデータ合意書の作成例には無い公開文献の規定として、技術指導、ノウハウの特定、オープン・ソース・ソフトウェアの取扱い、本合意書と他の契約書との関係、コンソーシアム外の第三者との共同研究、データの保護、技術データの所有権、成果の活用、第三者の権利侵害に関する担保責などの規定がある。公開文献の当該情報は以下のとおり。

#### a)技術指導

文献	
No	
11	第●条 乙もしくはその構成員は、甲の指定する場所に出向いて、本件特許発 明
	等の実施に必要な技術情報について指導を行う。当該指導は、乙がその所 属す
	る●名程度の技術者を●日程度派遣することにより行い、甲は、それに 要する
	交通費、宿泊費および別途定める日当を支払うものとする。

# b) ノウハウの特定

文献	
No	
7	(ノウハウの特定) 第25条
	甲及び乙は、本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、協 議
	の上、速やかに書面にて特定するものとする。 2 前項に従って特定されたノウ
	ハウは、相手方の書面による承諾なく第三者に開示、漏 洩してはならない。ノウ
	ハウを秘匿すべき期間は、ノウハウを特定した日から表記契約項 目表 12.の期
	間終了日までとする。ただし、ノウハウの特定に当たり、甲乙協議の上、表 記契
	約項目表 12.の期間とは異なる期間を定めることができるものとする。甲及び乙
	は、 ノウハウの特定後において必要があるときは、協議の上、秘匿すべき期間を
	延長し、又は 短縮することができる。

# c)オープン・ソース・ソフトウェアの取扱い

文献	
No	
12	第23条(OSS の利用)
	1 ベンダは、本開発遂行の過程において、本件成果物を構成する一部として オー

プン・ソース・ソフトウェア(以下「OSS」という。)を利用しようと すると きは、OSS の利用許諾条項、機能、脆弱性等に関して適切な情報を提 供し、ユーザに OSS の利用を提案するものとする。

- 2 ユーザは、前項所定のベンダの提案を自らの責任で検討・評価し、OSS の 採 否を決定する。
- 3 本契約の他の条項にかかわらず、ベンダは、OSS に関して、著作権その他 の権利の侵害がないことおよび瑕疵のないことを保証するものではなく、 ベンダは、第 1 項所定の OSS 利用の提案時に権利侵害または瑕疵の存在を 知りながら、もしくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。

# d)本合意書と他の契約書との関係

文献	
No	
13	第16条 本合意書と本研究計画を進めるために当該機関が参加するコンソーシ
	アム代表研究機関と国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 生物系
	特定産業技術研究支援センターとの間で締結された委託試験研究契約書(以下
	「委託試験研究契約書」という) との間に齟齬が生じた場合は、前項の規定にか
	かわらず、委託試験研究契約書で定めた規定のうち知的財産の取扱い及び守秘
	義務を優先するものとする。

#### e) コンソーシアム外の第三者との共同研究

文献	
No	
3	第18条 (コンソーシアム外の第三者との共同研究)
	各当事者は、以下の各号に定める事項を遵守することを条件に、第三者との間
	で本研究と同一または関連するテーマについて共同研究開発をすることを何ら
	制約されないものとする。
	① 第17条第6項に定めるノウハウ秘匿義務等を遵守すること
	② 第23条に定める秘密保持義務を遵守すること

# f)データの保護

文献	
No	

#### 5 | 15.1 Data processing by the granting authority

Any personal data under the Agreement will be processed under the responsibility of the data controller of the granting authority in accordance with and for the purposes set out in the Portal Privacy Statement.

For grants where the granting authority is the European Commission, an EU regulatory or executive agency, joint undertaking or other EU body, the processing will be subject to Regulation 2018/172528.

# 15.2 Data processing by the beneficiaries

The beneficiaries must process personal data under the Agreement in compliance with the applicable EU, international and national law on data protection (in particular, Regulation 2016/67929).

They must ensure that personal data is:

- processed lawfully, fairly and in a transparent manner in relation to the data subjects
- collected for specified, explicit and legitimate purposes and not further processed in a manner that is incompatible with those purposes
- adequate, relevant and limited to what is necessary in relation to the purposes for which they are processed
- accurate and, where necessary, kept up to date
- kept in a form which permits identification of data subjects for no longer than is necessary for the purposes for which the data is processed and
- processed in a manner that ensures appropriate security of the data. The beneficiaries may grant their personnel access to personal data only if it is strictly necessary for implementing, managing and monitoring the Agreement. The beneficiaries must ensure that the personnel is under a confidentiality obligation.

The beneficiaries must inform the persons whose data are transferred to the granting authority and provide them with the Portal Privacy Statement.

## 5 【参考:簡易和訳】

#### 15.1 付与機関によるデータ処理

本契約に基づく個人情報は、ポータルのプライバシーに関する声明に記載されている目的に従って、付与機関のデータ管理者の責任の下で処理される。

付与機関が欧州委員会、EU の規制機関または執行機関、共同事業体、またはその他の EU 機関である場合の付与については、規則 2018/1725 の対象として処理

される。

15.2 受益者によるデータ処理

受益者は、該当する EU、データ保護に関する国際法および国内法 (特に、規則 2016/679) に従って、本契約に基づいて個人情報を処理する必要がある。

個人情報が次のとおりであることを確認する必要がある。

- データ主体に関して合法的、公正かつ透明な方法で処理される
- 指定された明示的かつ正当な目的のために収集され、それらの目的に適合しない方法ではそれ以上処理されない
- それらが処理される目的に関連して必要なものに適切で、関連性があり、限定 されている
- 正確で、必要に応じて最新の状態に保たれている
- データ主体の識別を許可する形式で保持され、データが処理される目的のため に必要な期間を超えない
- データの適切なセキュリティを保証する方法で処理される

受益者は、契約の実施、管理、および監視に厳密に必要な場合にのみ、個人情報 への実施を従業員に許可することができます。受益者は、担当者が守秘義務を負っていることを確認する必要がある。

(注)和訳は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)による。

# g)技術データのオーナーシップ

文献	
No	
4	V. Ownership of Technical Data
	To facilitate collaboration, Participants may wish to share Background
	Technical Data and Project Technical Data. Project Teams may establish
	parameters for the use of Participants' Limited Rights Data and Protected
	Data, as defined in the Award.
4	【参考:簡易和訳】
	V. 技術データのオーナーシップ
	協業を促進するため、参加者はプロジェクトの開始前から保有していた技術デー
	タを共有して、プロジェクトにおける技術データを計画することが望ましい可能
	性がある。プロジェクトチームは、Award で定められているように、参加者の制限
	された権利データと保護データの利用に関するパラメータを設定することができ
	る。

(注)和訳は、三菱UF J リサーチ&コンサルティング(株)による。

# h)成果の活用

n) 成未 文献	
No	
5	Exploitation of results
	Beneficiaries which have received funding under the grant must —up to
	four years after the end of the action
	(see Data Sheet, Point 1) -use their best efforts to exploit their results
	directly or to have them exploited indirectly by another entity, in
	particular through transfer or licensing.
	If, despite a beneficiary's best efforts, the results are not exploited
	within one year after the end of the action, the beneficiaries must
	(unless otherwise agreed in writing with the granting authority) use the
	Horizon Results Platform to find interested parties to exploit the
	results.
	If results are incorporated in a standard, the beneficiaries must (unless
	otherwise agreed with the granting authority or unless it is impossible)
	ask the standardisation body to include the funding statement (see Article
	17) in (information related to) the standard.
	Additional exploitation obligations
	Where the call conditions impose additional exploitation obligations
	(including obligations linked to the restriction of participation or
	control due to strategic assets, interests, autonomy or security reasons),
	the beneficiaries must comply with them —up to four years after the end
	of the action (see Data Sheet, Point 1).
	Where the call conditions impose additional exploitation obligations in
	case of a public emergency, the beneficiaries must (if requested by the
	granting authority) grantfor a limited period of time specified in the
	request, non-exclusive licences -under fair and reasonable conditions-to
	their results to legal entities that need the results to address the
	public emergency and commit to rapidly and broadly exploit the resulting
	products and services at fair and reasonable conditions. This provision
	applies up to four years after the end of the action (see Data Sheet,
	Point 1).
	Additional information obligation relating to standards
	Where the call conditions impose additional informationobligations

relating to possible standardisation, the beneficiaries must —up to four years after the end of the action (see Data Sheet, Point 1) —inform the granting authority, if the results could reasonably be expected to contribute to European or international standards.

# 5 【参考:簡易和訳】

#### 成果の活用

助成金の支給を受けた受益者は、活動終了後 4 年以内に、以下のことを行わなければならない。

(成果の直接的な活用、または譲渡やライセンス供与などによる間接的な活用のために、最善の努力を払わなければならない(データシート、ポイント1参照)。 受益者の最善の努力にもかかわらず、活動終了後1年以内に成果が利用されない場合、受益者は(付与機関と書面で別途合意しない限り)Horizon Results Platformを利用して、成果を利用する利害関係者を探さなければならない。 成果が規格に組み込まれる場合、受益者は(助成機関と別段の合意がない限り、あるいは不可能でない限り)規格の(関連情報に)資金提供声明(第17条参照)を含めるよう規格化団体に要請しなければならない。

#### 追加的な利用義務

募集条件が追加的な利用義務(戦略的資産、利益、自治、安全上の理由による参加または支配の制限に関連する義務を含む)を課す場合、受益者は、活動終了後4年を限度として、それらを遵守しなければならない(データシート、ポイント1参照)。

公的緊急事態の場合及び募集条件が追加的な利用義務を課す場合、受益者は(付 与機関の要請があれば)要請で定められた期間、公的緊急事態に対処するために 成果を必要とする法人に、公正かつ合理的な条件で成果に関する非独占ライセンスを付与し、公正かつ合理的な条件で成果物やサービスを迅速かつ広範囲に利用 することに努めなければならない。この規定は、活動終了後4年間まで適用される。(データシート、ポイント1参照)。

#### 規格に関連する追加情報義務

公募条件が標準化の可能性に関する追加的な情報義務を課す場合、受益者は活動 終了後4年以内(データシート、ポイント1参照)に、また、成果が欧州または 国際標準に貢献すると合理的に期待できる場合は、付与機関に通知しなければな らない。

(注)和訳は、三菱UF J リサーチ&コンサルティング(株)による。

# i) 第三者の権利侵害に関する担保責任

文献	
No	
3	第13条 XおよびYは、他の当事者に対し、本契約に基づく本件特許発明の実
	施が第三者の特許権、実用新案権、意匠権等の権利を侵害しないことを保証しな
	الا√ <sub>°</sub>
	2 本契約に基づく本件特許発明の実施に関し、本契約の当事者のいずれかが、第
	三者から前項に定める権利侵害を理由としてクレームがなされた場合(訴訟を提
	起された場合を含むが、これに限らない。)には、当該当事者は、他の当事者に対
	し、当該事実を通知するものとし、各当事者は、当該訴訟の防禦活動に必要な情
	報を提供するよう努めるものとする。
	3 各当事者は、本件通常実施権が設定された特許権が第三者に侵害されているこ
	とを発見した場合、当該侵害の事実を他の当事者に対して通知するものとする。

# Ⅲ ヒアリング調査

# 1. 調査対象

ヒアリング調査は国プロ等への参加経験を有する者を中心として、以下の 15 者を対象とした。

- ①A団体【技術研究組合】
- ②B団体【技術研究組合】
- ③C社【事業会社、インフラ】
- ④D社【事業会社、インフラ】
- ⑤E社【事業会社、エレクトロニクス】
- ⑥F社【事業会社、エレクトロニクス】
- ⑦G社【事業会社、精密機器】
- ⑧H社【事業会社、素材】
- ⑨ I 社【事業会社、モビリティ】
- ⑩ J 社【スタートアップ、エレクトロニクス】
- ⑪K社【スタートアップ、半導体】
- ⑫L社【スタートアップ、プロセスエンジニアリング】
- ⑩M大学【不実施機関】
- ⑪N大学【不実施機関】
- ⑤O社【技術移転機関】

#### 2. ヒアリング事項

公開文献調査等を踏まえて調査委員会において検討した知財及びデータ合意書の作成例及 び解説の改善の内容を提示してヒアリング調査を実施した。また、提示した改善の内容以外 に、現行の「知財合意書の作成例及び解説」「データ合意書の作成例及び解説」ついての意見 もあわせて調査した。

# 3. ヒアリング調査の結果

ヒアリング調査の結果は以下のとおり。

# (1)全体

<ヒアリング調査における意見>

- ・ 各規定については立場により捉え方は異なるだろうが、選択肢として示されていることは有意であろう。交渉で立場の弱いスタートアップが国プロに参加した場合に、 Option 規定を選択して交渉できるのかは気になるが、作成例と示されることで交渉し やすくなると期待できる。(C社【事業会社、インフラ】)
- ・ 規定例のバリエーションが示されており、プロジェクトや参加者の立ち位置にあった 規定を選択できるようになるので、いいと思う。一方、知財合意書は基本的には参加 者同士で合意するものであるが、実務的には作成例にこういう例があったからそれに 決めるということになってしまう懸念はある。(D社【事業会社、インフラ】)
- ・ 知財合意書の各規定は参加者間で賛否がでるが、基本的なスタンスとして、プロジェクトの成果である技術を事業化することをエンカレッジするという視点がないと参加者の合意を得ることができないので、そのスタンスで知財及びデータ合意書の作成例を検討いただきたい。(J社【スタートアップ、エレクトロニクス】)
- ・ リバイス案の例と Option の規定は、義務ではなくて、このようなことができるという 選択肢を示すものであり、参加者にとって自由度があるので良いと思われる。(E社【事 業会社、エレクトロニクス】)
- ・ 第6条で、本プロジェクトの実施により発明等をなした場合には、知財運営委員会に届け出ることとなっているが、秘密情報が含まれる発明等を共有することに疑心暗鬼になって、オープンな研究開発ができないことがあるのではないか。主導する研究者が大学にいて、大学が予算を確保できていれば、中立的な立場である大学が権利化してプロジェクト参加者にライセンスすることで、競合相手による知的財産権の取得を防ぎ、プロジェクト参加者の事業化に貢献することができるだろう。しかし、大学以外に研究者がいる場合に大学に権利を集めるとプロジェクト参加者が知的財産権を保有できないことでプロジェクトに取り組むモチベーションが下がってしまわないかが悩ましい。国のプロジェクトのステージゲート評価では研究開発が計画通り実行されているかを見ているような印象であるが、プロジェクトの研究を協調領域と競争領域で整理して、それぞれの領域に応じた知的財産権が取得できているかを見るような仕組みを入れるといいのではないか。(〇社【技術移転機関】)
- ・ 日本では性善説に基づく契約交渉が行われているケースもある印象だが、グローバル 基準で考えると、契約ではグレーゾーンの要素を排除する必要がある。国プロであれ ば申請する段階から、どの技術の知的財産権を誰に帰属させるのか、独占的な実施許 諾を認めるのか等の方針を協議しておくべきであろう。(L社【スタートアップ、プロ セスエンジニアリング】)

#### (2) 各条項

現行の知財合意書の作成例の第1条から第15条と、現行のデータ合意書の作成例の第A 条から第F条のうち、改善を検討した条項について改善内容を提示して、ヒアリングを実施 した。以下において、四角囲みの規定例が提示した改善内容であり、Option は、プロジェクトによっては一つの選択肢となるが、必要がなければ含めなくてよい規定、一方 Option と付記していない規定例は、一般的なプロジェクトにおいて何らかの内容を定めることが望ましい規定を意味している。以下の①~⑨は現行の知財合意書の作成例に対応する規定、⑩は現行のデータ合意書の作成例に対応する規定であり、⑪は現行には無いが新規で追加を検討した規定である。

また、ヒアリング調査における意見については、類似の意見が分かりやすくなるように、 類似する部分を同じ色で示している。

#### ①第2条(定義)

○第1項:バックグラウンドIPの定義

例 1

九 「バックグラウンド IP」とは、プロジェクト参加者がプロジェクト開始前から保有 していた知的財産権及びプロジェクト開始後にプロジェクトの実施とは関係なく取得 した知的財産権をいう。

#### 例 2

九 「バックグラウンド I P」とは、プロジェクト参加者がプロジェクト開始前から保有 していた知的財産権及びプロジェクト開始後にプロジェクトの実施とは関係なく取得 した知的財産権であって、本プロジェクトの研究開発活動に必要な知的財産権をいう。

#### 例3

九 「バックグラウンド IP」とは、プロジェクト参加者がプロジェクト開始前から保有 していた知的財産権及びプロジェクト開始後にプロジェクトの実施とは関係なく取得 した知的財産権であって、本プロジェクトの実施に有用な知的財産権をいう。(当該プロジェクト参加者が知財運営委員会に届け出たものを含む。)。

<バックグラウンドIPに関するヒアリング調査における意見>

- ・ 例1は知財やライセンスの業界で使われている一般的な定義である。例2は「有用」、例3は「必要」という用語が使われているが、それを誰がどのように判断するか明確になっていない。定義は例1としておいて、後の条項でバックグラウンドIPの実施許諾の対象を絞る方がよいのではないか。(D社【事業会社、インフラ】)
- ・ バックグラウンドの定義としては例1が一番適切だと思う。研究活動においては特許法 第69条に基づきIPを自由に使うことができるので、例2と例3は不要ではないかと 考えている。IPは事業化する時に自社以外がその技術を利用することを抑制するため のもの。企業は他社が当該市場に参入することを防衛するためにIPを保有しており、 バックグラウンドIPも同じく市場を防衛するためのものだが、研究活動に対して守る 必要はない。(J社【スタートアップ、エレクトロニクス】)
- ・ 例2と例3のバックグラウンドIPの定義では、誰が本プロジェクトの研究開発活動に「必要」や実施に「有用」を判断するのかという問題がある。権利者だけで必要性・有用性を判断するのではよくないので、実施許諾を希望する者との関係で第10条において実施許諾の対象を定めればいいのではないか。例1では、バックグラウンドIPの範囲が広すぎるので、例1に「本プロジェクトに関連して」と追記するとよいと思われる。(B団体【技術研究組合】)
- ・ 企業は、他社に使わせることができない守りのバックグラウンドIPがあるので、例3 の本プロジェクトの実施には「有用」でなく「必要」まで狭くして、むしろ例2の本プロジェクトの研究開発活動には「必要」でなく「有用」としていただいた方がいいと思われる。(F社【事業会社、エレクトロニクス】)
- ・ バックグラウンド I Pの範囲を企業の場合はトップの意思で決められるが、不実施機関の場合は個人商店の先生方の集まりのようなもので、関連する全ての先生の合意をとることは不可能なので、バックグラウンド I Pの範囲を限定したいとの申し出を受けたことがある。プロジェクトに名前を連ねている研究者のバックグラウンド I Pに限定してほしいと要望されたが、最終的には「関連する技術の範囲」に限定して、関連するかどうかは知財運営委員会で協議することとした。リバイス案の例 2 のような記載内容を追記して、合意に至った経験からすると、バックグラウンド I Pの定義は例 2 の記載が良いと思う。(A団体【技術研究組合】)
- ・ バックグラウンド I Pの定義は例 2 が一番適切と感じている。例 3 のように知財運営委員会に届けることは実際には難しい。一番もめることはバックグラウンド I Pがどれかを特定することで、それを事前に届け出ることは難しい。また、知財運営委員会がバックグラウンド I Pを特定できるのかという問題もある。(I 社【事業会社、モビリティ】)
- ・ 例2に「本プロジェクトの研究開発活動に必要な知的財産権」とあるが、この記載では契約・法務の観点から、実施させる側と受ける側で何が必要なのか見解の差が生じやすいと感じた。企業の場合は研究開発だけではなくその先の事業化が目的となる。例2のように「研究開発活動に必要な」とすると、事業化に必要なバックグラウンドIPが抜け落ちる

可能性があることが気になる。一方、プロジェクトを通じて得られるフォアグラウンド I Pと元々各社が持っているバックグラウンド I Pは別であり、特に10条との関係でバックグラウンド I Pを限定することは当然であろう。(H社【事業会社、素材】)

- ・ バックグラウンド I Pを特定することは重要であるが、知財運営委員会が関連するバックグラウンド I Pを決めることはとても難しいのではないか。また、プロジェクト参加者 A がプロジェクト参加者 B のバックグラウンド I Pを実施していたとして、A がその事実を確認困難、かつ B が自ら申し出るか疑問である。知財運営委員会にバックグラウンド I Pを届けるという規定は実際には意味がないと思われる。(J社【スタートアップ、エレクトロニクス】)
- ・ 例3の括弧書きに知財運営委員会への届出についての記載があるが、ノウハウを含む自 社単独の発明等を知財運営委員会に届け出る場合、知財運営委員会のメンバーに秘密保 持義務が課されたとしても、委員会の構成メンバーに競合企業が入っていると届け出る ことをためらう。これが任意の位置づけであれば企業側からすると届出をしたくないと いうのが一般的と思われるので、あえて記載する意味は低いのではないか。一方で、標 準必須特許のような考え方で、フォアグラウンドIPを実施するうえで必須となる自己 のバックグラウンドIPを届出て、それについてはライセンス不要とすることには意味 があるかもしれない。(D社【事業会社、インフラ】)
- ・ 一般的な企業のスタンスに沿うのは例1、大学に沿うのは例3だろう。例2の「研究開発活動に必要な知財」を開示することは当たり前という感覚がある。例3については、研究開発活動のために必要なバックグラウンドIPではなくて、実用化のために必要なバックグラウンドIPであれば理解できる、「本プロジェクトの実施並びに社会実装に有用な知的財産権をいう」とした方がいいのでは。(K社【スタートアップ、半導体】)
- ・ バックグラウンド I P は都度問題になるので、作成例に示していただきたいと思っていた。大学の場合、研究している技術が多岐にわたるので、「プロジェクトの参加者が発明者に入っているものに限る」としたい、そうでなくとも例3くらいに絞っていただけると有り難い。例2や例3は「有用」「必要」と判断するのが、権利者なのか、権利を使いたい側なのか、またプロジェクト開始時点で特定する必要があるのか、プロジェクト中に追加できるのかが判然としない。(N大学【不実施機関】)
- ・ 当社のケースでは大学がプロジェクト開始前に取得している知的財産権はバックグラウンドIPとして知財運営委員会に届け出てもらっている。一方、企業は労力をかけてきたバックグラウンドIPを安価で開示提供等をすることは合意できず、自分達の生み出した知的財産権を留保できないなら参加しないという考えが多い。(K社【スタートアップ、半導体】)
- ・ 例3では知財運営委員会でバックグラウンド I Pを特定するとしているが、プロジェクト開始前の段階でやるべきことであろう。我々は、プロジェクト開始前に、NDAを結んで、プロジェクトの目的や当事者が担当する開発テーマが何であり、そのためにどんな知

的財産を保有していてプロジェクトでどんな成果を目指すのかを関係者が確認して進めるようにしている。この段階では、実際のバックグラウンドIPの内容まで開示するものではない。そうした事前のバックグラウンドIPの確認がなければ一緒に研究開発はできない。(H社【事業会社、素材】)

- ・ 例1と例2は良い。例3は知財運営委員会の負担が大きいという印象がある。知財運営委員会にバックグランウドIPのリストを届け出たプロジェクトがあった。リストに記載したバックグラウンドIPが全部とされると困るが、少なくともリストに記載したものはバックグラウンドIPと定義する。当社は公証人役場にバックグラウンドIPを届けて、問題となった時に内容を照会するというやり方をとることがある。例3は選択肢として示すことはありだと思う。(G社【事業会社、精密機器】)
- ・ 企業との共同研究にあたり、バックグラウンド I Pが存在している場合は、通常契約書の 条項に記載している。バックグラウンド I Pは、プロジェクト後に成果を事業化する際に ライセンスを受けないといけないものをバックグラウンド I Pと定めている。バッググ ラウンド I Pが、もしその成果を実施する時に対処しなければいけないものであるなら ば、プロジェクト開始時にリストアップする必要がある。リストに記載したバックグラウ ンド I Pはプロジェクトの期間が終了するまでは他社に実施許諾しないようにする。そ の縛りについても独占的な実施権にするのか、非独占とするのかを最初に決めておく必 要がある。(M大学【不実施機関】)
- ・ フォアグラウンド I Pとのコンタミネーションがなくなるようバックグラウンド I Pの 定義をはっきりしておくことがよいが、バックグラウンド I Pの全てを申告することは 手間であるし、難しい。共同研究契約においてバックグラウンド I Pも必要に応じプロジェクト内で利用できるようにすることはあるが、事前にリスト申告を求められることは あまりない。(C社【事業会社、インフラ】)
- ・ プロジェクト参加者の利害が対立する場合にどのように調整するかが決まっていれば、バックグラウンド I Pの定義は広くてもよく、細かく規定する必要はない。定義よりも、利害が対立した場合に、どう調整するのかが問題。 E社【事業会社、エレクトロニクス】

<バックグラウンドIP以外に関するヒアリング調査における意見>

・ 試薬等の成果有体物も重要で取引対象となる研究成果であるので、第2条で定義づける 必要があるのではないか(B団体【技術研究組合】)

# ②第3条(知財運営委員会)

本プロジェクトにおける知的財産及び研究開発データの取扱いを適切に行うため、プロジェクトリーダーを委員長とする知財運営委員会を設置する。

2 知財運営委員会は、本プロジェクトにおける知的財産及び研究開発データの取扱いについて審議決定する。

- 3 知財運営委員会の審議内容、議決方法、構成員その他知財運営委員会の運営に関する事項は、別途定める知財運営委員会運営規則によるものとする。
- 4 知財運営委員会は、本プロジェクトにおける知的財産の取扱いとして、本プロジェクトとしての発明等の成果の権利化、秘匿化、公表等の取扱い方針(以下「取扱い方針」という。)を定める。

# <ヒアリング調査における意見>

・ 多くの参加者がいる場合、契約当事者(受託者)ではない参加者の位置づけが不明瞭と感じている。受託者であるAの下に再委託先(XYZ)が存在する場合、再委託先(例えばX)まで知財運営委員会の構成員として議決権をもたせると支障が出る場合がある。委託先Aはプロジェクトの成果を事業化する責任を負うが、再委託先Xはやはりプロジェクト全体の成果より個社の利益を追うこともあり、受託者と同じ位置づけとすることがふさわしくない場合もある。解説にて知財運営委員会の構成員の考え方を明確にしてもらえるとありがたい。(日社【事業会社、素材】)

#### ③第4条(秘密保持)

- プロジェクト参加者は、本プロジェクトに関して他のプロジェクト参加者(その研究開発従事者を含む。)から開示され、かつ開示の際に秘密である旨明示された技術上の一切の情報を、秘密として保持し、当該情報開示者の承諾を得ない限り、研究開発従事者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。また、開示を受けたプロジェクト参加者は、当該情報を本プロジェクトの実施以外の目的で使用してはならない。ただし、開示を受けたプロジェクト参加者が、当該情報が次のいずれかに該当することを立証できる場合についてはこの限りでない。
- 一 開示を受ける際、既に公知となっていたもの
- 二 開示を受ける際、自己が正当に保有していたもの
- 三 開示を受けた後、自己の責によらずに公知となったもの
- 四 開示を受けた後、正当な権利を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示を受けたもの
- 五 開示を受けた情報によらずに、自己が独自に入手し、または創出したもの
- 2 プロジェクト参加者は、自己に属する研究開発従事者が、研究開発従事者でなくなった後も含め、本条及び次条に規定する義務と同様の義務を、当該研究開発従事者に 遵守させなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、本プロジェクトにおける秘密漏洩防止及び技術情報流 出防止のために必要な措置については、知財運営委員会において決定するものとする。

#### <ヒアリング調査における意見>

- ・ 法令の定めや裁判所の命令がある場合に開示できるよう、例外規定が必要ではないか(B 団体【技術研究組合】)
- ・ 「研究開発従事者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならない」という文言は、このプロジェクトの研究開発従事者全てに秘密情報を共有可能と解釈できる。特に競合企業が参加しているプロジェクトでは、プロジェクト参加者でも開示したくない情報があるので、「情報の受領者以外の第三者」という文言に修正して参加者の合意を得たことがある。(I社【事業会社、モビリティ】)

#### ④第7条(出願による権利化)

- プロジェクト参加者は、本プロジェクトの成果を出願により権利化するに当たっては、 海外においても市場展開が見込まれるのであれば、その市場規模や他社との競合状況 等を勘案して権利化が必要と判断される国においても権利化することを原則とする。
- 2 知財運営委員会は、プロジェクト参加者と協議の上、プロジェクト参加者が出願による権利化を行わないと判断した国において出願する権利を他のプロジェクト参加者に譲渡させることができる。
- 3 本プロジェクトの成果の出願等に要する費用は、原則として出願人が負担するものと する。

#### <ヒアリング調査における意見>

・事業化段階を見据えてどういう知的財産をどこの国で取ることをそのプロジェクトでは目指すのか(例:世界展開を見据えて海外出願もどこまで行うか等)という議論が曖昧なままに、ガイドラインに則り出願等に要する費用は出願人が負担し、その上で第9条に基づき、共有者は共有するフォアグラウンドIPを自由かつ無償にて実施できるとなると、知財予算が潤沢でない大学としては厳しい。国内出願は大学負担とするが、PCT出願や各国移行後は権利化の費用がかさむので、企業に費用負担をお願いしている大学もある。事業化に必要な国で適切に知的財産が権利化されるようなガイドラインとしていただきたい。(O社【技術移転機関】)

#### ⑤第8条(フォアグラウンド I Pの帰属)

○第1項:職務発明規定等に基づく知的財産権の承継

例 1

本プロジェクトの実施により得られた知的財産権(以下「フォアグラウンド IP」という。)は、発明者等が属するプロジェクト参加者の職務発明規程等に基づき当該参加者に承継させるものとする。

#### <ヒアリング調査における意見>

・ 第1項について変更なしとすることに異論がない。国プロに着手する際にしばしば生じる問題として、現状の文案にある「承継させる」という部分について、大学の契約担当が必ずしも承継は保証できず、大学の雛形に基づいて、研究者個人に帰属させると主張することがある。大学側は、大学のルールを理由に組織への承継は約束できないと主張してくるが、国プロである以上、プロジェクト参加者である大学に承継してもらう必要がある。さもないと発明者個人ではなく受託者に帰属可能としているバイ・ドール制度に反するので、解説にこうした点を記載してもらいたい。(H社【事業会社、素材】)

# ○第2項:発明者等の所属するプロジェクト参加者が二以上に亘る場合のフォアグラウンド I Pの帰属

例 1

発明者等の所属するプロジェクト参加者が二以上に亘る場合にあっては、各プロジェクト参加者の持分は、当該プロジェクト参加者間で協議して決定するものとする。プロジェクト参加者間で同意が得られている場合は、一のプロジェクト参加者の持分を他のプロジェクト参加者に譲渡することができる。

発明者等の所属するプロジェクト参加者が二以上に亘る場合に、事業化を進める能力の高い一者に単独帰属させている実例がある。持分譲渡について定めることを、積極的に肯定する意見があった。

#### <ヒアリング調査における意見>

- ・ フォアグラウンド I P の持分譲渡は、積極的に入れていただきたい。第9条のように共有 にして、不実施補償を払うよりも、企業としては自社の事業に使う知的財産権は買い取る 方が手続きもシンプルであり望ましい。(F社【事業会社、エレクトロニクス】)
- ・ 発明者は発明をした者であるが、出願人を誰にするかは検討の上で決める事項。共同研究 実施者のうちの一方が、多数のバックグラウンドIPを抑えていて、他方はバックグラウ ンドIPをほとんど保有していない場合、フォアグラウンドIPを他方の共同研究実施 者に帰属させても活用できないので、そのようなケースではバックグラウンドIPを保 有していて実施能力のある一の共同研究実施者がフォアグラウンドIPの出願人となり 単独保有することがある。共同研究で生まれた知的財産のうち、どの知的財産を誰に帰属 させるかは共同研究が始まる前に交渉して決めている。(L社【スタートアップ、プロセ

#### スエンジニアリング])

・ 大学とプロジェクトを組む場合、事業化までの責任を負うのは事業者となる。事業化のためには知的財産が分散していては支障がある。プロジェクト当初から譲渡を約さなくてもよいが、事業化を担当する側から譲渡の要望があれば協議しつつ、拒絶する合理的な理由がなければ譲渡するということを契約書に記載するなど、事業者の要望に沿ってもらえると有り難い。(H社【事業会社、素材】)

#### ○0ption 項:フォアグラウンドIPの譲渡

#### Option 1

プロジェクト参加者は、フォアグラウンド I P (著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)の全部を○○に譲渡しなければならない。

#### Option 2

プロジェクト参加者は、フォアグラウンド I P (著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)のうち□□に関するものを○○に譲渡しなければならない。

#### Option 3

発明者等が属するプロジェクト参加者が再委託先であるときは、当該再委託先は、フォアグラウンド I P (著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)の [全部・うちの□□] を○○ (再委託元等) に譲渡しなければならない。

「スタートアップ設立予定のため」、「協調領域の技術で多くの者に使ってもらい市場形成を狙うため」、「複数者からライセンスしなければならない負担を無くすため」等の理由により、技術研究組合にフォアグラウンド I Pを譲渡している実例があり、Option 規定が事業化に有効なケースはあるので、任意のOption 規定としては賛同する意見が多い。しかし、自社の差別化につながるコア技術や競争領域の知的財産は譲渡できないという意見も複数あり、合意形成の難しさを指摘する意見もあった。

#### <ヒアリング調査における意見>

・ 技術研究組合法で会社を作る際には技術研究組合が保有する知的財産をベースとすることが決められている。一般的な技術研究組合は、知的財産権の取得費用が発生するので、 各組合員が知的財産権を持つことが多いが、我々の場合はカーブアウトしてスタートア ップを設立することを当初から想定していたので、プロジェクトで開発した知的財産権は技術研究組合と組合員の共有とするか、または技術研究組合の単独保有とした。技術研究組合が 組織変更又は新設分割による株式会社設立を想定していない場合でも、組合員の企業が自由に知的財産権を実施してしまうと困るので、技術研究組合が知的財産権の1%だけ保有するというケースはある。それは、知財合意書ではなくて技術研究組合の知財規定で決めることもできる。(J社【スタートアップ、エレクトロニクス】)

- ・ 研究者それぞれに知的財産権を持たせていると都度ライセンスする必要が出てくるので、 共同研究者がそれぞれ開発した技術・知的財産権を一つの事業会社に集約して実施しないと成果の社会実装が困難という半導体業界の特性が前提にあり、研究の公募段階から 関係者間で合意を得て、特定の一者が大学から生まれた実施に必要な知的財産権を買い 取って集約し、当該知的財産権を実施して利益が出たら大学に配分する手法を取った。 利益配分割合については最初の知財合意書には数字を入れず、知財協議会等を開催して 議論をして決めた。(K社【スタートアップ、半導体】)
- ・ 企業からの出向者を組合研究員として組合で研究する集中研と、組合員単独で研究する 分室研から構成るすプロジェクトにおいて、集中研の知的財産権については組合のもの とすると当初規約で定めることがある。それは、開発に多くの人の知恵が必要で、開発 した技術を1社に独占させるのでは成果が広まらないので各社に使わせたいという事情 があり、市場形成を狙う協調領域の技術であったため。しかし、実際に出てきた研究成 果が予想よりもいいもので、組合員である企業の貢献が大きかったため、貢献に応じた 権利を認めるようなルールを定めた。(B団体【技術研究組合】)
- ・ Option 1 について、技術研究組合に知的財産権を譲渡するということはオプションとしてはあり得る。知的財産権を技術研究組合に集めようという話が出ることがあるが、最終的には組合員の全員が納得できるような形にはならないことが多く、やはり知的財産権は自社に帰属させるという結論になる。自分が発明した知的財産権が自分のものにならないことに抵抗する組合員が多い。(I社【事業会社、モビリティ】)
- ・ 権利を一者に集めてライセンスするような場合もあるので、Optionとしてはあってよい。 (E社【事業会社、エレクトロニクス】)
- ・ 市場を広めることを目的としており、業界が評価のルール(標準)を作るというプロジェクトでは、一機関に特許を集めるパテントプールも可能性としてはあり得ると思うが、 各社の事業のコアとなるような技術について国プロにおいてであっても譲渡することは 難しい。(I社【事業会社、モビリティ】)
- ・ Option 1 又は2の場合、自社の知的財産権を競合企業に使われる可能性がでてくる。自 社事業の差別化に使おうとする技術をOption 1 又は2 とすることはできない。(G社【事 業会社、精密機器】)
- ・ Option 1 ~ 3 には、全部または一部のフォアグラウンド I Pを組合等に譲渡することが 記載されているが、プロジェクト開始時点では譲渡すべき技術を特定できないこともあ

る。別のオプションで、企業から譲渡の要望があれば協議しつつ、拒絶する合理的な理由 がなければ譲渡するというオプションがあると大学との調整が円滑になる。(H社【事業 会社、素材】)

- ・ プロジェクトで生まれるフォアグラウンド I Pは多岐にわたるのでオプション1のよう に全部譲渡としても譲渡された先は活用しきれないのではないか。技術研究組合が必要 とするものを譲渡するとした方が、実務に合うように思われる。(N大学【不実施機関】)
- ・ 化学系ではあまりないが、電気系では特許をプールして共有して、いちいち特許の実施 許諾のやり取りをしなくても済むようにすることがある。また、情報系のスタートアッ プが特許を集めてまとめて実施許諾することもある。(M大学【不実施機関】)
- ・ 共同研究を行っている企業で Joint Venture を立ち上げて、当該 JV に知的財産権を集めたことがあり、技術研究組合の場合に限らず、一機関に知的財産権を集約することが有効である場合はある。(F社【事業会社、エレクトロニクス】)
- ・ 規定例3のオプション1 (全部譲渡) とオプション2 (一部に限定して譲渡) に関する 使い分けは、主体が企業か大学によって異なるだろう。大学は分担体制で共同研究を行い、基本的には協調領域の知的財産であるためオプション1が当てはまる。一方で企業 の場合、競争領域の知的財産は自社で留保したい場面が出てくるため、オプション2も 選択肢となるだろう。(K社【スタートアップ、半導体】)
- ・ Option 2 について、何を譲渡するかは重要になるので、□□は当事者間できちんと協議する必要があることを解説で記載していただきたい。(F社【事業会社、エレクトロニクス】)
- ・ Option 1 又は 2 のようなモデルで、スタートアップに権利を集約することもあるが、社会実装を実現するためには、単なる権利管理業務だけをするようなスタートアップではなく、研究開発能力があり事業化に向けた知財戦略をたてられるスタートアップであることが望まれる。(O社【技術移転機関】)
- ・ 知的財産権の帰属はビジネスモデルによって変わる、自己実施するビジネスモデルか実施許諾するビジネスモデルか、単独で実施できるビジネスかなどの状況に応じて、最適解は変わるだろうが、いずれにせよ知的財産権の帰属は共同研究を開始する前に合意しておくべき。(L社【スタートアップ、プロセスエンジニアリング】)

# ○Option 項:フォアグラウンドIPに関する譲渡元の移転請求権

Option 4

前項に基づき、フォアグラウンドIPを譲渡された○○が解散する場合、譲渡元である プロジェクト参加者は、当該フォアグランドIPについて移転すべき旨を請求できる。

- ・ スタートアップを設立する計画であれば解散時に知財の取扱いをどのようにするかは、 プロジェクトを作る前に決めておくべきことではある。(J社【スタートアップ、エレクトロニクス】)
- ・ 我々の参加した技術研究組合が入っているプロジェクトでは組合規定で解散時の取り決めを行った。解散時の取り決めは知財合意書に含めなくても、組合規定や他の規定で定めればよいのではないか。(H社【事業会社、素材】)
- ・ 技術研究組合の解散は組合員の承諾なしに勝手にできないので、解散はさほど懸念する 話ではないかもしれない。違う視点として、「資金調達のために増資を行ったことで、技 術が実質的に赤の他人のものになってしまう事態は避けたい」というケースがあり得る。 価値ある知的財産権であるほど、スタートアップや技術研究組合でも資金調達のニーズ が高く、知的財産権ごと他者に買われてしまう事が考えられる。それを止めることはで きないだろうが、少なくとも発明者の所属機関は、そのリスクがあるからオプション1 -3のスキームに乗らないという自由はあるだろう。(K社【スタートアップ、半導体】)

# ⑥第9条(共有するフォアグラウンドIPの取扱い)

○第1項:自由かつ無償にて実施の原則と共有者による独占的な実施の条件 例1

プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドIPについて、自由かつ無償にて実施できるものとする。ただし、共有権者間で同意が得られている場合は、他の扱いとすることを妨げない。

# 例 2

プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンド I Pについて、自由かつ無償にて実施できるものとする。ただし、共有者に不実施機関が含まれる場合、実用化・事業化する共有者(その指定する第三者を含む。)が独占的に実施する場合に限り、不実施機関は当該共有者に対して有償での実施を求めることができるものとする。

### 例2'

プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンド I Pについて、自由かつ無償にて実施できるものとする。ただし、一のプロジェクト参加者は、《実用化・事業化する共有者(当該共有者が指定する第三者を含む。)が独占的に実施する場合/共有者による商業的な実施期間中に第三者への実施許諾が制限されている場合》に限り、当該共有者に対して有償での実施を求めることができるものとする。

2 ・・・(【例1】と同様)・・・

#### 例3

プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドIPについて、自由かつ無償にて実施できるものとする。ただし、プロジェクト参加者Aは、他のプロジェクト参加者Bと共有するフォアグラウンドIPについて、他のプロジェクト参加者Bが知的財産権の出願等(取得、維持および保全をいう。)の経費を負担するときは、他のプロジェクト参加者Bの事前の承諾無しに他のプロジェクト参加者B以外の第三者に対し実施許諾を行わないものとする。

### 例3;

プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンド I Pについて、自由かつ無償にて実施できるものとする。プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンド I Pについて、独占的に実施する場合は、第7条第3項の規定に関わらず、当該フォアグラウンド I Pの出願等(取得、維持および保全をいう。)の経費を全て負担《する/し、当該他のプロジェクト参加者と実施契約を別途締結する》ものとする。

2 ・・・(【例1】と同様)・・・

そもそもフォアグラウンド I Pを共有するのではなく、一者に持たせて責任をもって管理 させる方がよいという意見があった。

例1のただし書きについては、賛同する意見が多い。例2について、事業会社からは不実施機関であるからというだけで実質的な独占を有償とすることは承諾できないとする意見やプロジェクト開始時点で有償の額の算出が困難との意見もあれば、大学から要求されることが多く受け入れているという意見もあり、様々であった。例3については、事業会社・大学問わず、賛同する意見が多かった。

- ・ 第三者へ実施許諾をするビジネスに関する技術については、共有でなく単独保有できるように契約にあたり交渉している。実施権の問題だけでなく、権利化の手続きで拒絶理由に応答する際に権利範囲を当社のみで決定できないという点でも、できるだけ共有は避けている。(L社【スタートアップ、プロセスエンジニアリング】)
- ・ 社会実装するには、一人に責任をもって事業化させる方がよいので、当社では共有知財をやめようという考え方をしている。共有ではなく、知的財産権を誰かに集めておいて、何年たっても財を生みださなかったら発明者の所属機関に戻すという仕組みを前もって協議する方が良い。ただし、それは、知的財産権を集約する一者への信頼があって、可能となる。(K社【スタートアップ、半導体】)
- ・ 部品メーカーと完成品メーカーの共有や、不実施機関と実施機関との共有のように、利益を出せるのが一方だけの場合を想定すると、例1のただし書きは積極的に入れていただきたい。(G社【事業会社、精密機器】)
- ・ 例1のように「共有権者間で同意が得られている場合は、他の扱いとすることを妨げない」という規定を追記したことがある。これは不実施機関から要望があったためで、不実施機関は他の企業などとも共同研究をしており、そちらとの利害関係に配慮して要求したと思われる。 また、9条のフォアグラウンドIPに第2項を追加して、「前項の規定にかかわらず、不実施機関と不実施機関以外のプロジェクト参加者が共有するフォアグラウンドIPについて、当該プロジェクト参加者により商業的な実施がなされる場合に、当該不実施機関による第三者の実施許諾が制限されている時は、当該実施機関はプロジェクト参加者に対して実施料の支払いを求めることができる」というような文言を追加したこともある。(A団体【技術研究組合】)
- ・ 例1の但し書きに「他の扱いとすることを妨げない」と記載されているが、共有者間で 同意さえすれば完全に自由とすると当事者間に委ねると交渉力の強い特定の参加者のみ が有利な条件になることが懸念される。「自由かつ無償」とだけ記載されていれば、ひな 形に書かれているので自由かつ無償にしようということにできるが、但し書きが入るこ とで交渉の余地が生まれてしまうかもしれない。しかし、立場によってケースバイケー スで異なるので、むしろ但し書きがある方がよいケースもあると思われる。(D社【事業 会社、インフラ】)
- ・ 企業の立場からみると例1が一番よいが、実際には必ずしも例1となっていない。大学の立場からみると共有者が独占的に実施する場合に有償を求めるということは理解できるが、例2の不実施補償は大学と企業とでもめるだろう。国の税金を使っているプロジェクトでは、組合員の企業やベンチャーが事業化して利益をあげて税金を払うという形が一番理想であり、それをエンカレッジするべきではないか。例2の背景にある共有企業の独占実施の場合に大学が対価を求めることは、大学を儲けさせようというものであり、研究開発の成果を使ってビジネスにするようにエンカレッジすることにつながらな

- いのではないか。(」社【スタートアップ、エレクトロニクス】)
- ・ 例2の「独占的に実施する場合に限り、不実施機関は当該共有者に対して有償での実施を求めることができる」が一番有難い。通常大学との共同研究では、当社が知的財産権の共有者であるにもかかわらず実施料を支払っている。当社が独占する場合は大学が他社に特許を実施許諾できないので、対価を支払う理由ができるという考え方をしている。例1でもよいが、この場合は不実施機関側から別の扱いにしようという申し出があり、協議すると結局例2となる。それを考えると調整、交渉の手間が増えるだけなので、例2が実務的でよい。(1社【事業会社、モビリティ】)
- ・ アカデミアの知が企業から搾取されないようにという意図であろうが、例2のように「有 償」と書くと企業が反発するであろう。アカデミアと事業者の共有するフォアグラウン ドIPについては誠実に交渉する程度としてはどうか。(B団体【技術研究組合】)
- ・ 例2について、企業としては独占の有償対価は望ましくないが、大学と共同研究を実施 する場合は対価を要求されることが多い。事業部門が必要と判断するのであれば、仕方 ないと捉えて知財部門として止めるようなことはしていない。(C社【事業会社、インフ ラ】)
- ・ 大学と企業で知財合意書を作成する際、大学は不実施補償が必要と主張するため合意に 時間がかかる。大学は、得られた成果について知的財産権を共有する場合でも、企業が 独占ライセンスを受ける場合のいずれであっても、大学の研究活動には知的財産権を無 償で利用出来ると主張してくる。大学は事業を行わないが得られた成果を研究目的で将 来にわたって利用できるというインセンティブがあるので、当然のように不実施補償を 主張されても事業者側としては承服しかねるところがある。(H社【事業会社、素材】)
- ・ 企業の立場としては、最初から自社のみが実施することを目的とした技術開発のような 真の独占というわけではなく、開発した技術が結果的に他社に実施許諾しなくて結果と して事実上「独占的に実施する場合」に対してまで、有償とすることは認め難い。有償 とすると、結局製品の販売価格に転嫁されて、企業の競争力低下につながるので、企業 としてはなかなか妥協できない。(F社【事業会社、エレクトロニクス】)
- ・ 知的財産権の実施を有償とする場合、売上を試算して実施料を決めるが、プロジェクト 開始時点では実際の金額はわからないのでもめると思われる。事業化して売れた場合に はライセンス料を売上の何%とするということであれば合意できるかもしれない。(J社 【スタートアップ、エレクトロニクス】)
- ・ 例2の実施の対価は研究開始時点では特定できないため、保留して先に共同研究契約を 結ぶこと(先送りすること)もある。特に最終製品の一部でなく広く利用される素材技 術を開発する場合、開発した素材技術がどの製品に使われるか分からないという問題も あり、素材を提供するメーカーとしては、研究開始時点で補償として売上げの○%とい ったの設定は困難である。(H社【事業会社、素材】)
- 事業会社はリスクを負って新規事業を立ち上げることや、独占実施であるからといって

- 商業化前の段階で対価を決めることは難しいことから、当社としては、例2 の有償実施よりも例3 の出願経費を負担する方がよい。(E社【事業会社、エレクトロニクス】)
- ・ 独占の条件としてではなく、不実施機関はプロジェクトの特許出願料を支払わなくても よいという条項を追加したことはある。(A団体【技術研究組合】)
- ・ 例3については、フォアグラウンドIPの価値と、出願費用のバランスがとれているのかという問題がある。しかし、通常、知財合意書を作成する時点ではフォアグラウンドIPから生み出される利益を見積もることは困難であるので、出願費用や実施の対価等を列記して、これらについて当事者間で協議することとしてはどうか。(B団体【技術研究組合】)
- ・ 例3の出願費用を負担すれば独占できるという程度であれば理解できるが、大学が出願 費用を超えて不実施補償を求めてくるケースは承諾しにくい。企業の財布は、知的財産権 の出願経費と実施料とを分けていて、実施料は原価や製品価格などから額を決定するる ことが大変なので、出願等費用を負担して、その知的財産権を独占できる例3が有り難い。 (G社【事業会社、精密機器】
- ・ 大学は、出願費用が不足しているので、例3が有り難い。企業との共有特許を、他の企業にライセンスするのは極めて難しい、共有相手の企業が他社に実施許諾してよいという場合は他の企業も実施許諾を求めないことが多い。企業はそこが分かった上で、実質的に独占できるが通常実施権の契約を求めてくるので、その場合、例2の独占実施に該当せず、大学としては収入が得られないことになりがちである。いろいろな企業にライセンスできる大学であれば異なるかもしれないが、例3で必要経費を確実に負担してもらう方が有り難い。(N大学【不実施機関】)
- ・ 本学は、企業が大学の知的財産権を無償で実施することは認めていない、大学と企業が 共同発明して知的財産権を共有にする場合は、企業が費用を全額負担して、大学は実施 料を取らない、その代わり第三者への実施許諾は自由にしてよい、といった絵を書いて、 その絵に沿って知的財産権の取扱いを決めている。例えば事業会社の2社が共有してい る場合、クロスライセンスするのであれば無償で構わないだろうが、不実施機関の場合 はそれでは困るので、不実施機関が入っている時と実施機関だけの時を分けていただき たい。(M大学【不実施機関】)
- ・ 特許法69条(特許権の効力は試験又は研究に及ばない)を根拠に、共同研究においては 特許の実施許諾が不要と参加企業から言われることがある。しかし、大学は知的財産権の 取得が目的でなく権利活用が目的なので社会還元されるためには、他者がライセンスを 希望すればライセンスすることになる。そのような可能性を踏まえて、将来的にライセン スを希望する可能性のある知的財産権については、事業に必要となる国で、企業の将来ニ ーズを反映した適切な権利範囲の権利化が図れるよう、共同研究期間中から企業と大学 が連携して、必要があれば企業が出願経費を負担すべきではないだろうか。(〇社【技術 移転機関】)

# ○0ption 項:所定期間不実施の場合の第三者への実施許諾

Option 1

前項にかかわらず、プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドIPについて、プロジェクト後●年間他のプロジェクト参加者が対象の知財を正当な理由なく実施しない場合には、他のプロジェクト参加者に対し書面で通知し、協議を行い、協議によっても事態が改善されない場合は、第三者へ実施許諾を行うことができるものとし、他のプロジェクト参加者はこれに同意する。

知的財産権が実施されないままとなることを防止するために、このような規定を入れることは、積極的/消極的の差はあれ、任意の Option として肯定の意見が多いが、実施していない特許権全てを問題とすることに疑義ありとの意見もあった。

- ・ 独占実施の契約に、このような条項を入れることはある。産業技術力強化法第17条第 1項第3号に、特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を 相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合は第三者に許諾す ることを約するとしていることからして、このような規定はあっていいと思われる。(N 大学【不実施機関】)
- ・ プロジェクト参加者が保有する知的財産権を使っていないのであれば、こういう規定があってよいと思う。保有している知的財産権を使えなくなる訳ではないのでこの Option は受け入れられると思う。(J社【スタートアップ、エレクトロニクス】)
- · Option としてはあってもよい。(I社【事業会社、モビリティ】)
- ・ 知的財産権が実施されないままとなることを防止する意図と理解できるので、Option としては設けるといいだろう。(E社【事業会社、エレクトロニクス】)
- ・ 技術の内容によるだろうが、このような規定は知的財産権の活用促進に有効であろう。 研究段階において事業化の絵姿が見えにくくなっている場合は、プロジェクト参加者同 士で協議をして打開策を練るべき。(K社【スタートアップ、半導体】)
- ・ このような Option 規定は国プロであれば仕方ないと考えている。(C社【事業会社、インフラ】)
- ・ 不実施機関が参加している場合はという条件を付けて Option であれば、示していただい てもよい。(B団体【技術研究組合】)
- ・ 国プロ以外で生まれた特許権であっても、研究からすぐに事業化につながらないことは ある。実施していない特許権全てがダメだから第三者に実施許諾と言えるだろうか。企 業の立場からすると、正当な理由なく実施しない場合には、他のプロジェクト参加者に

対し書面で通知し、協議を行う程度にとどめていただきたい。(F社【事業会社、エレクトロニクス】)

### Option 1 の解説

事業会社の知財戦略として、知的財産権を自ら実施しないものの、他者による自社事業への参入を防止する目的で、知的財産権を保有することがある。例えば、プロジェクト参加者Aが、他のプロジェクト参加者Bと共有するフォアグラウンドIPであるXとYを保有している場合に、Yを用いて事業活動を行っており、Xについては実施していないが当該プロジェクト参加者の競争優位を保つためには必須のフォアグラウンドIPであり、Xを第三者に実施許諾しないことが国益に資するのであれば、その事情を協議の際に合理的な理由として説明することが考えられる。

【Option】規定を発動するか否かは、フォアグラウンドIPの保有者の競争力の維持や、 【例2】【例3】で定めるフォアグラウンドIPを独占する対価の有無等を踏まえて、個 別の案件ごとに判断すべきである。

複数の事業会社から Option の解説について肯定的な意見があった。

- ・ 企業はすぐに使うわけではないが他者にとられないように特許出願することがあり、それは事業に貢献するものである。企業としては防衛特許もビジネス戦略であるので、例えば一定の対価を支払い続ければ実施しなくても独占し続けることができるというような規定を入れていただくと有難い。(D社【事業会社、インフラ】)
- ・ 防衛知財は、「正当な理由なく実施しない」のではなく、「実施に相当する」と考えてよいのではないか。ただし、Xを第三者に実施許諾することにより実施料が得られるはずの共有者には利益がないため、当該共有者との協議により対価の設定を行うことで第三者への実施許諾を拒むことができると解説してはどうか。また、共有者Aが実施するより共有者Bが第三者に実施許諾する方が国益に資するかもしれない等を考えると、「国益に資するのであれば」という判断は難しいと思われる。(N大学【不実施機関】)
- ・ 妥当な説得感のある解説と考えられる。( J 社【スタートアップ 、エレクトロニクス】)
- ・ 納得性があり、特に問題ない。 ( I 社【事業会社、モビリティ】)
- ・ 民間企業の立場からすれば納得性がある。 ただ、国プロから生まれた発明を社会実装 しなくとも企業が独占することを許容するのは意外ではある。 (G社【事業会社、精密 機器】)
- · 基本的に賛同できる。(B団体【技術研究組合】)

# ⑦第10条(知的財産権の権利不行使と実施許諾)

〇第1項,第2項: バックグラウンド I Pとフォアグラウンド I Pの権利不行使と実施許諾 例 1

プロジェクト参加者は、自己が保有する知的財産権(フォアグラウンド I P以外の知的 財産権を含む。以下本条において同じ。)について、本プロジェクト期間中における他 のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該知的 財産権を行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。た だし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場 合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合にはこの限りでない。

2 プロジェクト参加者(以下本項条において「参加者A」という。)が、自己が保有するフォアグラウンドIPを実施して本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者(以下本項条において「参加者B」という。)が保有する知的財産権について実施許諾を求めた場合、参加者Bは、当該事業化をするために必要な範囲で、原則として、参加者Aに実施許諾を行うものとする。

ただし、参加者Bが保有する知的財産権を参加者Aに実施許諾することにより、参加者 Bの既存又は将来の事業に支障を及ぼすこと(参加者Bの競争優位が損なわれることを 含む。)が予想される場合等の合理的な理由がある場合は、参加者 B は実施許諾を拒否 することができるものとする。

### 例 2

プロジェクト参加者は、自己が保有する知的財産権 (フォアグラウンド I P及びバックグラウンド I Pのいずれをも含む。以下本条において同じ。) について、本プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する知的財産権についてはこの限りでない。

- 一 プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある知 的財産権
- 二 プロジェクト参加者以外の第三者との共有であるバックグラウンド I P
- 三 第三者への独占的な実施許諾がなされている(実施許諾の交渉中を含む。)バックグラウンド IP

- 四 発明者等に本プロジェクトの研究開発従事者が含まれない知的財産権であって、 本プロジェクトにおいて研究開発を行う技術の範囲に含まれないバックグラウンド I P
- 五 その他、前各号に準じる合理的な理由のある知的財産権
- 2 プロジェクト参加者(以下本項において「参加者A」という。)が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者(以下本項において「参加者B」という。)が保有する知的財産権について実施許諾を求めた場合、参加者Bは、当該事業化をするために必要な範囲で、原則として、参加者Aに実施許諾を行うものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する知的財産権については、参加者Bは、実施許諾 を拒否することができるものとする。

- 一 参加者Bが保有する知的財産権を参加者Aに実施許諾することにより、参加者Bの既存又は将来の事業に支障を及ぼすこと(参加者Bの競争優位が損なわれることを含む。)が予想される知的財産権
- 二 参加者Bが不実施機関である場合において、参加者Bが保有する知的財産権を参加者Aに実施許諾することにより、参加者Bの既存又は将来の研究・教育活動に支障を及ぼすことが予想される知的財産権
- 三 プロジェクト参加者以外の第三者との共有であるバックグラウンド IP
- 四 第三者への独占的な実施許諾がなされている(実施許諾の交渉中を含む。)又は約されているバックグラウンド I P
- 五 発明者等に本プロジェクトの研究開発従事者が含まれない知的財産権であって、 本プロジェクトにおいて研究開発を行う技術の範囲に含まれないバックグラウンド I P
- 六 その他、前各号に準じる合理的な理由のある知的財産権

- プロジェクト参加者は、自己が保有するバックグラウンドIPについて、本プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする(ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合はこの限りでない。)。プロジェクト参加者(以下本項において「参加者A」という。)が、他のプロジェクト参加者(以下本項において「参加者B」という。)の保有するバックグラウンドIPについて実施許諾を求めた場合、参加者Bは、参加者Bの既存又は将来の事業(不実施機関における研究・教育活動を含む)に支障を及ぼすことが予想される場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合を除き、原則として、参加者Aが本プロジェクトの成果を事業化するために必要な範囲で、参加者Aに実施許諾を行うものとする。
- 2 プロジェクト参加者は、自己が保有するフォアグラウンドIPについて、他のプロジェクト参加者による研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする(ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。)。プロジェクト参加者(以下本項において「参加者A」という。)が、他のプロジェクト参加者(以下本項において「参加者B」という。)の保有するフォアグラウンドIPについて実施許諾を求めた場合、参加者Bは、参加者Aの既存又は将来の事業(不実施機関における研究・教育活動を含む)に支障を及ぼすことが予想される場合を除き、原則として、参加者Aが本プロジェクトの成果を事業化するために必要な範囲で、参加者Aに実施許諾を行うものとする。
- 3 第1項又は第2項に規定する実施許諾の交渉において、実施の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、プロジェクト参加者が、保有するノウハウを他のプロジェクト参加者に対して開示することを義務づけるものではない。
- 5 プロジェクト参加者が、保有するフォアグラウンド I Pについて、他のプロジェクト参加者に実施許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に実施許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

知的財産権の実施許諾の規定について、バックグラウンド I Pはフォアグラウンド I Pと 異なり、権利者を尊重すべきであるので、両者を分けて規定する必要があるという意見があ った。

例1の「合理的な理由」の解釈が明確でないので例2のように具体的に定める方がいいという意見もあれば、例2は交渉が長期化する懸念があるので、例1の方がいいという意見もあるが、いずれでもよいという意見も複数あった。

- ・フォアグラウンドIPとバックグラウンドIPをまとめて許諾義務や条件等を論じているが、分けて書くオプションが必要ではないか。フォアグラウンドIPとバックグラウンドIPとは位置づけや意味合いが異なることから、まとめずに分ける必要があろう。 (H社【事業会社、素材】)
- ・大企業の場合、バックグラウンドIPの実施許諾を認めると、社内の別事業部や別会社 に制約を課すことになり得る。バックグラウンドIPについては、フォアグラウンドI Pと異なり、権利者の自由意志を尊重すべきであるので、バックグラウンドIPとフォ アグラウンドIPは分けて規定すべきであろう。(B団体【技術研究組合】)
- ・ 実施許諾の規定は、これまでの経験でも、どのように追記するか苦労する点である。バックグラウンド I Pは、「合理的な理由がある場合」と書くことが理解できるが、フォアグラウンド I Pの場合は、プロジェクト参加者以外の第三者との契約の発生を防げるであろうし、プロジェクト参加者みんなで使って研究開発しようというものなので、事業に支障を及ぼす場合以外で、実施許諾を拒否できる「合理的な理由」が想定し難い。(N大学【不実施機関】)
- ・例1・例2ともに「合理的な理由がある場合」とあるが、契約解釈の視点では、「合理的な理由」というのは非常に曖昧で、何が合理的か揉める種となろう。例外を設けるのであれば、例2の第1~5号のように具体的に各社特定して記載するべきであろう。お互いが保有するバックグラウンドIPについて、研究の中でどのバックグラウンドIPを使うか話し合っていないとプロジェクトを組めないはずで、事前に話し合っていれば、具体的な例外規定を書けるだろう。形式的に例外規定を設けて後になって、このバックグラウンドIPが無いとプロジェクトが進まないとなってしまうと本末転倒なので、プロジェクト前に関連するバックグラウンドIPが何かを参加者で話し合うことを解説で記載するとよい。(H社【事業会社、素材】)
- ・ 例1に示されている「合理的な理由」では、何が合理的か判然とせず立証負担がある。 例2のように但し書きとして各号に整理されていると、少なくとも各号に該当すれば例 外とできる安心感がある。例2の1項5号や2項6号でその他も前号に準じると対応し ており、限定列挙ではないので例2で問題になることもないだろう。(C社【事業会社、 インフラ】)
- ・ 例2でもいいのだが、具体的に各号を定めるとなると交渉に時間がかかることが懸念される。早期に知財合意書を締結するために例1の方が望ましい。(G社【事業会社、精密

# 機器])

- ・ 例2のように具体化すると、全てのケースが拾えているか、書きすぎではないか都度、 考えなければならない。企業によって各号を追加したい等言い出すと、交渉が難航し、 長期化する懸念があるので、当社としては例1の方が良い。(F社【事業会社、エレクト ロニクス】)
- ・ 第1項について、例2は細かすぎると思う。研究段階では詳細な規定はそぐわない。第 2項の実施許諾の規定について拒否できる場合として、「参加者Bがプロジェクト参加者 以外の第三者と共有するバッググランドIPであって、当該第三者が当該実施許諾に合 意しない知的財産権」と「第三者への独占的な実施許諾(実施許諾の交渉中を含む」)が 既にされている、または約束されているバックグラウンドIP」を挙げたケースはある。 また、実施許諾を拒否できる場合が限定されないように「等」を入れるように要求され たこともある。(A団体【技術研究組合】)
- ・ 例2のように合理的な理由の例を示す場合も、結局第2項第6号で記載例に限定されないので、実質的には例1と同じでどちらでもよいと思われる。(J社【スタートアップ、エレクトロニクス】)
- ・ 例2において第1項が第1号から第4号に限定されるのであればフレキシビリティが無いので困るが、「五 その他」があれば問題ない。第1項・第2項とも、例1でも例2でも問題ない。(I社【事業会社、モビリティ】)
- ・ そもそもプロジェクト中の研究活動に対しては、知的財産権は権利行使の対象としていない。フォアグラウンド I P 、バックグラウンド I P ともに商業的に実施して利益を得る時に権利を行使する。条項で各号に例示しても、例に該当しないものも出てくるので、明示した例だけに限定しているように見えないようにする方がよいと思う。(M大学【不実施機関】)
- ・ 例2において第1項は例外規定を第1号から第5号まで限定列挙しているが、他者が列挙されているバックグランドIPが保有しているかどうかは分からない可能性があるので、この条項は実際に運用可能かどうか疑問がある。条文の表現が「知的財産権を行使しない」となっており、「許諾を受ける」という表現ではないため、この条文がバックグラウンドIPを使う際に所有者に申請して、都度許諾を受けることを想定しているということは読み取ることができない。バックグラウンドIPを使わせていただく側からすると、後出しで、但し書きの条項に該当するので権利侵害にあたると指摘されることが怖いので、実務上のプロセスも含めて説明いただけるとよい。(D社【事業会社、インフラ】)

○0ption 項:プロジェクト終了後の有償での実施許諾

### Option

第2項の規定に基づき、参加者 B が参加者 A に実施許諾を行う場合、本プロジェクト終 了後は、原則、有償での実施を求めることができるものとする。

プロジェクト終了後に有償で実施許諾できることは明記しなくとも当然だが、有償を拒否できないように Option 規定がある方がいいという意見もあれば、無償でのクロスライセンスがあり得るのでプロジェクト終了後は有償での実施許諾が必須という誤解を与えないように作成例として書く際には注意が必要という意見もあった。また、有償での実施許諾とするかは、プロジェクト期間中かプロジェクト期間後かではなく、研究開発活動目的か事業目的かで分けるとの意見も複数あった。

- ・ 事業化に至ったら実施料は有償となるという整理だが、当事者間の話し合い次第であるう。必ず有償としなければならない訳ではないことを解説に記載してもらいたい。 企業がお互い保有する知的財産権を無償でクロスライセンスする場合もある。国プロは有償と決まっていると誤認を与えるとよくない。(H社【事業会社、素材】)
- ・ この Option を入れても良いと思われる。プロジェクト終了後に有償で実施許諾することは当然であり、参加者Aから拒否できないような意味で追加する方が技術の展開を考えるとよい。(A団体【技術研究組合】)
- 「プロジェクト後は原則、有償での実施を求めることができるものとする」という記述はなくても当然という気もする。「求めることができるものとする」となっており、有償が必須ではないので、あってもなくても支障はない。この規定があることで、立場の弱いスタートアップが有償を要求するきっかけにはなるであろう。(C社【事業会社、インフラ】)
- ・ プロジェクト終了後の有償実施のOptionは問題ない。(I社【事業会社、モビリティ】)
- ・ 稀なケースかもしれないがプロジェクト中にであっても事業化を進めた場合がある。 研究段階はお互い権利を行使しないことは理解できるので、研究開発活動目的か事業 目的かで有償、無償を分けるとした方が良いのではないか。(H社【事業会社、素材】)
- ・ 研究活動に対して知的財産権をライセンスしたことはないし、求められたこともない。 研究活動に対しては知的財産権の問題が起きないよう、権利不行使としている。実際 に商業的に実施して利益が生まれたらライセンス料をもらうことにしている。事業活 動の有無で区別している。(M大学【不実施機関】)
- ・ プロジェクト中の研究開発活動において、権利行使が制限される状況にありながらも、 商業化のステージに突入するケースがある。このような状況にも対応できる措置とし て、知的財産権の実施規定に関しては時期ではなく、研究開発という目的と、商用とい

う目的に分けて整理をしている。プロジェクトが終われば一度契約は切れて、知的財産権を使うのならいくらでと新たにライセンス契約を締結している。(K社【スタートアップ、半導体】)

# ○0ption 項:独占的な実施許諾/優先交渉権

Option 1

第2項の規定に基づき、参加者Aが、参加者Aのみが参加者BのフォアグラウンドIPを実施できる独占実施を求める場合、本プロジェクト期間中にあっては、独占実施の可否について知財運営委員会において審議するものとする。

# Option 2

参加者Aが参加者Bの保有する知的財産権(第三者に実施許諾済み又は実施許諾交渉中のものを除く)に係る事業化を検討するために時間を要する場合、参加者Aからの申し出に基づき、当該知的財産権の独占的な実施許諾に関する条件交渉を参加者Bと [独占的/優先的] に行うことができる期間(以下「優先交渉期間」という。)を設けることができる。優先交渉期間は、[当該知的財産権の出願の日から〇〇月(権利の発生に設定登録を要しないものについては創造日から〇〇月)・プロジェクト終了まで・プロジェクト終了後〇〇月]を上限として参加者A及び参加者Bの協議により定めることとし、参加者Bは優先交渉期間中に [プロジェクト参加者以外の第三者/参加者A以外の第三者]との間で当該知的財産権の実施に関する条件交渉及び実施許諾を行ってはならないものとする。

### Option3

プロジェクト参加者は、発明等の内容を知財運営委員会に対し届け出た後、●月間はプロジェクト参加者以外の者との間で当該発明等に係るフォアグラウンドIPの実施に関する条件交渉及び実施許諾を行ってはならないものとする。

事業化を進めるために独占的な実施許諾が必要になる場合があるとの意見が複数あった。 複数者から実施許諾の希望が想定される技術や、複数者に技術を使わせて市場形成・拡大 を狙いたい技術等の場合に、特定の一者に独占されることで支障が生じることを防ぐため に、知財運営委員会において独占実施を審議する趣旨に賛同する意見は複数あったが、一 方で現実に Option1 のように定めて知財運営委員会が機能するか懸念を示す意見もあった。

- ・ 国立研究開発法人や大学は、独占ライセンスを忌避する傾向が見受けられるが、事業会社が開発した技術を事業化するには、その技術を独占しないといけないケースが多い。平等・公平性を重視した結果、事業化できないのでは意味がないので、個人的には、技術によっては独占を認めるべきと思っている。当社の場合、多くの会社に使ってもらう技術とそれ以外の技術に分けて整理しており、前者は非独占的な実施許諾だが、後者については共同研究先が競合相手に使われると困るのであれば、許諾範囲を限定した上で共同研究先に独占的な実施許諾を行っている。しかし、同業者や競合企業がプロジェクト参加メンバーに含まれている場合、Option 1 のように、知的財産権が発生してから知財運営委員会で審議しても認められないであろうから、最初の契約の時点で協議して決めておくべきではないか。(L社【スタートアップ、プロセスエンジニアリング】)
- ・ フォアグラウンド I Pを一社に独占させることによって事業化が進むのであれば Option のようにフォアグラウンド I Pの独占的な実施を認めてもよいであろう。企業 によっては国プロにおいて知的財産権を独占できないのであれば、国プロに参加しないという判断はあり得るであろうから、国プロ参加へのインセンティブとして、このような Option はあってよいと思われる。(E社【事業会社、エレクトロニクス】)
- ・ <u>独占実施の可否を知財運営委員会が審議することに賛同する</u>。このために知財運営委員会があり、こういうことができるくらいに知財運営委員会は参加者から信頼してもらえないといけない。(K社【スタートアップ、半導体】)
- ・ Option 条項のように、プロジェクト期間中にプロジェクト参加者が、独占ライセンス を将来的に受けたい旨を意思表明できることはよいと思われる。(〇社【技術移転機関】)
- ・ 「参加者Aのみが参加者BのフォアグラウンドIPを実施できる独占実施を求める場合」については協調領域ではあまり関係ないが、このOptionがあっても問題ないと思われる。(A団体【技術研究組合】)
- ・ 知財運営委員会がどの程度機能するのかという問題があるが、Option としては問題ない。(I社【事業会社、モビリティ】)
- ・ 独占の可否を知財運営委員会にて審議することについては、協議するということで良いと思う。しかしプロジェクト終了後にいちいち委員会で聞くことは実際には難しい。これを書いてしまうと 10 年後でも知財運営委員会を招集するのかという懸念がある。プロジェクトで生まれた知的財産権を使いたい場合は手を挙げてください、一定期間に手をあげなければ他社が使うことができるようにするという国のプロジェクトがあった。その期間は出願後半年であれば、外国出願の判断に間に合う。(M大学【不実施機関】)

- ・ 1社が知的財産権を独占実施すると他の参加者はその知的財産権を使えなくなる。後からその知的財産権を使いたいということが起こり得るので、知財運営委員会で審議しても了承されないのではないか。プロジェクト参加者は創出された特許を研究活動に自由に使うことができるので、知的財産権を独占できると決めることは矛盾するのではないかと感じる。我々がやってきた実務とは全く異なるので、有益な意見を述べる立場にない。(J社【スタートアップ、エレクトロニクス】)
- ・優先交渉期間を定めることについては、研究段階ではあまり考えることができない。 (A団体【技術研究組合】)
- ・優先交渉期間を設定してプロジェクト参加者以外との条件交渉や実施許諾を禁止する というオプションについて悪いとは思わない。(K社【スタートアップ、半導体】)
- ・ Option 2 について「事業化を検討するために時間を要する場合」という限定は必要ない のではないか。(F社【事業会社、エレクトロニクス】)

# ○0ption 項:サブライセンス権(再実施権)付き通常実施権の許諾

Option1

プロジェクト参加者は、フォアグラウンド I Pについて、○○(技術研究組合等)が求めたときは、○○に対して無償でサブライセンス権(再実施権)付きの通常実施権を許諾するものとする。ただし、○○は、フォアグラウンド I Pを保有するプロジェクト参加者による第三者への実施許諾を優先するとともに、○○が第三者に実施許諾するに当たっては、当該プロジェクト参加者の事業活動に支障が生じないよう配慮するものとする。

#### Option2

プロジェクト参加者は、フォアグラウンド I Pについて、○○(技術研究組合等)に対して無償でサブライセンス権(再実施権)付きの通常実施権を許諾するものとする。

#### Option3

□ 前項のサブライセンス権 (再実施権) に基づき、フォアグラウンド I Pを第三者に実施許諾した場合における実施料は、一定の経費 (●●が実施許諾締結するのに要した人件費、手数料等。) を差し引いた残金を、●●からフォアグラウンド I Pを保有するプロジェクト参加者に還元する。

### <ヒアリング調査における意見>

・ 我々は Option 1 のようなスキームを行っていないが、参加者 A が技術研究組合にサブ

ライセンス権付き通常実施権を許諾した時に、その段階で組合が対価を支払うことは難しいと思う。外部の企業がライセンスを受けて収益が出て、実施料が支払われた時にそれを技術研究組合から参加者Aへの対価とすることになると思われる。(A団体【技術研究組合】)

- ・ 第1項 Option 1 の無償でサブライセンス権(再実施権)付きの通常実施権を許諾する ことについては、無償で差し出すことと実施料が還元されることがセットになってい るならば Option としてはよい。技術研究組合の定款などで組合員が無償で知的財産権 を差し出すことが決められており、組合員にとって経済合理的に説明できるスキーム になっていればこれで良いが、不用意に無償で差し出すと税務上のリスクが気になる。 (I社【事業会社、モビリティ】)
- ・ 技術研究組合の規約で、無償で技術研究組合に再実施権付き実施許諾を行い、実際に 再実施権を行使してライセンス収入が出れば、権利者に還元するようにしている例は ある。ただし、Option1 や Option2 の無償との書き方では、権利者への還元無しでも良 いように誤解を与えかねないので、権利者への利益の還元とセットであることが分か るように書いておくべきである。(B団体【技術研究組合】)
- ・ Option1 に「当該プロジェクト参加者の事業活動に支障が生じないよう配慮する」とある。契約文言としては「配慮する」では曖昧で何が許されて、何が許されないのか分からない。具体的に記載するか、もしくは具体的に明記できないのであればサブライセンスする際に別途協議するとしてはどうか。(H社【事業会社、素材】)

#### ○0ption 項:技術指導

Option

サブライセンス権 (再実施権) 付きの通常実施権を許諾したプロジェクト参加者は、通常 実施権の許諾を受けた者が要請した場合、事情が許す限り[有償・無償]で通常実施権の 許諾を受けた者に対し、通常実施権の対象となる技術の指導を行う。

- ・ 技術指導を Option とすることについて、違和感はない。(J社【スタートアップ、エレクトロニクス】)
- ・ 技術指導については、Option としてならばよい。この Option を選択したいという企 業はケースバイケース。(I社【事業会社、モビリティ】)
- ・ この条項をもって実際に技術指導を行うことは正直難しい。技術指導は通常、詳細な 条件を協議して別契約を結ぶことにしている。こうしたオプションがあることは理解 する。(H社【事業会社、素材】)
- 技術指導を無償で求めるのであれば、スタートアップにとって酷であろう。(B団体【技

# 術研究組合])

- ・ プロジェクト終了後にまで実施許諾設定する場合の技術指導の義務がかかるために、 技術指導を行うことができる人材を確保し続けないといけないというのは企業にとっ て負担が大きい。技術指導できる人材がいないという事業が、規定の「事情が許す限 り」に含まれるのであれば、許容できるかもしれない。(G社【事業会社、精密機器】)
- ・ 技術指導について、許諾する側からするとノウハウの開示につながる懸念がある。「事情が許す限り」とあるが、技術指導を拒否できないのであればフォアグラウンド IP の所有者に不利な条件となってしまう。(D社【事業会社、インフラ】)

# ⑧第14条(本合意書の改定)

例 1

知財運営委員会は、全てのプロジェクト参加者による同意を得て本合意書の改訂を行う ことができる。(変更なし)

### 例 2

知財運営委員会は、全てのプロジェクト参加者による同意を得て本合意書の改訂を行う ことができる。本プロジェクトの成果を事業活動において効率的に活用するため、プロ ジェクト終了前に本合意書の内容を見直すものとする。

- ・ 例えばプロジェクトの研究開発のフェーズなどによっては、プロジェクト当初は実施 許諾の詳細な条件を決められないこともある。プロジェクトを早期に開始するために、 詳細は先送りしてという手法もあり得るので、改定ができるようにしておくべきであ ろう。(G社【事業会社、精密機器】)
- ・ プロジェクトが終了した時、知財運営委員会で技術研究組合が保有している特許の処分について協議し、組合員である企業に帰属させたことがあるが、プロジェクト終了前に見直すことについて、敢えて例2として書くほどのことではないと思われる。(J社【スタートアップ、エレクトロニクス】)
- ・ プロジェクト終了前に知財合意書を見直すことはあるだろうが、知財合意書を改訂するより、プロジェクトで得られた成果の確認とそれぞれの実施許諾を別契約で締結する方がやりやすいかもしれない。解説で別契約でもよいと示してもよいだろう。国プロでNEDOに成果を報告する際には詳細までは記載しないが、プロジェクト終了時に成果について当事者間で確認することはあってよい。(H社【事業会社、素材】)

# ⑨第15条(有効期間及び残存条項)

本合意書は、〇年〇月〇日より発効し、本プロジェクトの終了後〇年経過するまでは有 効とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条の規定は、情報開示者が秘匿すべきとして明示した期間中は有効とし、第7条から第11条までの規定は、フォアグラウンドIPの権利存続期間中は、当該存続するフォアグラウンドIPについて有効とする。なお、本プロジェクトの終了日から起算して○年間経過した後は、本合意書における「知財運営委員会」を「該当する知的財産権及び研究開発データの当事者間の協議」と読み替えるものとする。

- ・ プロジェクトが終わって当時の担当者がいなくなってから知財運営委員会を開かないといけないとなっても対応しかねるので、第2項に読み替え規定を置いていただくといいと思われる。知財運営委員会を事務局として開催するのは負担が大きい。(N大学 【不実施機関】)
- ・ 「情報開示者が秘匿すべきとして明示した期間中は有効」という文言について、対象 の情報がばらばらだと管理しにくいという議論があり、「プロジェクト終了後○○年。 ただし知財運営委員会の決定事項はそれに従う」という一般的なもののほうが分かり やすいということをプロジェクト参加者に提案して修正したことがある。(I社【事業 会社、モビリティ】)
- ・ 知財管理組合などの運営方針が変わりかねないなど重大な影響が懸念されそうな場合 に、協議会を開催できるよう、プロジェクト後も誰かが請求すれば協議会を開けるよ うな規則にしていた例がある。(K社【スタートアップ、半導体】)

### ⑩データ合意書 第E条(研究開発データの利用許諾)

プロジェクト参加者(以下、本項において「参加者A」という。)が、本プロジェクト内での研究開発活動、又は、本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、他のプロジェクト参加者(以下、本項において「参加者B」という。)が本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データ(本プロジェクト内での研究開発活動のために、参加者Bが本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データを含む。)について利用許諾を求めた場合、参加者Bは参加者Aに必要な範囲で、原則として利用許諾を行い、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。(プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。)

ただし、参加者Bが保有する研究開発データを参加者Aに利用許諾することにより、参加者Bの既存又は将来の事業に影響を及ぼすこと(参加者Bの競争優位が損なわれることを含む。)が予想される場合等の合理的な理由がある場合は、参加者Bは利用許諾を拒否することができるものとする。

### <ヒアリング調査における意見>

- ・ NEDOの知財及びデータ合意書のひな形には第E条(研究開発データの利用許諾) において研究開発データの定義が単にデータとしか書かれていなかったところ、研究 開発データの中の自主管理データに関する規定であると書き直したことがある。(A団 体【技術研究組合】)
- ・ 研究データは知的財産権と同じ扱いとしており、分けて考えていない。(C社【事業会社、インフラ】)

### ⑪新規 Option 条(オープン・ソース・ソフトウェアの取扱い)

本プロジェクトにおいて、オープン・ソース・ソフトウェア(以下「OSS」という。)を利用しようとするときは、OSS の利用許諾条項、機能、脆弱性等に関して適切な情報を知財運営委員会に提供し、知財運営委員会において OSS の利用の承諾を得るものとする。

オープン・ソース・ソフトウェア (OSS) の利用について問題意識を持っている事業会 社は複数あり、知財運営委員会においてOSSの利用を承諾することについても一定の理解 はあったが、知財運営委員会がOSS利用の可否を判断できるのか、特許侵害などの問題が 起きた時に責任をとれるのかを懸念する意見があった。

#### <ヒアリング調査における意見>

· OSS使用の可否は企業内で悩ましい大事な論点である。承諾まで必要かはともかく

として、知財運営委員会には企業の知財部員のようにOSSについても知見のある人が入っているであろうから、知財運営委員会に情報を入れることはいいと思う。(G社【事業会社、精密機器】)

- ・ OSSは、最近、気をつけないといけなくなっている。NEDOの技術推進委員会の委員から問われることもある。全ての研究者が意識できているとは限らないので、知財運営委員会に情報を入れることに賛成である。(N大学【不実施機関】)
- ・ プロジェクトの中で誰かがとりまとめないといけないだろうから、知財運営委員会で OSSの利用を確認するのはいいのではないか。プロジェクトによっては知財運営委員会で承認の判断がつきかねる場合もあるかもしれないが、その場合は外部のOSS に詳しい人材を頼ればいいだろう。(F社【事業会社、エレクトロニクス】)
- ・ OSSを使っていることをプロジェクトメンバーが認識共有することは重要であろう。 知財運営委員会にOSS利用が情報提供された場合は、委員会の各メンバーが社に持 ち帰ってOSS利用の可否を検討し、他のプロジェクト参加者がプロジェクト内での OSSを利用することについて知財運営委員会で拒否を申し立てることができるとい う意図であれば、この規定はあるとよいと思われる。(E社【事業会社、エレクトロニ クス】)
- ・ 後々のために、知財運営委員会に適切な情報提供をしてOSS利用の承諾を得ておく ことは良いことと思う。(K社【スタートアップ、半導体】)
- ・ 我々は経験がないので実際のところはわからないが、知財運営委員会がOSSの利用が適正かどうかを判断できる能力があるのか、仮に知財運営委員会が承諾したとして、OSSを使って問題が起きた時に責任を取れるのか、疑問がある。(J社【スタートアップ、エレクトロニクス】)
- ・ OSSが第三者の保有する特許を侵害していた場合、係争が発生することになるが、利用を承諾した知財運営委員会が責任をとれるのか。ソフトウェアには別途特許が発生する可能性があるが、それを知財運営委員会がチェックできるか疑問がある。OSSに特許権が存在している可能性があることを前提にこれを検討する必要がある。(M大学【不実施機関】)
- プログラムを書くときに、OSSを全く使わない大学研究者はあまりいないのではないか。研究目的では利用可能なOSSは多いが、商業利用については明記していなかったり、有償としているケースがある。最終的に事業を担う企業から許諾を得られるのならば、OSSの利用はありと捉えている。事業化段階において、商業利用する企業の意思決定が重要であろう。(O社【技術移転機関】)

# Ⅳ 調査委員会による検討

調査委員会では、公開情報調査及びヒアリング調査より得られた情報を踏まえて、知財及 びデータ合意書の作成及び解説の改善について議論を行った。調査委員会において議論を重 ねた主な検討内容は以下のとおり。

# (1)全体

- ・ 国プロは、国の資金を使って全プロジェクト参加者で研究開発成果の社会実装に向けて 取り組むもので、その中での知財の取扱いはプロジェクト参加者間で協議して決定する ものである。合意書作成例の冒頭に、この作成例は知財の取扱いを協議する際の参考と なるものであることを前提として記載し、オプションの例は「選択することが必要であ る」と間違った解釈をされないよう記載するべきであろう。
- · 文言が独り歩きすることも考慮し、拘束力のある表現にならないようにすることが重要。
- 大学と大企業等で異なる意見もあろうが、単に対立軸を示すのではなく、国の資金を使った研究の社会実装を行い、社会に貢献するという国プロの趣旨を尊重した上で作り込んでいきたい。
- ・ 知財をいざ使おうとした時に権利者が多数存在し、交渉相手が増えてしまうと国プロの成果の社会実装に逆行する恐れがある。「国プロの成果をいかに産業化していくか」という視点を持つように解説しておくべきであろう。
- ・ 文部科学省のさくらツールや、大学の運用ポリシー等と異なる部分に配慮をしなければ、 知財合意書作成例が使われにくくなってしまうかもしれない。

# (2) 各条項

# ①第2条(定義)

# ○バックグラウンド I Pの定義 ⇒P. 61 参照

- ・ 例えば、研究開発には必要ない量産化技術がバックグラウンド I P として存在しており、 プロジェクトの成果を事業化するのに、ライセンス交渉しなければいけない場合を考え ると、そのようなバックグラウンド I P についても実施許諾されるように合意書におい て定めておくと良いだろう。
- ・ プロジェクトにおいて情報管理上留意すべきことは、フォアグラウンドIPとバックグラウンドIPのコンタミネーションである。コンタミネーションを抑止するためには、予め特許を出願しておく等の方法があるが、その1つとして、バックグランドIPを知財運営委員会に届け出るという規定を設けた。ただ、バックグランドIPを知財運営委員会に届け出ると、他の参加者に漏洩してしまうリスクがあるのであれば、必須とはせずに「知財運営委員会に届け出たものを含む」くらいの表現が良いであろう。
- フォアグラウンドIPとバックグラウンドIPのコンタミネーションを防ぐには様々な

対応方法があり、届け出る知財運営員会が守秘義務を負うことも考えられるが、結局は参加者がプロジェクトの契約前に特許出願するかに尽きると思われる。知財運営委員会にバックグラウンドIPの内容を届け出るのではなく、日付や名称を届け出ることを義務付ける等の対応ができるようにすることも考えられる。知財運営委員会に届け出ることでバックグラウンドIPを守ることができるという利点の解説があってもよいのではないか。

# ②第8条(フォアグラウンド I Pの帰属)

**○Option(フォアグラウンドIPの譲渡)** ⇒P. 68 参照

- ・ 海外に対する日本の競争力を強化するために、今後は日本の競合企業と組んで、ビジネスでは競争するが技術的には協業するケースが出てくるであろうから、Option 規定のように成果を得たプロジェクト参加者以外にフォアグラウンドIPを譲渡するケースは、「技術研究組合を設立し、将来組織変更して株式会社化することを想定している場合」のような現行の作成例で示されている場合に限らないであろう。
- ・ 競争領域と協調領域が混在している技術開発においても、このような Option 規定を入れて、プロジェクト参加者が技術研究組合にフォアグラウンド I Pを譲渡するケースがある。
- ・ 技術研究組合がプロジェクト後に解散を予定しているのであれば、フォアグラウンド I Pの譲渡先として不適切ではないか。譲渡先は、将来にわたりフォアグラウンド I Pを 維持管理できる主体であるべきと解説しておくべきであろう。
- ・ 現行の作成例において、再委託先において得られたフォアグラウンドIPを再委託元等 に譲渡するとされている規定例について、大学がスタートアップを設立する前に、国プロの中で基本特許を取得した時に、再委託先である大学が再委託元に基本特許を譲渡しなければならないと、その後大学発ベンチャーが設立された時に、ベンチャーに特許が譲渡されるのか、独占実施権が許諾されるのか、不安なところ。国プロを実施した後にスタートアップを設立するケースも検討しておくべきであろう。

# ③第9条(共有するフォアグラウンド I Pの取扱い)

- ○第1項:自由かつ無償にて実施の原則と共有者による独占的な実施の条件 ⇒P.71 参照
- 【例2】【例3】の独占的な実施について
- ・ ベンチャー投資の際に、ベンチャーがコアな知財を独占的に使えるかはセンシティブに 見ている。大企業との共同出願になっていて、ベンチャーが独占的に使うことができな いと困るので、独占実施が認められるような規定例を示した方がよいだろう。
- ・ 一言に「独占」といってもさまざまな意味がある。成果を全て独占するものだけではな く、技術分野を定めて独占するものもあるので解説が必要であろう。

・ 共有で"保有"する特許であっても独占で"使用"できる特許もあるので、どういう意味での独占かを整理した方がよいだろう。

# ○Option 項:所定期間不実施の場合の第三者への実施許諾 ⇒P. 76 参照

- プロジェクト参加者Aが、他のプロジェクト参加者Bと共有するフォアグラウンドIPであるXとYとを保有している場合に、Yを用いて事業活動を行っており、Xについては実施していないが、当該受託者の競争優位を保つためには必須のものであり、Xを第三者に実施許諾しないことが国益にも資するのであれば、Xを所定期間実施しない合理的な理由として認めて、Xについて第三者への実施許諾を行わないとすることの妥当性について
- ・ 第1に、国プロは新しい技術を開発し新産業を創出するために実施するものであり、開発された新規技術が参入障壁を築くために活用されることは好ましくない、第2に、競争優位を保つために必須だからという理由で第三者に実施許諾しないことで、もしXが良い技術であれば、第三者がYよりも大きな産業を創出する芽をつぶしてしまう恐れがあること、第3に、Xを全世界で特許出願するわけではないであろうところ、Xについて日本の第三者へ実施許諾しないことで日本において新産業が創出されない一方で、もしXが良い技術であれば、外国企業が国プロの成果報告書等を見て又は独自開発して、Xに係る技術を事業化し、外国において新産業が創出されるリスクがあること、から妥当ではないと考える。
- ・ 多くの技術分野では、新しい技術を1つの特許権だけでカバーして社会実装していくわけではなく、相当数の周辺特許で新しい技術をしっかり守っていかなければ、ビジネスでは勝てないので、妥当と考える。
- ・ 技術分野や実施許諾しようとする第三者が海外企業か等によっても、妥当かどうかは異なるであろう。
- ・ 合理的な理由として認められると書くと、世の中に誤解を与え、意図せぬ使われ方をするリスクがある。軽率に書くべきことではないので、今回の改定案では、この点について明記しない方針とする。

#### ④第10条(知的財産権の権利不行使と実施許諾) ⇒P. 78 参照

- ▶ バッググラウンド IP の実施許諾について
- ・ バッググラウンドIPを自由に使えなければ研究開発は進まないというのはあり得る話である。 プロジェクト期間中は、一緒にチームを組んでいるから権利行使せず無償で使わせるが、 プロジェクト終了後はその限りではないというのが合理的な説明であろう。

### **○0ption 項:独占的な実施許諾** ⇒P. 84 参照

・ 国プロの成果であるため独占はすべきでない、といった議論があるが、参画する企業と

しては独占できないのであれば参加するメリットがなくなってしまうこともあるので、 オプションとして入れておく分にはいいであろう。

# **○0ption** (サブライセンス権 (再実施権) 付き通常実施権の許諾) ⇒P. 86 参照

・ プロジェクトの開始時は、プロジェクトで生まれる知的財産の経済的価値の算出が困難であるので、「有償」「無償」については言及せず、「ライセンスに関しては両当事者間で協議する」と解説する方がいいのではないか。「無償」と記載して、「サブライセンス権付きだと(通常実施権が)無償になる」と誤解されるとよくない。

# V 知財及びデータ合意書の作成例及び解説の改善検討

公開情報調査及びヒアリング調査より得られた情報を踏まえて、調査委員会において、知 財及びデータ合意書の作成例及び解説の改善を検討し、以下のとおり、とりまとめた。

# 1. 知財及びデータ合意書の作成について

研究開発の委託者が提示した知財方針及びデータ方針に従い、プロジェクト参加者が複数となる場合には、原則としてプロジェクト開始(委託契約書の締結)までに、研究開発プロジェクトの参加者間で知的財産及び研究開発データの取扱いについて合意するものとする。知財及びデータ合意書は、原則として全ての参加者間で合意するものとするが、プロジェクトにおいて複数の研究項目を設定し、研究項目ごとに複数の受託者(チーム)を採択する場合等、プロジェクト開始までに参加者全体での合意を得ることが困難な場合も想定される。このような場合、プロジェクトの開始までには、少なくとも採択されるチーム単位で合意することとし、プロジェクト開始後速やかに参加者全体での知財及びデータ合意書を作成することが望ましい。

プロジェクトが複数のチームから構成される場合は、必要に応じて、全体として統一的に合意する事項と、チームごとに合意する事項とを設けることを検討する必要がある。基本的には、プロジェクトの目的及び研究開発の委託者が提示した知財方針及びデータ方針に従い、全体として統一的な知財及びデータ合意書を作成することが望ましいが、バックグラウンドIPの取扱いのように参加者の権利に配慮が必要なものや、チームごとの事情を考慮する必要があるもの(例えば、プロジェクトにおいて共通基盤的な研究を行うチームと実用化を目指した研究開発を行うチームの双方が含まれる等であって、かつチームごとに取扱いを変えるべきことが明らかなもの)については、チーム単位での合意とすることも考えられる。また、大型の再委託を含むプロジェクトの場合に、委託者間で知財及びデータ合意書を作成した上で、委託者と再委託者や共同研究先との間で個別の知財及びデータ合意書を作成することも、プロジェクト全体として整合性がとれていれば可能である。

プロジェクトの開始までに合意する事項としては、知的財産権を実施許諾する際の実施料等細部にわたる必要はなく、細部については、プロジェクト開始後、プロジェクトの進捗状況等を踏まえて追加的に合意することができる。また、合意内容は、プロジェクト開始後の状況の変化に応じて適宜見直すことができるようにすることが望ましい。

# 2. 知財及びデータ合意書の作成例の考え方

国の予算により実施される研究開発は、その成果を社会に貢献させていくことが期待されている。そして、日本版バイ・ドール規定(産業技術力強化法第17条)により、国が委託研究開発の成果に係る知的財産権を受託者から譲り受けないことができるとした目的は、研究開発活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用することを促進することにある。

これを踏まえて、プロジェクト参加者は、研究開発の成果を迅速かつ最大限事業化に結び付けていくために、公募時に提示された知財方針及びデータ方針に従い、プロジェクトの目的や態様、研究開発ステージの違い、競合状況等に応じて、各プロジェクトに最適な知的財産及び研究開発データの取扱いを検討する必要がある。各プロジェクト参加者は、機関毎の知財方針及びデータ方針を有しているであろうが、それに過度に固執することなく、プロジェクト参加者間で協議の上で、プロジェクト全体の視点から研究開発の成果を迅速かつ最大限事業化に結び付けるための知財及びデータ合意書を定めることが求められる。

知財及びデータ合意書の作成例は、検討・協議にあたっての参考として示した例であるので、《解説》を踏まえて、それぞれのプロジェクトに応じて修正されるものである。以下の作成例において、【Option】は、プロジェクトによっては一つの選択肢となるが、必要がなければ含めなくてよい規定、一方【Option】と付記していない例は、一般的なプロジェクトにおいて何らかの内容を定めることが望ましい規定である。【例1】【例2】・・は、一般的な順に掲載しているが、プロジェクトの成果を事業化に結びつけるために最適な規定は、プロジェクトにより異なるので、いずれの作成例を参考とするかについてもプロジェクト参加者で協議することが求められる。各規定の中の≪~/~》という記載は、選択肢の一例を意味している。なお、作成例では、「国」としているが、NEDO等の独立行政法人が研究開発の委託を行う場合は、NEDO等と置き換えることとする。

# 3. 知財及びデータ合意書の作成例及び解説

# 第1条(目的)

第1条 本合意書は、○○プロジェクト(以下「本プロジェクト」という。)の実施及びその成果の活用のために必要な知的財産及び研究開発データの取扱いについて定めることにより、本プロジェクトを円滑に遂行し、その成果を事業活動において効率的に活用することを目的とする。

# ≪解説≫

本規定は、知財及びデータ合意書を策定する目的を定めるものである。

ここでは、一例として示しているが、プロジェクトの目的に応じて必要があれば修正する ものとする。

### 第2条 (定義)

#### 【例1】

- 第2条 本合意書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。
  - 一 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
    - イ 発明
    - 口 考案
    - ハ 意匠の創作
    - 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第2条第2項 に規定する回路配置の創作
    - ホ 種苗法(平成10年法律第83号)第2条第2項に規定する品種の育成
    - へ 著作物の創作
    - ト 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの (以下「ノウハウ」という。)の案出
  - 二 「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。
  - 三 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
    - イ 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意 匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、 育成者権、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権 利及び地位に相当する権利及び地位(以下「産業財産権」と総称する。)
    - ロ 著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む)及び外国における上記権利に相当する権利(以下「著作権」と 総称する。)

ハ ノウハウを使用する権利

- 四 知的財産権の「実施」とは、特許法(昭和34年法律第121号)第2条第3項に定める行為、実用新案法(昭和34年法律第123号)第2条第3項に定める行為、意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。
- 五 「プロジェクト参加者」とは、研究開発の直接の受託者のほか、当該受託者からの研 究開発の一部の再委託先及び共同研究先をいい、具体的には、本プロジェクトを実施す る別紙1に記載された者をいう。
- 六 「プロジェクトリーダー」とは、本プロジェクトにおける知的財産及び研究開発データの取扱いを含む本プロジェクト全体を統括する責任者をいう。
- 七 「研究開発従事者」とは、本プロジェクトにおいて実施する研究開発に従事する者をいう。
- 八 「不実施機関」とは、大学や国立研究開発法人等のように自ら製品を製造せず、知的 財産権を実用化・事業化しない機関をいう。
- 九 「フォアグラウンド IP」とは、本プロジェクトの実施により得られた知的財産権を いう。
- 十 「バックグラウンド I P」とは、プロジェクト参加者がプロジェクト開始前から保有 していた知的財産権及びプロジェクト開始後にプロジェクトの実施とは関係なく取得し た知的財産権をいう。
- 十一「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。
- 十二 「委託者指定データ」とは国が管理するべき研究開発データであり、国に提供される 研究開発データとして指定された研究開発データをいう。
- 十三「自主管理データ」とは、委託者指定データ以外の研究開発データであって、プロジェクト参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。
- 十四 「非管理データ」とは、委託者指定データ又は自主管理データ以外の特に管理を要しない研究開発データをいう。

### 【例2】

- ・・・(【例1】と同様)・・・
- 十 「バックグラウンド I P」とは、プロジェクト参加者がプロジェクト開始前から保有 していた知的財産権及びプロジェクト開始後にプロジェクトの実施とは関係なく取得し た知的財産権であって、プロジェクト参加者(当該知的財産権の保有者以外のプロジェ

クト参加者を含む)が本プロジェクトの研究開発活動及び本プロジェクトの成果の事業 化活動を実施するにあたり必要な知的財産権をいう(当該プロジェクト参加者が知財運 営委員会に届け出たものを含む。)。

・・・(【例1】と同様)・・・

### ≪解説≫

本規定は、知財及びデータ合意書において使用する用語の定義を定めるものである。

「プロジェクトリーダー」、「研究開発従事者」や「バックグラウンドIP」については、対象を明確にするため、別表において列挙することや、他の書類(実施計画書等)を引用することも可能である。「研究開発データ」は、最終成果物のみならず、中間生成物、参加者がプロジェクトへ持ち込むものも包含する。

ここで示している用語の定義は一例であり、知財及びデータ合意書において使用する用語に応じて修正する必要がある。例えば、プロジェクトに不実施機関が参加していない場合は八号を削除したり、プロジェクト参加者の関連会社(子会社や下請製造会社等)にも適用される規定を設ける場合は関連会社の用語を追加したりすることが考えられる。また、知的財産権やデータだけでなく、材料、試薬、試料、微生物や試作品等の成果有体物も取引対象とすることが想定されるのであれば、第2条において以下に例示するような成果有体物の用語を追加して、別途、成果有体物の帰属や取扱いを定める条項を置くことも考えられる。

「成果有体物」とは、以下に掲げるものに該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物をいう(ただし、論文、講演その他の著作物に関するものを除く。)。

- (i) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの
- (ii) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって(i)を得るために利用されるもの
- (iii) (i) 又は(ii)を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの

バックグラウンドIPと、プロジェクトから得られるフォアグラウンドIPとのコンタミネーションが起こると、自社単独でのバックグラウンドIPの主張が困難となるリスクがあるため、プロジェクトを開始するにあたり、バックグラウンドIPを特定しておくことが重要である。また、技術の線引きが曖昧になるリスクを避けるため、プロジェクト前に保有技術を特許出願しておいたり、技術情報の封印を行い確定日付を取得する必要性を検討することが望ましい。

プロジェクトにおける研究開発の実施やその成果の事業化のためにバックグラウンド IP が必要な場合、バックグラウンド IPの権利不行使や実施許諾を定めることが原則となる(第 10条、参照)。そのため、バックグラウンド IPの範囲は、第10条とあわせて検討すべき重要なポイントである。

- 【例1】では、バックグラウンドIPの範囲を、「プロジェクト参加者がプロジェクト開始 前から保有していた知的財産権及びプロジェクト開始後にプロジェクトの実施とは関係なく 取得した知的財産権」としている。プロジェクトに従事する者の所属部署以外(例:総合メーカーにおける他の事業部門、総合大学における他の学部等)が管理する知的財産権まで含まれてしまうことを避けるため、第10条の定め方にも依るが、【例1】に代えて【例2】のように限定することも一つの選択肢となる。
- 【例2】では、バックグラウンドIPの範囲を「プロジェクト参加者(バックグラウンド I Pの保有者以外のプロジェクト参加者を含む)が本プロジェクトの研究開発活動及び本プ ロジェクトの成果の事業化活動を実施するにあたり必要な知的財産権」に限定し、任意で知 財運営委員会にバックグラウンドIPを届け出て特定することとしている。このように知財 運営委員会に届け出ることで、後々、バックグラウンドIPの範囲について争いとなること を防ぐことができ、バックグラウンドIPの保有者にとってはバックグラウンドIPとフォ アグラウンドIPのコンタミネーションを防ぎ自らの権利を守るというメリット、プロジェ クト参加者にとっては他のプロジェクト参加者が保有するバックグラウンドIPの特定を求 めることで第10条とあわせて他者のバックグラウンドIPを利用することが担保されると いうメリットがある。一方、バックグラウンドIPのうち、未公開の特許を受ける権利やノ ウハウを使用する権利を知財運営委員会に届け出ることは、特に同種の製品・サービスを提 供している事業者が複数参加する**同業種連携のプロジェクトの場合**、秘密管理の観点で慎重 になるであろうから、【例2】では知財運営委員会へのバックグラウンドIPの届出を任意と している。しかし、バックグラウンドIPを実施できないことで後々プロジェクトの研究開 発が滞っては困るので、プロジェクトの企画段階からバックグラウンドIPについてプロジ ェクト参加者間で確認しておくことは重要であり、プロジェクト参加者間で合意できるので あれば【例2】の変形として、任意ではなく「当該プロジェクト参加者が知財運営委員会に 対してその名称を届け出て特定したものをいう。」とバックグラウンドIPの範囲を明確にす ることも一つの選択肢である。
- 【例2】において、本プロジェクトの研究開発活動を実施するにあたっての必要性は、バックグラウンドIPの保有者のみで判断するのではなく、他のプロジェクト参加者も含めて判断される。

#### 第3条(知財運営委員会)

- 第3条 本プロジェクトにおける知的財産及び研究開発データの取扱いを適切に行うため、 プロジェクトリーダーを委員長とする知財運営委員会を設置する。
- 2 知財運営委員会は、本プロジェクトにおける知的財産及び研究開発データの取扱いについて審議決定する。
- 3 知財運営委員会の審議内容、議決方法、構成員その他知財運営委員会の運営に関する事

項は、別途定める知財運営委員会運営規則によるものとする。

4 知財運営委員会は、本プロジェクトにおける知的財産の取扱いとして、本プロジェクトとしての発明等の成果の権利化、秘匿化、公表等の取扱い方針(以下「取扱い方針」という。)を定める。

### ≪解説≫

本規定は、知財運営委員会の設置及びその役割等について定めるものである。

プロジェクトにおける知的財産マネジメントを実施するため、原則として知財運営委員会 (名称は自由)を設置するものとする。その役割等については、プロジェクトの態様等に応じて検討されるが、ここでは、データマネジメント機能も含めた例を示している。

知財運営委員会は、プロジェクトにおける知的財産マネジメント及びデータマネジメントの全体方針を決定することのほか、プロジェクトにおける個々の成果について、出願による権利化、秘匿化等の審議、そのためのプロジェクトとしての取扱い方針の決定を行うことが考えられる。知財運営委員会において、研究開発成果の権利化、秘匿化等を審議する場合は、発明者等の所属機関の意向にも配慮しつつ、プロジェクトの目的に沿いかつ最大限事業化に結び付けられるよう運用することに留意する。

委員長としては、プロジェクトの全体を統括する立場にあるプロジェクトリーダーが適当 であるが、プロジェクトリーダー以外により適切な者が想定される場合は、この限りでない。

知財運営委員会には、必要に応じて構成員に知的財産の専門家やデータマネジメントの専門家等を加えることができる。また、委託者指定データが提示されているプロジェクトにおいては、委託者を構成員に加えることが必要である。委員会の構成員は常時固定する必要はなく、審議する案件ごとに変更することも可能で、例えば、プロジェクトにおける個々の成果について出願による権利化の是非等を審議する場合、発明者等が属するプロジェクト参加者及び必要最低限のメンバーで行うこと等が考えられる。

また、複数のチームから構成されるプロジェクトの場合等に、知財運営委員会とは別により小さい単位の下部委員会を設置して、チームにおける個々の成果について審議することや、再委託を含む大型のプロジェクトの場合に、委託者で知財運営委員会を構成し、各委託者と再委託者や共同研究先とで下部委員会を構成して個々の成果について審議することも考えられる。下部委員会を設置する場合においては、当該下部委員会は知財運営委員会が決定した全体方針に従うことや、下部委員会での審議内容を知財運営委員会に報告すること等を定めることにより、プロジェクトの全体目的に沿った形で、知的財産マネジメントが実施されるよう担保することが重要である。

知財運営委員会の運営に当たっては、研究開発成果の出願や論文・学会等による発表の時期に支障が生じないよう、成果が得られた後速やかに開催することや、審議する内容に応じて簡素な方法(テレビ会議やメール等直接の面談によらない方法等)で開催することも考えられる。

# 第4条(秘密保持)

- 第4条 プロジェクト参加者は、本プロジェクトに関して他のプロジェクト参加者(その研究開発従事者を含む。)から開示された技術上又は営業上の情報であって、かつ開示の際に秘密である旨の表示がなされた一切の情報、又は口頭で秘密である旨宣言されて開示され開示後〇日以内に書面又は電子で秘密情報の内容及び秘密情報である旨が通知された一切の情報を、秘密として保持し、当該情報開示者の承諾を得ない限り、研究開発従事者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。また、開示を受けたプロジェクト参加者は、当該情報を本プロジェクトの実施以外の目的で使用してはならない。ただし、開示を受けたプロジェクト参加者が、当該情報が次のいずれかに該当することを立証できる場合及び経済産業省へ報告する場合についてはこの限りでない。
  - 一 開示を受ける際、既に公知となっていたもの
  - 二 開示を受ける際、自己が正当に保有していたもの
  - 三 開示を受けた後、自己の責によらずに公知となったもの
  - 四 開示を受けた後、正当な権利を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示を 受けたもの
  - 五 開示を受けた情報によらずに、自己が独自に入手し、または創出したもの
- 2 第1項にかかわらず、プロジェクト参加者は、以下の場合、本プロジェクトの実施に必要な範囲内で、事前に情報開示者の承諾を得ることなく秘密情報を開示することができる。 ただし、プロジェクト参加者は秘密情報の開示を受ける者に対し、本合意書に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を遵守させなければならない。
  - 一 法令の定めに基づき開示等する場合
  - 二 裁判所の命令、監督官公庁またはその他法令・規則の定めに基づく開示等の要求がある 場合
  - 三 プロジェクト参加者の役員および従業員で、本プロジェクトで研究開発する技術に関連 する事業に従事し、かつ、秘密情報の開示を受けることが必要な最小限度の者に開示等す る場合
  - 四 本プロジェクトを実施する上で、秘密情報を知る必要のある最小限度の弁護士・弁理士等の専門家に開示等する場合
- 3 プロジェクト参加者は、第2項第3号又は第4号の規定に基づき秘密情報を開示した者 に対し、退任、退社した後も、本合意書に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を遵 守させなければならない。
- 4 プロジェクト参加者は、自己に属する研究開発従事者が、研究開発従事者でなくなった 後も含め、本条及び次条に規定する義務と同様の義務を、当該研究開発従事者に遵守させ なければならない。
- 5 前4項に定めるもののほか、本プロジェクトにおける秘密漏洩防止及び技術情報流出防止のために必要な措置については、知財運営委員会において決定するものとする。

#### ≪解説≫

本規定は、プロジェクトの参加者の守秘義務を定めるものである。

ここでは、一般的な守秘義務として、第1項において、秘密保持対象を定め、第2項において、情報開示者の事前承諾を得ることなく秘密情報を開示することができる対象者を定めているが、プロジェクトの態様等に応じて、秘密保持対象や秘密情報を開示できる対象者の範囲を検討する必要がある。例えば、厳格に秘密管理するのであれば、第2項は落とすこともできる。スタートアップが資金調達のために情報を開示することが想定されるのであれば、第2項第4号において、弁護士・弁理士に加え、「ベンチャーキャピタル・投資家」を追記することも考えられる。

また、第1項では開示又は漏洩できない対象を「研究開発従事者以外の第三者」として、研究開発従事者には秘密情報を開示可能としているが、**同業種連携のプロジェクトの場合**など、情報受領者以外の他のプロジェクト参加者に開示されては事業会社の競争力を損なうことにつながる情報があれば、前記対象者を「情報の受領者以外の第三者(情報を受領していないプロジェクト参加者を含む)」にまで制限することも一つの選択肢である。ただし、この場合、プロジェクトの実施及び成果の事業化に支障を及ぼさないように必要な者に情報が提供されるよう配慮・調整が求められる。

なお、プロジェクトにプロジェクト参加者と雇用関係にない者(学生等)を参加させる必要がある場合には、学生等のプロジェクトへの参加に先立って、学生等の自由意思に基づき、当該者の就職後等も含めた必要な期間にわたり有効な秘密保持に関する誓約書の提出や守秘義務契約の締結を行うことを検討する必要がある。また、プロジェクト参加者に対して技術的なアドバイスを行う者とプロジェクト参加者が契約をする場合には、当該アドバイスを行う者との間でも守秘義務契約を締結することを検討する必要がある。

# 第5条(本プロジェクトの成果の第三者への開示の事前承認)

- 第5条 プロジェクト参加者は、知財運営委員会の承認を得ることなく、本プロジェクトの 実施により得られた成果をプロジェクト参加者以外の第三者に対して開示(学会又は論文 による開示を含む。)し又は漏洩してはならない。ただし、本プロジェクトの実施により得 られた成果のうち、知財運営委員会においてプロジェクト参加者以外への提供が承認され た自主管理データ(秘匿期間が設定されているものを除く)及び公開済みの委託者指定デ ータについては、この限りではない。
- 2 前項の規定に基づき、本研究成果の開示に係る承認を得た場合、開示を行おうとする研 究成果に係る第4条第1項の規定は、知財運営委員会の承認が得られた範囲内においての み解約されたものとする。

#### ≪解説≫

本規定は、プロジェクトの実施により得られた成果について、知財運営委員会の承認を得ることなくプロジェクト参加者以外の第三者に対して開示又は漏洩することを禁止する旨を 定めるものである。

ここでは、知財運営委員会の承認としているが、研究開発の委託者やプロジェクトリーダーの承認とすることも考えられる。

また、「成果」とは、特許権等の対象となる発明等の成果のほか、実験データ等技術情報として有益な情報も含むものである。必要に応じて、プロジェクト参加者間で、事前承認を要する成果の範囲を明確にしておくことも考えられる。

研究開発データについては、プロジェクト参加者間で、事前承認を要する研究開発データの範囲(非管理データの取扱い等)を明確にしておくことが望まれる。

研究開発データの提供及び利活用の形態としては、①広範な提供・利活用、②プロジェクト参加者以外の第三者にも提供・利活用、③プロジェクト参加者間のみで共有・利活用、④自者のみで利活用、といった形態が考えられ、①~③の形態を採用する場合にプロジェクト参加者が当該研究開発データに関連した発明について特許出願や論文公表を行いたい場合は、権利化や論文審査への悪影響のないように、適切な秘匿期間を設定すべきである。また、②~④の形態を採用する際であっても、所定の期間を経過後、①の形態への移行ができるかを検討することが望まれる。

# 第6条(発明等の成果の届出及び権利化等方針の決定手続)

- 第6条 プロジェクト参加者は、自己に属する研究開発従事者が、本プロジェクトの実施により発明等をなした場合には、直ちに知財運営委員会に対し、発明者等及び発明等の成果の内容を届け出なければならない。
- 2 知財運営委員会は、前項に基づく届出を受けた場合、別途定める知財運営委員会運営規 則及び取扱い方針に基づき、当該発明等の成果について、出願による権利化、秘匿化、論 文等による公表の要否を審議し、その取扱いを決定する。出願により権利化する場合にあ っては出願対象国、秘匿する場合にあっては秘匿期間等についても審議し、決定する。

# ≪解説≫

本規定は、プロジェクトの実施により発明等をなした場合は、その旨を知財運営委員会に報告すること、知財運営委員会は、当該報告を受けた場合に秘匿化、出願による権利化、論文等による公表の要否等について審議することを定めるものである。

知財運営委員会の審議内容、議決方法、構成員その他知財運営委員会の運営に関する事項は、別途定める知財運営委員会運営規則及び取扱い方針に委ねるものとしている。

なお、研究開発の委託者に対する研究開発の成果の報告義務については、産業技術力強化 法第17条第1項第1号の規定に基づき、国と研究開発の受託者との間での委託契約書にお いて定められている。

# 第7条(出願による権利化)

- 第7条 プロジェクト参加者は、本プロジェクトの成果を出願により権利化するに当たっては、海外においても市場展開が見込まれるのであれば、その市場規模や他社との競合状況等を勘案して権利化が必要と判断される国においても権利化することを原則とする。
- 2 知財運営委員会は、プロジェクト参加者と協議の上、プロジェクト参加者が出願による 権利化を行わないと判断した国において出願する権利を他のプロジェクト参加者に譲渡さ せることができる。
- 3 本プロジェクトの成果の出願等に要する費用は、原則として出願人が負担するものとする。

## ≪解説≫

本規定は、出願による権利化に関して定めるものである。

第1項は、海外においても市場展開が見込まれるのであれば、その市場規模や他社との競合状況等を勘案して権利化が必要と判断した国において原則権利化することを定めるものである。権利化に際しては、例えば、第一国として日本に出願した後、優先期間(出願から1年)が経過するまでに、他国において出願・権利化するか検討し、必要に応じてPCT出願等をすることが考えられる。

第2項は、プロジェクト参加者が権利化は不要であると判断した場合であっても、知財運営委員会が必要と判断した場合に、当該必要と判断した国において他のプロジェクト参加者が出願・権利化することを可能にすることを定めるものである。

第3項は、出願等に要する費用の負担について定めるものである。ここでは、出願人が負担することを原則としているが、海外への出願については費用負担が大きいため、特に大学や中小企業等がその費用を負担できず、優れた成果が権利化できないこととならないように、委託費(直接経費)から出願費用等を負担することを一定の範囲で認める規定とすることも考えられる。

#### 第8条(フォアグラウンドIPの帰属)

#### 【例】

第8条 フォアグラウンド I Pは、発明者等が属するプロジェクト参加者の職務発明規程等 に基づき当該参加者に承継させるものとする。

2 発明者等の所属するプロジェクト参加者が二以上に亘る場合にあっては、各プロジェクト参加者の持分は、当該プロジェクト参加者間で協議して決定するものとする。ただし、 当該二以上のプロジェクト参加者間で同意が得られている場合、プロジェクト参加者はフォアグラウンドIPの持分を他のプロジェクト参加者に譲渡することができる。

# [Option]

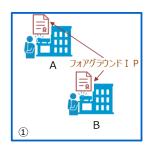
- 〇 プロジェクト参加者は、フォアグラウンド I P (著作権については、著作権法第 27 条及 び第 28 条に定める権利を含む。) の《全部/うちの $\Box$  》を〇〇に譲渡しなければならな い。
- △ プロジェクト参加者は、譲渡したフォアグラウンド I Pについて、著作者人格権を行使 しないものとする。
- □ 前項に基づき、フォアグラウンド I Pを譲渡された○○が解散するまたは消滅する場合、 譲渡元であるプロジェクト参加者は、当該フォアグラウンド I Pについて移転すべき旨を 請求できる。

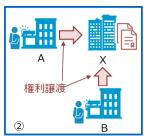
#### ≪解説≫

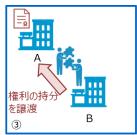
本規定は、フォアグラウンドIPの帰属について定めるものである。

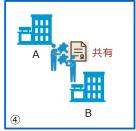
フォアグラウンド I Pは、想定するビジネスの態様等により以下に大別する権利帰属のパターンが考えられる。

	発明等を創出する者	フォアグラウンドIPの帰属	本作成例において関連する条
			項
1	一のプロジェクト参加	発明者等が属する一のプロジ	第8条第1項【例】
	者	ェクト参加者	
2	一のプロジェクト参加	特定の一者(例:技術研究組	第8条
	者	合、スタートアップ等)	[Option]
3	複数のプロジェクト参	発明者等が属するプロジェク	第8条第2項【例】ただし書
	加者	ト参加者のうち、事業化に結	き
		びつけるのに最適な一者	
4	複数のプロジェクト参	発明者等が属する複数のプロ	第8条第2項【例】、第9条
	加者	ジェクト参加者	









プロジェクトの成果の事業化は、成果の内容や価値を理解している者が行うことが効果的であり、上記①のように当該成果を得たプロジェクト参加者自身がフォアグラウンドIPを保有することが第一候補となる。しかし、プロジェクトによっては、上記②のようにプロジェクト参加者のうちの一者にフォアグラウンドIPを集約することが研究開発成果の事業化に有効である場合もある。また、複数のプロジェクト参加者が共同で一の発明等を創出する場合は、上記④のようにフォアグラウンドIPを共有すると、Bが第三者に実施許諾しようとしてもAが同意しない等の共有者間での意向の食い違いにより、結果的に事業化が進まないことがあり得るので、複数のプロジェクト参加者が共同で開発した発明等の事業化を促進するのに最適な権利帰属として上記③のように、研究開発の成果を事業化するのに最適な一者に権利を帰属させ、当該一者に事業化に取り組む責任を求めることも一つの選択肢として考えられる。

【例】の第1項はフォアグラウンドIPを発明者等から発明者等が属するプロジェクト参加者に承継させることを定めるものである。研究開発活動の成果を事業活動において効率的に活用することを促進する等のために、発明等を受託者であるプロジェクト参加者に帰属可能とする日本版バイ・ドール制度(産業技術力強化法第17条)に鑑み、経済産業省予算の研究開発事業に適用する委託契約書では、知的財産権を発明者等の個人でなくプロジェクト参加者に帰属させることを求めている。

【例】の第2項は、上記④のようにフォアグラウンドIPを共有する場合における各共有者の持分について定めるものである。具体的には、発明等に対する貢献度(寄与率)に基づいて各共有者の持分を決定することが考えられる。また、ただし書きにおいて、フォアグラウンドIP(出願前の特許を受ける権利等も含む)の持分を、一のプロジェクト参加者から他のプロジェクト参加者に譲渡して上記③のようにすることができることを、確認的に定めている。

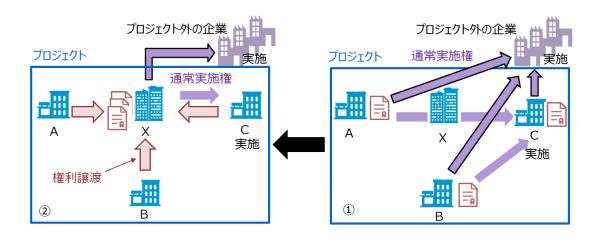
#### <②の権利帰属のパターン>

以下のA~Eに例示するように、プロジェクト参加者のうちの一者に知的財産権の一部又は全部を譲渡して集約することが、研究開発の成果の事業化に効果的である場合、第1項及び第2項に追加して、又は全部のフォアグラウンドIPを譲渡するのであれば第2項に代え

て、【Option】を設けることが一つの選択肢となる。

- A <u>一つの製品・サービスを事業化するのに多数の知的財産権が必要となる技術</u>であって、 当該多数の知的財産権に係る技術を研究開発する主体が複数のプロジェクト参加者であ る場合
- B プロジェクト参加者が<u>技術研究組合である場合</u>、とりわけ<u>技術研究組合が将来、組織変</u> 更又は新設分割して株式会社化することを想定している場合
- C プロジェクト参加者が<u>コンソーシアム等(知財を管理する組織やパテントプール団体等を含む)を設立している又は設立予定である場合であって、当該コンソーシアム等がプロジェクトの研究開発成果の普及を主導することを想定している場合</u>
- D プロジェクトの研究開発成果を**スタートアップにより事業化することを想定している場 合** (将来スタートアップを設立することを想定している段階であれば、まずは不実施機関にフォアグラウンド I Pを集約するという選択肢もある)
- E 研究開発の成果を得たプロジェクト参加者が、事業化に向けて知的財産権を自ら活用又は第三者に実施許諾し、権利を侵害する者に対しては権利行使するといった知的財産マネジメントの実施体制を十分に整備できていない場合等、当該プロジェクト参加者に知的財産権を保有させても、研究開発の成果の有効な活用が見込まれない場合

一つの製品又はサービスを事業化するのに多数の知的財産権が必要となる技術の場合、当該知的財産権が複数者に帰属していては、実施許諾を求める者が複数者と個別に交渉を行わなければならず煩雑で、プロジェクトの成果の円滑な事業化を阻害しかねない。



上記【Option】を採用して、フォアグラウンドIPの譲渡を受けた機関が一括してフォアグラウンドIPの実施許諾を行うことで、実施許諾の契約事務の負担を減らすというメリットがある。また、プロジェクトの研究開発成果が協調領域「7の技術であったり、複数者により

<sup>17</sup> ここでは、競合関係にある複数の大学や企業間であっても、研究成果の共有・公開を可能

事業化して市場形成・拡大を狙う技術であったりした場合、上記【Option】のように、技術研究組合やコンソーシアム等の特定の一者にフォアグラウンドIPを集約することで、プロジェクト終了後も本プロジェクト参加者以外を当該技術研究組合やコンソーシアム等に呼び込んで、プロジェクトの成果の普及を加速するというメリットも見込まれる。また、スタートアップにより研究開発成果を事業化することを想定している場合、スタートアップが知的財産権を確保して活用することで成長し、ひいては研究開発成果の事業化を促進することが期待される。

【Option】の第○項に代えて、研究開発の直接の受託者が研究開発の一部を他者に再委託する場合において、当該再委託先にまで知的財産権を保有させると、研究開発の成果に係る知的財産権が分散し、成果の事業化に際して、各権利者から実施許諾を受ける必要が生じる等により、事業化に支障が生じるおそれがある場合であれば、次のように定めることも一つの選択肢として考えられる。

○ 発明者等が属するプロジェクト参加者が再委託先であるときは、当該再委託先は、フォアグラウンドIP(著作権については、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。)の 《全部/うちの□□》 を○○(再委託元等)に譲渡しなければならない。

# <【Option】の検討にあたっての留意点:対象>

一方で、プロジェクトの研究開発成果が**競争領域の技術であったり、事業会社の競争力の 源泉となる独占すべきコア技術であったりした場合**等、上記【Option】は選択肢として不適
切な場合がある。【Option】を採用する場合、各プロジェクト参加者の事業計画等に応じて、
発明者が所属するプロジェクト参加者の事業に支障が生じないよう、また、プロジェクト参
加者が研究開発に取り組むインセンティブを損なわないよう、配慮することが求められる。

例えば、研究開発する技術を協調領域と競争領域に整理して、複数者が利用することを想定する協調領域の技術のフォアグラウンドIPのみを○○に譲渡し、競争領域のフォアグラウンドIPは発明者が所属するプロジェクト参加者に帰属させる等が考えられる。研究開発の成果を事業化するにあたり最も有効な権利帰属の在り方は、プロジェクト毎に異なるので、プロジェクト参加者間で協議することが求められる。

# <【Option】の検討にあたっての留意点:対価>

プロジェクトの研究開発のステージによっては将来の利益の予測が困難等の事情があり得る。【Option】を採用する場合の譲渡の対価については、実施料が発生した際の利益の分配とあわせて、プロジェクト毎の事情等に応じて、プロジェクト参加者間で協議の上、決定する

にする基礎的・基盤的研究領域であって、産業界のコミットが得られ、競争領域への移行も 見込まれる領域の意味で用いている。

https://www.mext.go.jp/component/a\_menu/science/detail/\_\_icsFiles/afieldfile/2016/03/18/1368175\_02.pdf

ことが求められる。

<【Option】の検討にあたっての留意点:状況変化への対策>

【Option】を採用する場合、譲渡する先は、プロジェクト後も責任を持ってフォアグラウンドIPを管理することができる者であるべきだが、例えば当初の予定と異なり譲渡先の技術研究組合が解散するケースや譲渡先のスタートアップが破産するケース等に備えて、第□項のように譲渡元であるプロジェクト参加者が取り戻すことを可能とする規定を定めて、フォアグラウンドIPがプロジェクト参加者にとって望ましくない相手に帰属することを防ぐことが考えられる。

# <【Option】の検討にあたっての留意点:著作者人格権>

著作者人格権は、著作者の一身に専属し、【Option】の第○項を定めても譲渡することができない(著作権法第59条)。よって、法人著作(職務著作)<sup>18</sup>の著作者人格権の不行使は【Option】の第△項により担保できるが、法人著作(職務著作)に該当しない著作物の著作者人格権の不行使については、各プロジェクト参加者が従業員等との間で約してくことが求められる。

# 第9条(共有するフォアグラウンドIPの取扱い)

#### 【例 1】

- 第9条 プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンド IP について、原則として、自由かつ無償にて実施できるものとする。ただし、共有者間で同意が得られている場合は、他の扱いとすることを妨げない。
- 2 前項の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を 及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を 図るものとする。

#### 【例2】

第9条 プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドIP について、原則として、自由かつ無償にて実施できるものとする。プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドIPについて、独占的に実施する場

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> 著作権法第15条に基づき、以下の要件をすべて満たす場合は、実際に著作物を創作した者ではなく、 法人などの使用者が著作者となる。

① 法人等の発意に基づき作成されたものであること

② 法人等の業務に従事する者が作成すること

③ 職務上作成されたものであること

④ 法人等の名義で公表するものであること(プログラムの著作物を除く)

⑤ 契約や就業規則に「従業員を著作者とする」などの規定がないこと

合は、第7条第3項の規定に関わらず、当該フォアグラウンドIPの出願等(取得、維持および保全をいう。)の経費を全て負担≪する/し、当該他のプロジェクト参加者と実施契約を別途締結する》ものとする。

2 ・・・(【例1】と同様)・・・

## 【例3】

第9条 プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドIP について、原則として、自由かつ無償にて実施できるものとする。ただし、一のプロジェクト参加者は、≪共有者による商業的な実施期間中に第三者への実施許諾が制限されている場合/実用化・事業化する共有者(当該共有者が指定する第三者を含む。)が独占的に実施する場合》に限り、当該共有者に対して有償での実施を求めることができるものとする。

2 ・・・(【例1】と同様)・・・

# 【Option】(【例2】又は【例3】と共に定める条項)

3 前項にかかわらず、プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドIPについて、プロジェクト後●年間他のプロジェクト参加者が合理的な理由なく実施しない場合には、他のプロジェクト参加者に対し書面で通知し、協議を行い、協議によっても実施が見込まれない場合は、第三者へ実施許諾を行うことができるものとし、他のプロジェクト参加者はこれに同意する。

#### ≪解説≫

本規定は、第8条の≪解説≫の④のように、プロジェクト参加者が他のプロジェクト参加者 と共有するフォアグラウンドIPの取扱いについて定めるものである。

ここでは、原則として、共有するフォアグラウンドIPについて、無償で自己実施できることを定めている。

しかし、例えば<u>自己実施を行わず他者への実施許諾により知的財産権を活用する不実施機関と自己実施を主として知的財産権を活用する事業会社のように異なる立場のプロジェクト参加者がフォアグラウンドIPを共有する場合</u>、共有するフォアグラウンドIPから事業会社は売上等の利益を得ることができる一方、不実施機関は利益を得る手段が無く不均衡となるケースがある。また、例えば<u>部品メーカー/素材メーカーと完成品メーカーが完成品に係るフォアグラウンドIPを共有する場合</u>、部品メーカー/素材メーカーが他の完成品メーカーに実施許諾することは同意を得られないことが多く、フォアグラウンドIP以外の取引状況等にもよるが、結果的に不均衡な状態となるケースがある。このような不均衡が生じてプロジェクト参加者が研究開発に取り組み、フォアグラウンドIPを創出・保有するインセンティブを損なうことを是正できるよう、【例1】では、「ただし、共有者間で同意が得られている場合は、他の扱いとすることを妨げない」と定めて、自由かつ無償での実施以外を可能

としている。

【例2】では、【例1】のただし書きに代えて、共有のフォアグラウンドIPを独占的に実施する一の共有者に出願等の費用負担を求めている。特に<u>不実施機関や中小企業</u>等にとっては海外出願の費用負担が大きいので、【例2】のように定めて独占的に実施する共有者が費用負担して、事業化するにあたり必要となる国で権利化することが一つの選択肢となる。

【例3】では、【例1】のただし書きに代えて、具体的に有償での実施を求めることができる場合として、実用化・事業化する共有者(当該共有者が指定する第三者を含む。)が独占的に実施する場合という選択肢を示している。しかし、特に事業化に至るまでの時間が長期におよぶ研究開発においてはプロジェクト開始時点では対価算出が困難であるので、共有者による商業的な実施期間中に第三者への実施許諾が制限されている場合に有償での実施を求めることができるとして、商業的な実施が現実的となってから対価の交渉をする選択肢も考えられる。【例3】に示す「(当該共有者が指定する第三者を含む。)」としては、共有者が製造委託する者や子会社などを指定することが想定される。

## <【例2】【例3】の検討にあたっての留意点>

共有するフォアグラウンドIPによっては、【例2】のように独占の対価として出願等の費用負担ではバランスがとれない場合がある。また、【例3】を採用して、共有する知的財産権を事業会社が有償で独占的に実施することとした場合、その有償分は事業会社の製品価格等に転嫁され事業会社の競争力を損なうこととなり、成果を事業活動において効率的に活用することにマイナスの影響が生じるリスクがある。共有するフォアグラウンドIPの取扱いは、フォアグラウンドIP創出にあたっての各者の貢献度や、事業化にあたりプロジェクト参加者が負うリスク、研究開発に取り組みフォアグラウンドIPを創出・保有するインセンティブ等の事情を総合的に検討して、複数のプロジェクト参加者が共同で開発した発明等の事業化を促進するのに最適な取扱いをプロジェクト参加者で協議して決めるべきである。

#### <共有者による独占的な実施の考え方>

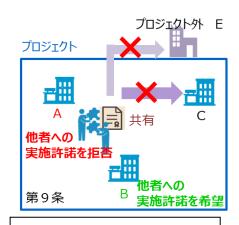
国の予算により実施される研究開発には、その成果を社会に貢献させていくことが期待されている。本プロジェクトの成果を活用して社会に貢献するため、プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンドIPについて、当該他のプロジェクト参加者から第三者に実施許諾することの同意を求められた場合、基本的には協力することが望まれる。しかし、例えば、スタートアップの場合、「JPX 2022 新規上場ガイドブック(グロース市場編)」に「例えば、専用実施権19の付与を受けることにより、申請会社が排他的に

<sup>19</sup> 専用実施権とは、特許発明を独占的に実施することができ、また、権利の侵害者に対して自ら差止請求や損害賠償ができる権利であり、特許庁への登録により効力が発生します。なお、申請会社による知的財産権の排他的な利用について専用実施権と同等に一定の保護が図られるスキームであると評価できるものであれば、必ずしも専用実施権に限定するものではなく、審査上認められるものと判断することもあります。

当該知的財産権を利用でき、また、申請会社自身が特許等侵害に対抗できるような契約になっていますか。」(同「VI 上場審査に関する Q&A」」)と記載されるように、共有するフォアグラウンドIPについて専用実施権と同等の保護、少なくとも独占的な通常実施権がIPOに必要となる。また、例えば共有者が製薬企業であれば、長期にわたる巨額の研究開発投資があって、極めて小さい成功確率の中から1つの医薬品を生み出すので、その医薬品を保護する特許権を独占的に実施して、研究開発費を回収しないと次の新薬開発に挑むことができない。このようなケースのように、特定の者にフォアグラウンドIPを独占的に実施させることが、研究開発の成果の事業化に結び付き、ひいては国益にも資する場合は、共有者によるフォアグラウンドIPの独占的な実施を許容した上で、【例2】【例3】を参考に共有するフォアグラウンドIPの取扱いを検討することができる。

## <共有者による独占的な実施の検討にあたっての留意点>

しかし、一の共有者がフォアグラウンドIPを実施しないものの第三者への実施許諾に同意しない場合、他の共有者が第三者による成果の事業化を目指そうともかなわず、そのフォアグラウンドIPは活用されないままとなってしまう。それは、技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するという産業技術力強化法第17条(いわゆる日本版バイ・ドール制度)の趣旨にそぐわない。そこで、共有するフォアグラウンドIPが事業活動において活用されないままとなることを防ぐため、【Option】のような条項を定めて、プロジェクト後●年間を経ても実施しない場合は、第三



一定期間経過しても、フォアグラウンド IPがAにより未実施であれば×を○

者へ実施許諾を行うことができると予め合意形成しておくことが考えられる。また、この目的に照らして、【Option】における「実施」を「事業活動において実施」と明示的に定めることも一つの選択肢である。

【Option】においてプロジェクト後何年とするかは、プロジェクトの研究開発のステージや技術分野等によって異なる。この期間はプロジェクトの計画における実用化・事業化の見通し等に基づき設定することが考えられるが、それ以外の期間を設定することもできる。例えば、環境の変化により、当該フォアグラウンドIPの事業化に当初計画で想定した以上の時間をかけることを余儀なくされていて、●年間を経ても事業活動において実施できない場合等に、当事者間で協議して期間を延長することもできる。

## 第10条(知的財産権の権利不行使と実施許諾)

#### 【例1】

- 第10条 プロジェクト参加者は、自己が保有するバックグラウンドIPについて、本プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該バックグラウンドIPを行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする(ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合はこの限りでない。)。プロジェクト参加者(以下本項において「参加者A」という。)が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者(以下本項において「参加者B」という。)の保有するバックグラウンドIPについて実施許諾を求めた場合、参加者Bは、参加者Bの既存又は将来の事業(不実施機関における研究・教育活動を含む)に支障を及ぼすこと(参加者Bの競争優位が損なわれることを含む。以下本条において同じ。)が予想される場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合を除き、原則として、参加者Aが本プロジェクトの成果を事業化するために必要な範囲で、参加者Aに実施許諾を行うものとする。
- 2 プロジェクト参加者は、自己が保有するフォアグラウンドIPについて、他のプロジェクト参加者による研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする(ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。)。プロジェクト参加者(以下本項において「参加者A」という。)が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者(以下本項において「参加者B」という。)の保有するフォアグラウンドIPについて実施許諾を求めた場合、参加者Bは、参加者Bの既存又は将来の事業(不実施機関における研究・教育活動を含む)に支障を及ぼすことが予想される場合を除き、原則として、参加者Aが本プロジェクトの成果を事業化するために必要な範囲で、参加者Aに実施許諾を行うものとする。
- 3 第1項又は第2項に規定する実施許諾の交渉において、実施の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、プロジェクト参加者が、保有するノウハウを他のプロジェクト参加者に対して開示することを義務づけるものではない。
- 5 プロジェクト参加者が、保有するフォアグラウンド I Pについて、他のプロジェクト参加者に実施許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に実施許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

#### 【例2】

- 第10条 プロジェクト参加者は、自己が保有する知的財産権(フォアグラウンドIP及びバックグラウンドIPのいずれをも含む。以下本条において同じ。)について、本プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合はこの限りでない。
- 2 プロジェクト参加者(以下本項において「参加者A」という。)が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者(以下本項において「参加者B」という。)が保有する知的財産権について実施許諾を求めた場合、参加者Bは、当該事業化をするために必要な範囲で、原則として、参加者Aに実施許諾を行うものとする。

ただし、参加者Bが保有する知的財産権を参加者Aに実施許諾することにより、参加者Bの既存又は将来の事業(不実施機関における研究・教育活動を含む)に支障を及ぼすこと(参加者Bの競争優位が損なわれることを含む。)が予想される場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合には、参加者Bは、実施許諾を拒否することができるものとする。

- 3 前項に規定する実施許諾の交渉において、実施の範囲、実施料その他の事項について当 事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合 は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。
- 4 第1項及び前2項の規定は、プロジェクト参加者が、保有するノウハウを他のプロジェクト参加者に対して開示することを義務づけるものではない。
- 5 プロジェクト参加者が、保有するフォアグラウンドIPについて、他のプロジェクト参加者に実施許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に実施許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

### 【例3】

- 第10条 プロジェクト参加者は、自己が保有する知的財産権(フォアグラウンドIP及び バックグラウンドIPのいずれをも含む。以下本条において同じ。)について、本プロジェ クト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動に 対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力す るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する知的財産権についてはこの限りで ない。
  - 一 プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある知的財 産権
  - 二 プロジェクト参加者以外の第三者との共有であるバックグラウンド I P
  - 三 第三者への独占的な実施許諾がなされている(実施許諾の交渉中を含む。)又は約され

ているバックグラウンドIP

- 四 発明者等に本プロジェクトの研究開発従事者が含まれない知的財産権であって、本プロジェクトにおいて研究開発を行う技術の範囲に含まれないバックグラウンド I P 五 その他、前各号に準じる合理的な理由のある知的財産権
- 2 プロジェクト参加者(以下本項において「参加者A」という。)が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者(以下本項において「参加者B」という。)が保有する知的財産権について実施許諾を求めた場合、参加者Bは、当該事業化をするために必要な範囲で、原則として、参加者Aに実施許諾を行うものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する知的財産権については、参加者Bは、実施許諾 を拒否することができるものとする。

- 一 参加者Bが保有する知的財産権を参加者Aに実施許諾することにより、参加者Bの既存又は将来の事業に支障を及ぼすこと(参加者Bの競争優位が損なわれることを含む。)が予想される知的財産権
- 二 参加者Bが不実施機関である場合において、参加者Bが保有する知的財産権を参加者 Aに実施許諾することにより、参加者Bの既存又は将来の研究・教育活動に支障を及ぼす ことが予想される知的財産権
- 三 プロジェクト参加者以外の第三者との共有であるバックグラウンドIP
- 四 第三者への独占的な実施許諾がなされている(実施許諾の交渉中を含む。)又は約されているバックグラウンド I P
- 五 発明者等に本プロジェクトの研究開発従事者が含まれない知的財産権であって、本プロジェクトにおいて研究開発を行う技術の範囲に含まれないバックグラウンド I P 六 その他、前各号に準じる合理的な理由のある知的財産権
- 3・・・(【例 2 】と同様)・・・

#### ≪解説≫

本規定は、フォアグラウンドIP及びバックグラウンドIPの権利不行使と実施許諾について定めるものである。プロジェクトを円滑に遂行するため、少なくともプロジェクト期間中における当該プロジェクト内での研究開発活動に対しては、知的財産権を行使しないことを原則とすべきである。また、フォアグラウンドIPは、国費を投じて実施した研究開発の成果に係るものであることから、プロジェクト参加者が研究開発活動後の事業化において、他のプロジェクト参加者が保有するフォアグラウンドIPを合理的な実施料で実施できるように検討しておく必要がある。一方、プロジェクト参加者が自らの資金で創出したバックグラウンドIPについては、プロジェクト参加者が研究開発活動後の事業化に必要であれば、事業化を行うプロジェクト参加者に対して実施許諾することが望ましいが、この場合、バックグラウンドIPの保有者の利益を損なわないよう配慮する必要がある。

なお、日本の特許権については、その効力は、特許法第68条に基づき、業としての実施

以外の実施にはおよばないし、特許法第69条第1項に基づき、「試験又は研究」のためにする実施にもおよばない<sup>20</sup>が、知財制度は国により異なるので<sup>21</sup>、プロジェクトの成果の事業化に支障が生じないよう、全ての知的財産権を対象として権利不行使の規定を設けておくことが望ましい。

【例1】では、フォアグラウンド I Pとバックグラウンド I Pを分けて規定している。【例 1】の第1項では、バックグラウンド I Pについて、権利不行使の対象を「本プロジェクト期間中における本プロジェクト内での研究開発活動」のフェーズに限定している。また、事業化のフェーズにおいても原則実施許諾を行うものとし、実施許諾を拒否できる場合として、自らの既存又は将来の事業(不実施機関における研究・教育活動を含む)に支障を及ぼすことが予想される場合の他に、第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合と、明示的に定めている。一方、フォアグラウンド I Pについては、第2項において、権利不行使の対象について、期間の制限を課さずに研究開発活動とし、自らの既存又は将来の事業(不実施機関における研究・教育活動を含む)に支障を及ぼすことが予想される場合を除いての実施許諾を原則としている。

【例2】及び【例3】では、フォアグラウンドIP及びバックグラウンドIPをまとめて知的財産権(以下、本条の解説において同じ。)として、国の予算により実施される研究開発を促進するため、研究開発活動に対しては、第1項において、プロジェクト参加者が保有する知的財産権の不行使を定めている。既に第三者との関係で権利不行使とできない事情がある場合等もあり得るため、【例2】では「第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合」を権利不行使の例外とし、【例3】では、より具体的に権利不行使の例外とする知的財産権を列挙している。

【例2】及び【例3】の第2項は、その成果を事業化する際の知的財産権の実施に関して 定めるものであり、事業化するために必要な範囲で、他のプロジェクト参加者が保有する知

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 除草剤事件(東京地判昭和62年7月10日無体裁集19巻2号231頁)では、除草剤の販売目的で農薬登録を得るための薬効等の試験は、当該試験は技術の進歩を目的とするものではなく、専ら除草剤の販売を目的とするものであるから、第69条第1項にいう例外には該当しないと判断し、差止請求を容認した。また、学説においては、「試験又は研究」の範囲を、「技術の進歩」を目的とする行為に限定する説が通説であり、染野(「試験・研究における特許発明の実施(I)」AIPPI、Vol. 33、No. 3(1988年)5頁)は、①特許性調査、②機能調査、③改良・発展を目的とするものに限定している。

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 米国の特許法には、試験的使用の例外に関する明文の規定は存在しない。米国では、2002年の Madey 対 Duke University 事件判決(307 F. 3d 1351 (Fed. Cir. 2002).)において、「試験的使用の例外」の法理が存在することを確認したものの、当該行為に商業的目的があるかどうかは関係なく、その行為が組織の「正当な業務」の遂行のためであって、「娯楽のため、単なる好奇心を満たすため、又は厳密に哲学的な探求のため」とは言えない場合には、「試験的使用の例外」は適用されないと判示された。

的財産権を実施許諾することを原則としている。ただし、知的財産権を保有するプロジェクト参加者自身による事業活動に支障が生じないよう、【例2】では、「既存又は将来の事業に支障を及ぼすこと(参加者Bの競争優位が損なわれることを含む。)が予想される場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合」に実施許諾を拒否できるものとし、【例3】では、より具体的に実施許諾を拒否できる知的財産権を列挙している。【例3】の第1項第5号と第2項第6号において「その他、前各号に準じる合理的な理由のある知的財産権」と定めているため、【例2】及び【例3】の実質的な範囲は同一であるが、【例3】のように具体的に列挙することで、後々「合理的な理由」の解釈で争いとなるリスクを低減し、少なくとも第1項における第1号乃至第4号、第2項における第1号乃至第5号に明示的に定める知的財産権については例外とすることを担保できるというメリットがある。

	バックグラウンド I P	フォアグラウンドIP	知的財産権	知的財産権
	【例1】	【例1】	【例2】	【例3】
	第1項	第2項	第1項第2項	第1項第2項
権利	本プロジェクト期間中	他のプロジェクト参加	(※1)と同様	(※1)に
不行使	における他のプロジェ	者による本プロジェク		加え、例外を
の対象	クト参加者による本プ	ト内での研究開発活動		各号列挙
	ロジェクト内での研究			
	開発活動(※1)			
実施	参加者Bの既存又は将	参加者Bの既存又は将	(※2) と同様	(※2) に
許諾	来の事業(不実施機関	来の事業(不実施機関に		加え、例外を
の例外	における研究・教育活	おける研究・教育活動を		各号列挙
	動を含む)に支障を及	含む) に支障を及ぼすこ		
	ぼすことが予想される	とが予想される場合		
	場合又は第三者との契			
	約の存在等の合理的な			
	理由がある場合(※2)			

※【例2】、【例3】における「知的財産権」は「フォラグラウンド I P及びバックグラウンド I Pのいずれも含む」と定義される。

本規定は、第2条のバックグラウンドIPの定義とあわせて検討する必要があり、検討する際の一つの論点として、知的財産権の権利不行使を、プロジェクト後の更なる研究開発活動にまで及ぼすかという点がある。国の予算により実施されるプロジェクトの成果の活用を促進して産業を育成するためには、そういった活動にまで及ぼす方が望ましい。しかし、バックグラウンドIPは、プロジェクト参加者が独自の研究開発費や人的リソース等を投資して生み出したものであり、バックグラウンドIP保有者にはその投資を回収するだけの権利

行使が認められてしかるべきであり、その観点からは、権利不行使の対象は本プロジェクト 期間中に限り、プロジェクト後の更なる研究開発活動にバックグラウンドIPが必要であれ ば、知財及びデータ合意書とは別に有償での実施許諾を締結する方が妥当という場合もある。 この点は、プロジェクトの実施にあたってのバックグラウンドIPの必要性やバックグラウ ンドIP保有者の事情等によりプロジェクト参加者間で協議して決定することになる。プロ ジェクト参加者間で同意できるのであれば、【例2】や【例3】において権利不行使の対象を 「本プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究 開発活動」としているところ、「他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開 発活動」とプロジェクト期間経過後を含むように定めることもできる。

【例1】における第1項及び第2項、【例2】【例3】における第1項の権利不行使の規定 は、プロジェクト参加者間で実施許諾を締結する際に有償とすることを妨げるものではなく、 商業的な実施には及ばない。

【例1】~【例3】における第5項は、プロジェクト参加者に対するフォアグラウンドⅠ Pの実施許諾の条件が、プロジェクトの参加者以外の者に対する条件よりも不利なものにな らないように定めるものである22。本項については、バックグラウンド І Рは対象としていな V10

以下、第10条において選択肢となる【Option 1】~【Option 6】を示す。

#### 第10条 Option 項(独占的な実施許諾/優先交渉権)

# [Option 1]

○ 第2項の規定に基づき、プロジェクト参加者が、他のプロジェクト参加者の保有するフ オアグラウンド I Pについて独占的な実施を求める場合、本プロジェクト期間中にあって は、知財運営委員会において独占的な実施許諾の可否について審議するものとし、知財運 営委員会の承諾が得られた場合、知財運営委員会の承諾が得られた範囲については、他の プロジェクト参加者は独占的な実施を求めたプロジェクト参加者以外に対しての第2項に おける実施許諾の義務を負わないものとする。

△ プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者に独占的な通常実施権を許諾したフォ アグラウンド I Pについて、許諾後●年間他のプロジェクト参加者が合理的な理由なく 実施しない場合には、他のプロジェクト参加者に対し書面で通知し、協議を行い、協議に よっても実施が見込まれない場合は、第三者へ実施許諾を行うことができるものとし、他

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> プロジェクト参加者に対するフォアグラウンドIPの実施許諾の条件を、プロジェクトの 参加者以外の者に対する条件よりも有利なものとする場合、独占禁止法の制約(「知的財産 の利用に関する独占禁止法上の指針」「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」)に留意 が必要な場合がある。

のプロジェクト参加者はこれに同意する。

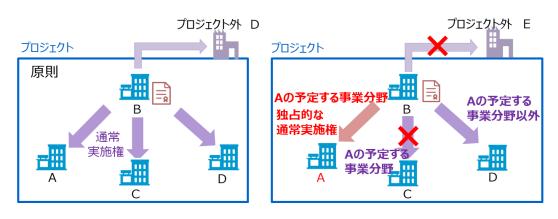
## [Option 2]

□ プロジェクト参加者(以下本項において「参加者 C」という。)が他のプロジェクト参加者(以下本項において「参加者 D」という。)の保有する知的財産権(第三者に実施許諾済み又は実施許諾交渉中のものを除く)に係る事業化を検討する場合、参加者 D は、参加者 C からの申し出に基づき、当該知的財産権の独占的な実施許諾に関する条件交渉を優先的に行うことができる期間(以下「優先交渉期間」という。)を設けることができる。優先交渉期間は、当該知的財産権の出願の日から○月(権利の発生に設定登録を要しないものについては創造日から○月)を上限として参加者 C 及び参加者 D の協議により定めることとし、参加者 D は優先交渉期間中にプロジェクト参加者以外の第三者との間で当該知的財産権の実施に関する条件交渉及び実施許諾を行ってはならないものとする。

# (Option 3)

□ プロジェクト参加者は、発明等の内容を知財運営委員会に対し届け出た後、●月間はプロジェクト参加者以外の第三者との間で当該発明等に係るフォアグラウンド I Pの実施に関する条件交渉及び実施許諾を行ってはならないものとする。

#### ≪解説≫



国の予算により実施される研究開発の成果を最大限事業化に結びつけ、国富を最大化するためには、プロジェクトの成果の事業化に取り組む意思のある者全てがその成果に係る知的財産権を実施できることが望ましく、とりわけ協調領域の技術や素材や部品のように多数の用途展開があり得る技術では複数者に知的財産権を実施許諾することで事業化を促進できることが想定し得るので、知的財産権の独占実施は認めないという判断があり得る。一方で、第9条で解説したとおり、スタートアップや製薬企業に代表されるように、特定の者にフォアグラウンドIPを独占的に実施させることが、研究開発の成果の事業化を促進し、ひいて

は国益にも資する場合は知的財産権の独占的な実施許諾を認める判断もあり得る。研究開発の成果の事業化のために、独占的な実施許諾を認めるかは、プロジェクトにより判断されるが、一のプロジェクト参加者に独占的な通常実施権を許諾する場合、当該一のプロジェクト参加者の予定する事業分野等の事業化に必要な範囲に限定する条件を設定して、その他の範囲については他者への実施許諾を可能とすることが望ましい。

フォアグラウンドIPについて独占的な通常実施権を許諾する場合の調整規定として、 【Option1】のように知財運営委員会において、独占的な実施許諾の可否について審議する ことが考えられる。この規定により、例えば、プロジェクト参加者Aがプロジェクト参加者 BのフォアグラウンドIPについて独占的な通常実施権を希望した場合、他のプロジェクト 参加者C等が独占実施を希望するのであれば、知財運営委員会においてプロジェクト参加者 Aに対する独占的な実施権の許諾に異議を申し出る機会を担保することができる。

また、【Option 1】に代えて、【Option 2】又は【Option 3】のように、まずはプロジェクト参加者のみに独占的な実施許諾の交渉の機会を与えて、所定期間経過後にプロジェクト参加者以外の第三者に実施許諾可能とするという選択肢もある。これにより、プロジェクトに参加して研究開発に取り組むプロジェクト参加者へのインセンティブ付けと、優先交渉の期間を区切ることで事業化の加速が期待できる。【Option 2】では、参加者の申出に基づき独占的な実施許諾に関する優先交渉期間○月を設けており、【Option 3】ではシンプルに●月間と設定している。【Option 2】の優先交渉期間○月や【Option 3】の●月間は、過度に長くするとプロジェクトの成果の事業化のスピードを遅くするリスクがあるため、長くても特許出願が公開される18月以内とすることが望ましい、例えば、優先権主張を伴う海外への特許出願に間に合うよう9月程度とすれば、独占的な実施許諾を希望する者の事業計画に合わせて必要な国で権利化を図ることができる。

### <【Option 1】の検討にあたっての留意点>

【Option 1】においてフォアグラウンドIPについて独占的な通常実施権を許諾した場合、実施権者が当該フォアグラウンドIPを実施しないと、プロジェクトの成果が事業化されないままとなり、技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するという産業技術力強化法第17条(いわゆる日本版バイ・ドール制度)の趣旨にそぐわない。そこで、フォアグラウンドIPが事業活動において活用されないままとなることを防ぐため、【Option 1】の第△項のように定めて、プロジェクト後●年間を経ても実施されない場合は、独占的な通常実施権を解除して非独占の通常実施権とし、第三者へ実施許諾を行うことができると予め合意形成しておくことが考えられる。また、この目的に照らして、【Option】第△項における「実施」を「事業活動において実施」と明示的に定めることも一つの選択肢である。

プロジェクト後何年とするかは、プロジェクトの研究開発のステージや技術分野等によって異なる。この期間はプロジェクトの計画における実用化・事業化の見通し等に基づき設定

することが考えられるが、それ以外の期間を設定することもできる。例えば、環境の変化により、当該フォアグラウンドIPの事業化に当初計画で想定した以上の時間をかけることを余儀なくされていて、●年間を経ても事業活動において実施できない場合等に、当事者間で協議して期間を延長することもできる。

# 第10条 Option 項(サブライセンス権(再実施権)付き通常実施権の許諾)

#### [Option 4]

- △ プロジェクト参加者は、フォアグラウンドIPについて、●●に対してサブライセンス権(再実施権)付きの通常実施権を許諾するものとする。
- □ 前項のサブライセンス権(再実施権)に基づき、フォアグラウンド I Pを第三者に実施 許諾した場合における実施料は、実施料から一定の経費(●●が実施許諾締結するのに要 した人件費、手数料等。)を差し引いた残金を、●●からフォアグラウンド I Pを保有する プロジェクト参加者に還元する。

## [Option 5]

- △ プロジェクト参加者は、フォアグラウンドIPについて、●●が求めたとき、●●に対してサブライセンス権(再実施権)付きの通常実施権を許諾するものとする。ただし、●
   ●は、フォアグラウンドIPを保有するプロジェクト参加者による第三者への実施許諾を優先するとともに、●●が第三者に実施許諾するに当たっては、当該プロジェクト参加者の事業活動(不実施機関における研究・教育活動を含む)に支障が生じないよう配慮するものとする。
- □ ・・・(【Option 4】と同様)・・・

#### ≪解説≫

本規定の【Option 4】又は【Option 5】は、第8条の【Option】の代わりの選択肢となり得る規定である。一つの製品又はサービスを事業化するにあたり多数の知的財産権が必要となる技術や、多数の者に実施許諾して市場形成・拡大を狙う技術等を開発するプロジェクトの場合、またプロジェクトの成果を他の関連するプロジェクトにおいて活用することを想定している場合等において、フォアグラウンドIPを各プロジェクト参加者に保有させると、研究開発の成果が分散することにより実施許諾をすることの負担が大きくなる等の不都合が生じ得る。そこで、本Optionは、フォアグラウンドIPを保有するプロジェクト参加者に対して、技術研究組合やプロジェクトリーダーの所属機関等のようなマネジメントの中核機関にサブライセンス権(再実施権とも言う)23付き通常実施権を許諾させることにより、当該機関が第三者への実施許諾を一括して行い、フォアグラウンドIPの広範な活用を図るものであ

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> 知的財産権の保有者から通常実施権を許諾された者が、さらに第三者に実施権を許諾する権利をいう。

る。【Option 4】又は【Option 5】のように定めることで、実施許諾を求める第三者にとっては、交渉相手が一者となるメリットがあり、プロジェクト参加者にとっても、自らが実施許諾先を探したり契約交渉をしたりする手間を省けるメリットがある。

## <【Option 4】又は【Option 5】の検討にあたっての留意点:対象>

本規定では、フォアグラウンドIPのみを対象としているが、権利者が同意するのであれば事業化に必要なバックグラウンドIPも対象に含めることが望ましい。また、プロジェクト参加者が合意できるのであれば、事務負担を低減し成果を普及するために【Option4】のように全てのフォアグラウンドIPを対象とすることが考えられるが、フォアグラウンドIPを保有するプロジェクト参加者の事業活動に支障が生じる懸念があれば、【Option5】のようにマネジメントの中核機関が必要と判断したときのみサブライセンス権(再実施権)付きの通常実施権を許諾し、権利者の事業活動に配慮することも考えられる。

その他に、第8条の<【Option】の検討にあたっての留意点:対象>と同様の点についても留意が求められる。

# <【Option 4】又は【Option 5】の検討にあたっての留意点:対価>

サブライセンス権(再実施権)付きの通常実施権の対価を無償として、実際に第三者への 実施許諾により利益が出てから、マネジメントの中核機関に要する経費等を差し引いて利益 を権利者に還元する手法もあれば、サブライセンス権(再実施権)付きの通常実施権の対価 を有償として、実際に第三者への実施許諾により利益が出てから、利益を一定の割合でマネ ジメントの中核機関とフォアグラウンド I Pの権利者で分配する手法等もあり得る。プロジェクトの研究開発のステージによっては将来の利益の予測が困難等の事情があろうから、 様々な事情に応じて、実施料の配分等については当事者間での協議が必要となる。

# 第10条0ption項(技術指導)

【Option 6】(【Option 4】又は【Option 5】と共に定める条項)

■ 前項に基づき、サブライセンス権(再実施権)付きの通常実施権を許諾したプロジェクト参加者は、通常実施権の許諾を受けた者が要請した場合、事情が許す限り通常実施権の許諾を受けた者に対し、通常実施権の対象となる技術の指導を行う。

# ≪解説≫

実施許諾を受ける第三者は、知的財産権だけでは、当該知的財産権等で保護された発明を 実施することができない場合もしばしばである。プロジェクトの成果の普及のため、【Option 4】又は【Option 5】に加えて、【Option 6】に示す事情が許す限りでの技術指導の協力を定 めることが考えられる。なお、【Option 6】は、サブライセンス権(再実施権)付きの通常実 施権を許諾したプロジェクト参加者に、技術指導にあたってノウハウを他のプロジェクト参 加者に対して開示することまでを義務づけるものではない。

# 第11条 (フォアグラウンド I Pの移転先への義務の承継)

第11条 プロジェクト参加者は、フォアグラウンドIPの移転を行うときは、第7条から本条までの規定により課されている義務を負うよう当該知的財産権の移転先に約させなければならない。

# ≪解説≫

本規定は、フォアグラウンドIPが第三者に移転された場合においても、当該フォアグラウンドIPについて課されている義務が承継されることを担保するためのものである。

具体的には、例えば、フォアグラウンドIPがプロジェクト参加者以外の第三者に移転することにより、プロジェクト参加者が当該フォアグラウンドIPの実施許諾を受けられなくなることのないよう、移転に際しては、移転先に対して第10条第1項及び第2項の義務を負わせるものである。

# 第12条(本プロジェクトから脱退したプロジェクト参加者の取扱い)

第12条 プロジェクト参加者は、本プロジェクトから脱退した場合においても、本合意書 により自己に課された義務を負うものとし、本合意書の規定に基づき取得した全ての知的 財産権の実施権を失うものとする。

## ≪解説≫

本規定は、プロジェクト参加者がプロジェクトから脱退した場合においても、引き続き、 守秘義務や、他のプロジェクト参加者に対する実施許諾等の義務を負うことを定めるもので ある。脱退により、一度全ての知的財産権を失った場合であっても、再度プロジェクトに参 加しない第三者として、新たな条件で実施許諾の交渉及び締結をすることは可能である。

また、例えば、プロジェクト参加者に対する実施許諾の条件を優遇する必要がなく、多くの者に知的財産権を実施許諾したい<u>市場形成・拡大を狙う技術</u>であれば、「本合意書の規定に基づき取得した全ての知的財産権の実施権を失うものとする。」の部分を削除することも一つの選択肢となる。

### 第13条(研究開発データの管理)

第13条 プロジェクト参加者は、委託者指定データ及び自主管理データについて、データマネジメントプランを作成して委託者及び知財運営委員会に提出し、データマネジメント

プランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発の進展等に従い、データマネジメントプランを適宜修正して委託者及び知財運営委員会に提出する。知財運営委員会の承認が得られた自主管理データのうちプロジェクト参加者以外の第三者にも提供可能な自主管理データについては、広範な利活用を促進するよう努める。

2 研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

### ≪解説≫

本規定は、プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データについてデータマネジメントプランに従って管理を実施する旨を定めるものである。プロジェクト参加者は、委託者指定データ及び自主管理データについて、データマネジメントプランを作成して委託者及び知財運営委員会に提出する。データマネジメントプランには、作成時点での計画を記載し、研究開発が進むに従ってデータマネジメントプランを修正して具体化していくことも可能である。

研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。具体的な条件等 について当事者間の協議が難航した場合は、知財運営委員会において調整を行う。

# 第14条 (研究開発データの利用許諾)

#### 【例1】

- 第14条 プロジェクト参加者(以下、本項において「参加者A」という。)は、本プロジェクト内での研究開発活動、又は、本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、他のプロジェクト参加者(以下、本項において「参加者B」という。)が本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データについて利用許諾を求めた場合、参加者Bの既存又は将来の事業(不実施機関における研究・教育活動を含む。以下本条において同じ。)に支障を及ぼすこと(参加者Bの競争優位が損なわれることを含む。以下本条において同じ。)が予想される場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合を除き、原則として、参加者Bは参加者Aに必要な範囲で利用許諾を行うものとする。
- 2 プロジェクト参加者(以下、本項において「参加者A」という。)は、本プロジェクト内での研究開発活動、又は、本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、他のプロジェクト参加者(以下、本項において「参加者B」という。)が本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データについて利用許諾を求めた場合、参加者Bに既存の又は将来の事業に支障を及ぼすことが予想される場合を除き、参加者Bは参加者Aに必要な範囲で、原則として無償で利用許諾を行い、本プロジェクトの円滑な遂行に協力する

ものとする(プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。)。

- 3 第1項又は第2項に規定する利用許諾の交渉において、利用の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。
- 4 プロジェクト参加者は、プロジェクトの実施に必要な研究開発データをプロジェクト参加者以外から収集する場合、他のプロジェクト参加者も利用できる条件で収集するように 努める。
- 5 プロジェクト参加者が、本プロジェクトの実施により得た研究開発データについて、他のプロジェクト参加者に利用許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に利用許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

### 【例2】

第14条 プロジェクト参加者(以下、本項において「参加者A」という。)は、本プロジェクト内での研究開発活動、又は、本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、他のプロジェクト参加者(以下、本項において「参加者B」という。)が本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データ、又は、参加者Bが本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データについて利用許諾を求めた場合、参加者Bは参加者Aに必要な範囲で、原則として無償で利用許諾を行い、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。(プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。)

ただし、参加者Bが当該研究開発データについて参加者Aに利用許諾することにより、 参加者Bに既存の又は将来の事業(不実施機関における研究・教育活動を含む)に支障を 及ぼすこと(参加者Bの競争優位が損なわれることを含む)が予想される場合等の合理的 な理由がある場合は、参加者Bは、利用許諾を拒否することができるものとする。

- 2 前項に規定する利用許諾の交渉において、利用の範囲、実施料その他の事項について当 事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合 は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。
- 3 プロジェクト参加者は、プロジェクトの実施に必要な研究開発データをプロジェクト参加者以外から収集する場合、他のプロジェクト参加者も利用できる条件で収集するように努める。
- 4 プロジェクト参加者が、本プロジェクトの実施により得た研究開発データについて、他のプロジェクト参加者に利用許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に利用許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

#### 【例3】

第14条 プロジェクト参加者(以下、本項において「参加者A」という。)は、本プロジェクト内での研究開発活動、又は、本プロジェクトの成果を事業化するための活動に対して、他のプロジェクト参加者(以下、本項において「参加者B」という。)が本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データ又は、参加者Bが本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データについて利用許諾を求めた場合、参加者Bは参加者Aに必要な範囲で、原則として無償で利用許諾を行い、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする(プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。)。

ただし、次の各号のいずれかについては、参加者Bは、利用許諾を拒否することができるものとする。

- 一 参加者Bが参加者Aに利用許諾することにより、参加者Bの既存又は将来の事業に支 障を及ぼすこと(参加者Bの競争優位が損なわれることを含む。)が予想されるもの
- 二 参加者Bが不実施機関である場合において、参加者Bが参加者Aに利用許諾することにより、参加者Bの既存又は将来の研究・教育活動に支障を及ぼすことが予想されるもの 三 参加者Bが本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データであって、プロジェクト参加者以外の第三者と共有管理するもの
- 四 参加者Bが本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データであって、第三者への独占的な利用許諾がなされている(利用許諾の交渉中を含む。)又は約されているもの
- 五 参加者Bが本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データであって、研究 開発データの取得者又は収集者に本プロジェクトの研究開発従事者が含まれず、本プロジェクトにおいて研究開発を行う技術の範囲に含まれないもの

六 その他、前各号に準じる合理的な理由のあるもの

2・・・(【例2】と同様)・・・

#### ≪解説≫

本規定は、プロジェクト参加者間の研究開発データの利用許諾について定めるものであり、 プロジェクトの成果の事業化に支障が生じないよう、公募時に提示されたデータ方針に従い、 プロジェクトに応じて実効的な規定を検討する必要がある。

【例1】では、他のプロジェクト参加者が本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データと本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データを別々に規定して、前者については、第1項において研究開発データを取得したプロジェクト参加者の意向により有償での利用許諾を可能とする一方、後者については、第2項において国の予算により実施される研究開発を促進するため無償での利用許諾を原則としている。

【例2】【例3】の第1項では、本プロジェクト内での研究開発活動のために、プロジェクト参加者が本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データと本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データをまとめて、本プロジェクト内での研究開発活動のため、又は、プロジェクト終了後も含め本プロジェクトの成果を事業化するために、無償で利用できることを原則としている。また、プロジェクト参加者が本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データについては、既に第三者との関係で無償での利用許諾とできない事情がある場合もあり得るため、【例2】では「合理的な理由がある場合」を利用許諾の例外とし、【例3】では、より具体的に利用許諾の例外となる対象を列挙して参加者の事業活動や研究・教育活動に支障が生じないように配慮している。

なお、他のプロジェクト参加者が保有する研究開発データについて、将来の事業化の際の利用をあらかじめ確保するために当該他のプロジェクト参加者に対して補償金を支払うことについては、本条の範囲のものといえる。

【例1】の第4項、【例2】【例3】の第3項は、プロジェクトの実施のためにプロジェクト参加者以外から収集する研究開発データについて定めるものである。プロジェクト参加者以外から研究開発データを収集する場合は、研究開発の効率的な遂行のために、他のプロジェクト参加者も利用できるような条件で収集するように努めるべきである。

【例1】の第5項、【例2】【例3】の第4項は、プロジェクト参加者に対する研究開発データの利用許諾の条件が、プロジェクト参加者以外の者に対する条件よりも不利なものにならないように定めるものである。

#### 第14条 Option 項(サブライセンスを可能とする研究開発データの利用許諾)

# [Option 1]

△ プロジェクト参加者は、本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データ について、●●に対して第三者に対するサブライセンスを可能とする条件で利用許諾する ものとする。

#### [Option 2]

△ プロジェクト参加者は、本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データについて、●●に対して第三者に対するサブライセンスを可能とする条件で利用許諾するものとする。ただし、●●は、研究開発データを取得又は収集したプロジェクト参加者による第三者への利用許諾を優先するとともに、●●が第三者に利用許諾するに当たっては、当該プロジェクト参加者の事業活動(不実施機関における研究・教育活動を含む)に支障が生じないように配慮するものとする。

### ≪解説≫

本規定は、プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データについて、プロジェクト参加者だけでなく参加者以外の第三者に対しても広く利用許諾することが、プロジェクトの方針として参加者間で合意が得られている場合やプロジェクトで得られた研究開発データが他のプロジェクトにおいて利活用されることが想定される場合(例えば基礎研究プロジェクトと応用研究プロジェクトとの関係等)に、技術研究組合やプロジェクトリーダーの所属機関等のようなマネジメントの中核機関に対して、第三者に対するサブライセンスを可能とする条件で利用許諾しておくことで、集約された研究開発データの利用許諾を当該中核機関が一括して行うことを可能とするものである。本規定では、本プロジェクトの実施により取得又は収集した研究開発データのみを対象としているが、プロジェクト参加者が同意するのであればプロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データも対象に含めることが望ましい。

これにより、第三者にとっては、集約された研究開発データの利用許諾を求める相手が一者となるメリットがあり、プロジェクト参加者にとっては、利用許諾の手続きの手間が省けるメリットがある。

<【Option 1】又は【Option 2】の検討にあたっての留意点:対価>

第三者への利用許諾により得られた利用料の配分等については、第10条におけるく【Option4】又は【Option5】の検討にあたっての留意点:対価>と同様にプロジェクト参加者間での協議が必要となる。

## 第15条(協議)

第15条 本合意書の解釈及びその他の事項につき疑義が生じたとき並びに本合意書にない 事項について定める必要が生じたときは、知財運営委員会において審議し、決定するもの とする。

### ≪解説≫

本規定は、本合意書の解釈及びその他の事項につき疑義が生じたとき等において、解決を 図る手続を定めるものである。

# 第16条(本合意書の改訂)

- 第16条 知財運営委員会は、全てのプロジェクト参加者による同意を得て本合意書の改訂 を行うことができる。
- 2 知財運営委員会は、本合意書の改訂を行う場合は、事前に国に届け出るものとする。

#### ≪解説≫

本規定は、知財及びデータ合意書の改訂の手続について定めるものである。

プロジェクト終了時には、往々にしてプロジェクト開始時と市場環境等が異なっているので、プロジェクト終了後の成果の効率的な活用のため、プロジェクト終了前に知財及びデータ合意書の規定、とりわけ第8条乃至第10条と第14条について見直して、必要に応じて改訂、又は別の取決を締結することを検討するとよい。そのために、本規定の第2項に、例えば「本プロジェクトの成果を事業活動において効率的に活用するため、プロジェクト終了前に本合意書の内容を見直すものとする。」と追記することも一つの選択肢である。

# 第17条(有効期間及び残存条項)

- 第17条 本合意書は、○年○月○日より発効し、本プロジェクトの終了後○年経過するまでは有効とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条の規定は、情報開示者が秘匿すべきとして明示した期間中は有効とし、第7条から第11条までの規定は、フォアグラウンドIPの権利存続期間中は、当該存続するフォアグラウンドIPについて有効とする。なお、本プロジェクトの終了日から起算して〇年間経過した後は、本合意書における「知財運営委員会における調整」を「該当する知的財産権及び研究開発データに係る当事者間の調整」、「知財運営委員会における承認」を「該当する知的財産権及び研究開発データに係る全当事者による承認」と読み替えるものとする。

#### ≪解説≫

本規定は、知財及びデータ合意書の有効期間及び当該期間経過後においても有効な規定について定めるものである。

プロジェクト終了後事業化までを見据えて、知財及びデータ合意書における各規定の有効 期間を定めることは大変重要である。

第2項では、プロジェクト終了後に、知財運営委員会を開催することが困難または負担が 大きいことを想定して、読み替え規定を置いているが、プロジェクト終了後も知財運営委員 会を開催するのであれば、なお書きは削除することができる。

# 第18条(本合意書と他の契約書との関係)

第18条 本合意書とプロジェクト参加者と国との間で締結された委託契約書との間に齟齬が生じた場合は、本合意書の規定にかかわらず、委託契約書で定めた規定を優先するものとする。

#### ≪解説≫

本規定は、本合意書と経済産業省の委託契約書との間に齟齬が生じた場合、委託契約書で定めた規定を優先することを定めるものである。

# Option 条(紛争の解決)

# [Option 1]

第〇条 本合意書に関する一切の紛争については、日本法を準拠法とし、民事訴訟法第6条 第1項により定められる[東京・大阪]地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判 所とする。

## [Option 2]

第○条 本合意書に関する紛争については、当事者の協議の上、円満解決を図るものとし、当事者間で解決されない場合には、日本国法を準拠法とし、まず [東京・大阪] 地方裁判所における知財調停に付するものとする。

2 前項に定める知財調停が不成立となった場合、前項に定める地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### (Option 3)

第〇条 本合意書に関する一切の紛争は、日本法を準拠法とし、日本知的財産仲裁センターの 仲裁手続規則に従って、仲裁により終局的に解決されるものとする。

# ≪解説≫

プロジェクトで発生する争いは、基本的に当事者間や知財運営委員会において解決することが望まれるが、そこで解決できなければ、裁判の他に調停や仲裁も選択肢となる。そのような解決手段を本合意書において定めておくことが考えられる。【Option 1】から【Option 3】はその一例を示すものである。

# Option 条 (オープン・ソース・ソフトウェアの取扱い)

### (Option)

第○条 本プロジェクトにおいて、プロジェクト参加者が、オープン・ソース・ソフトウェア (以下「OSS」という。)を利用しようとするときは、OSSの利用許諾条項、機能、 脆弱性等に関して適切な情報を知財運営委員会に提供し、知財運営委員会においてOSS の利用の承諾を得るものとする。

#### ≪解説≫

OSSとは、ソフトウェアのソースコードが公開され、利用や改変、再配布を行うことが誰に対しても許可されているソフトウェアのことであり、OSSを利用することで開発の効率化による開発費の抑制、開発期間短縮等のメリットがある<sup>24</sup>。一方で、OSSは、ソフトウェアごとに個別にライセンスが宣言されており、利用者は、そのライセンスに準拠しなければならず、OSSによっては、その派生物を頒布する場合にソースコード開示が求められるもの(例えば、Linuxで適用されているGPLライセンス)や、品質保証や知財補償が否認されているものがある。そこで、後々のトラブル防止のため、知財運営委員会において、他のプロジェクト参加者がOSSの利用について異議を申し立てる機会を与えてOSS利用の採否を判断することが考えられる。

# 4. 国外企業等が参加する場合の作成例

国外企業等が保有する知的財産権については、国内企業等が事業化できなくなることを防ぐために、原則国内企業等の他のプロジェクト参加者が実施できるようにしておくことが重要である。そこで、第10条(知的財産権の実施許諾)について、以下のように修正し、また、第14条(研究開発データの利用許諾)についても以下と同様の修正を行うことが重要である。

# 【例1】

第10条 ・・・プロジェクト参加者(以下本項において「参加者A」という。)が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者(以下本項において「参加者B」という。)の保有するバックグラウンドIPについて実施許諾を求めた場合、参加者Bは、原則として、参加者Aが本プロジェクトの成果を事業化するために必要な範囲で、参加者Aに実施許諾を行うものとする。

ただし、参加者Bが国内企業等である場合にあっては、その保有するバックグラウンド I Pを参加者Aに実施許諾することにより、参加者Bの既存又は将来の事業(不実施機関における研究・教育活動を含む)に支障を及ぼすこと(参加者Bの競争優位が損なわれることを含む。以下本条において同じ。)が予想される場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合には、参加者Bは、実施許諾を拒否することができるものとする。

2 ・・・プロジェクト参加者(以下本項において「参加者A」という。)が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者(以下本項において「参加者B」という。)の保有するフォアグラウンドIPについて実施許諾を求めた場合、参加者Bは、原則として、参加者Aが本プロジェクトの成果を事業化するために必要な範囲で、参加者

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 経済産業省 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課「OSS の利活用及びそのセキュリティ確保に向けた管理手法に関する事例集」

Aに実施許諾を行うものとする。

ただし、参加者Bが国内企業等である場合にあっては、その保有するフォアグラウンド I Pを参加者Aに実施許諾することにより、参加者Bの既存又は将来の事業(不実施機関における研究・教育活動を含む)に支障を及ぼすことが予想される場合には、参加者Bは、実施許諾を拒否することができるものとする。

# 【例2】

#### 第10条 ・・・

2 プロジェクト参加者(以下本項において「参加者A」という。)が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者(以下本項において「参加者B」という。)が保有する知的財産権について実施許諾を求めた場合、参加者Bは、当該事業化をするために必要な範囲で、原則として、参加者Aに実施許諾を行うものとする。

ただし、参加者Bが国内企業等である場合にあっては、その保有する知的財産権を参加者Aに実施許諾することにより、参加者Bの既存又は将来の事業(不実施機関における研究・教育活動を含む)に支障を及ぼすこと(参加者Bの競争優位が損なわれることを含む。)が予想される場合又は第三者との契約の存在等の合理的な理由がある場合には、参加者Bは、実施許諾を拒否することができるものとする。・・・

# 【例3】

## 第10条 ・・・

2 プロジェクト参加者(以下本項において「参加者A」という。)が、本プロジェクトの成果を事業化するために、他のプロジェクト参加者(以下本項において「参加者B」という。)が保有する知的財産権について実施許諾を求めた場合、参加者Bは、当該事業化をするために必要な範囲で、原則として、参加者Aに実施許諾を行うものとする。

ただし、参加者Bが国内企業等である場合にあっては、次の各号のいずれかに該当する 知的財産権については、参加者Bは、実施許諾を拒否することができるものとする。

• • •

令和4年度産業技術調査事業

# 委託研究開発における知的財産マネジメントに関する<br/> 運用ガイドラインの調査

報告書

2023年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社